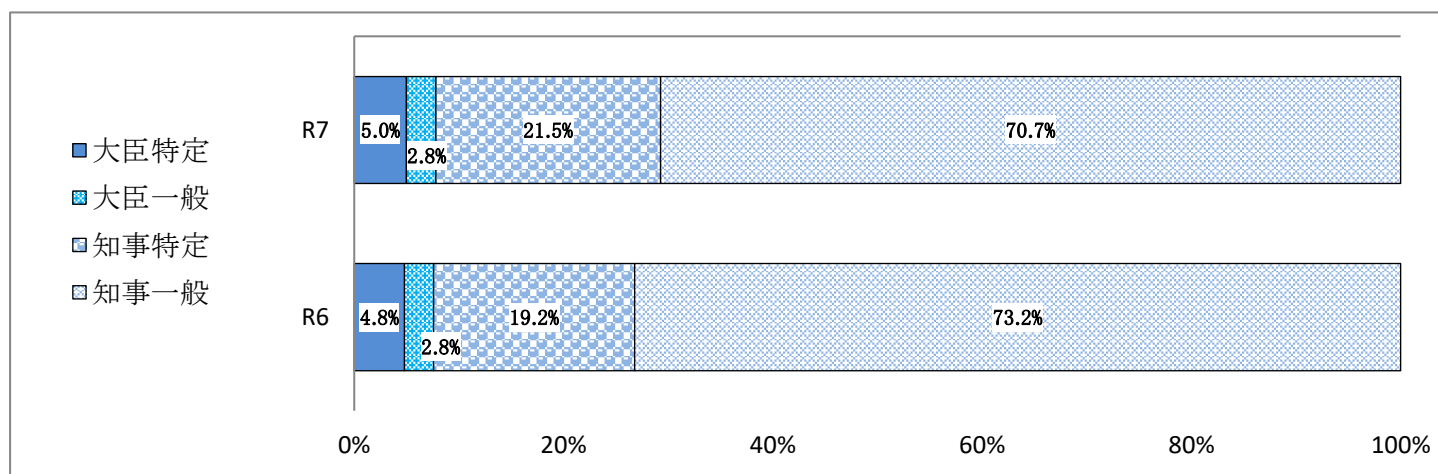


令和7年度下請取引等実態調査の結果について

1. 調査の概要

- ・調査目的: 建設工事における元請負人と下請負人との下請取引の適正化を図るため、下請取引等の実態を把握し、建設業法令違反行為を行っている建設業者に対し指摘を実施
- ・調査対象: 全国の建設業者(大臣特定・大臣一般、知事特定・知事一般)から無作為に抽出した 30,000 業者
 <R7 年度>
 大臣特定: 1,500 者(5%)、大臣一般: 840 者(3%)、知事特定: 6,440 者(22%)、知事一般: 21,220 者(70%)
 <R6 年度>
 大臣特定: 1,440 者(5%)、大臣一般: 840 者(3%)、知事特定: 5,760 者(19%)、知事一般: 21,960 者(73%)

図-1 調査対象建設業者数



- ・調査方法: WEB 調査(令和7年7月~令和7年9月)
- ・調査内容: 元請負人と下請負人の間及び発注者(施主)と元請負人との取引の実態等、見積方法(法定福利費、労務費、工期)の状況、請負契約の締結状況、価格転嫁や工期設定の状況、約束手形の期間短縮や電子化の状況 等
- ・調査対象期間: 令和6年7月1日~令和7年6月30日における取引
- ・回収業者数: 19,964 業者(回収率 66.5%)
- ・集計対象業者数: 17,756 業者(回収業者数から既に事業活動を終了した建設業者(252 業者)、事業活動を終了していないが対象期間に請負実績がない建設業者(1,956 業者)を除いた者)

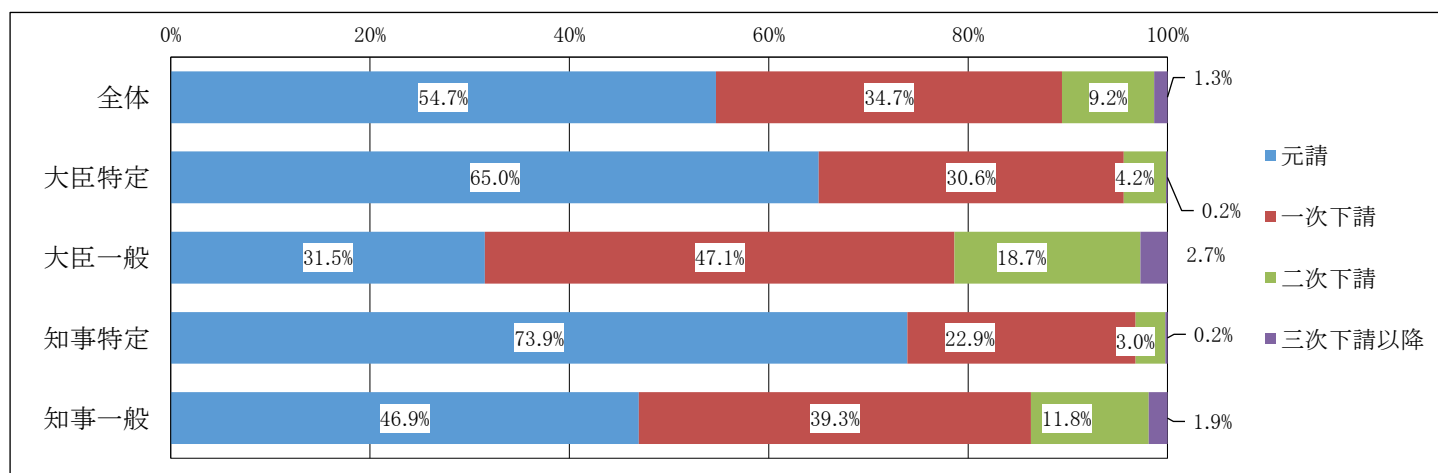
表-1 許可区分別回収率・集計対象業者数

許可区分	調査対象業者数 ①	回収業者数 ②	建設工事を下請 負人に発注した 実績がある	建設工事を下請 負人に発注した 実績がない	既に事業活動を 終了した建設業者 ③	建設工事を調査対 象期間に請負実績 がない建設業者 ④	回収率 ②/①	集計対象業者数 ②-③-④
大臣特定	1,500	1,276	1,218	34	2	22	85.1%	1,252
大臣一般	840	599	451	101	9	38	71.3%	552
知事特定	6,440	4,801	4,193	389	30	189	74.5%	4,582
知事一般	21,220	13,288	7,843	3,527	211	1,707	62.6%	11,370
計	30,000	19,964	13,705	4,051	252	1,956	66.5%	17,756

○回答業者の主な立場

特定建設業者は元請の割合が高く、一般建設業者は下請の割合が高くなっています。(図-2)

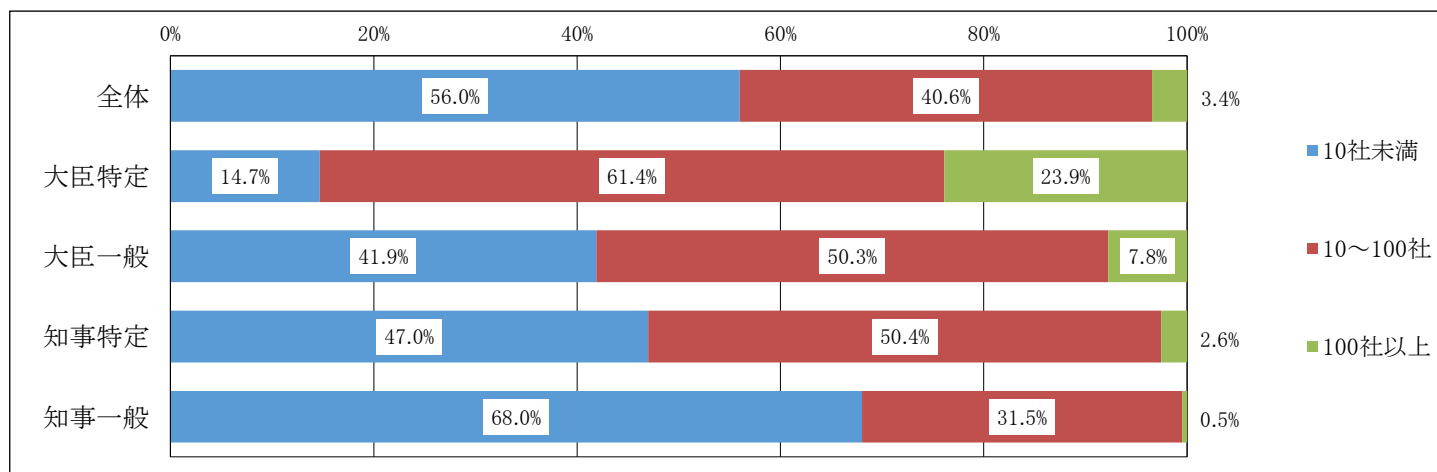
図-2 建設業者の立場



○取引業者数について

1年間に下請取引した会社数は、大臣特定建設業者においては85.3%が取引業者数10社以上でした。一方、知事一般建設業者においては、68.0%が取引業者数10社未満でした(図-3)

図-3 1年間の下請取引業者数



2. 調査結果

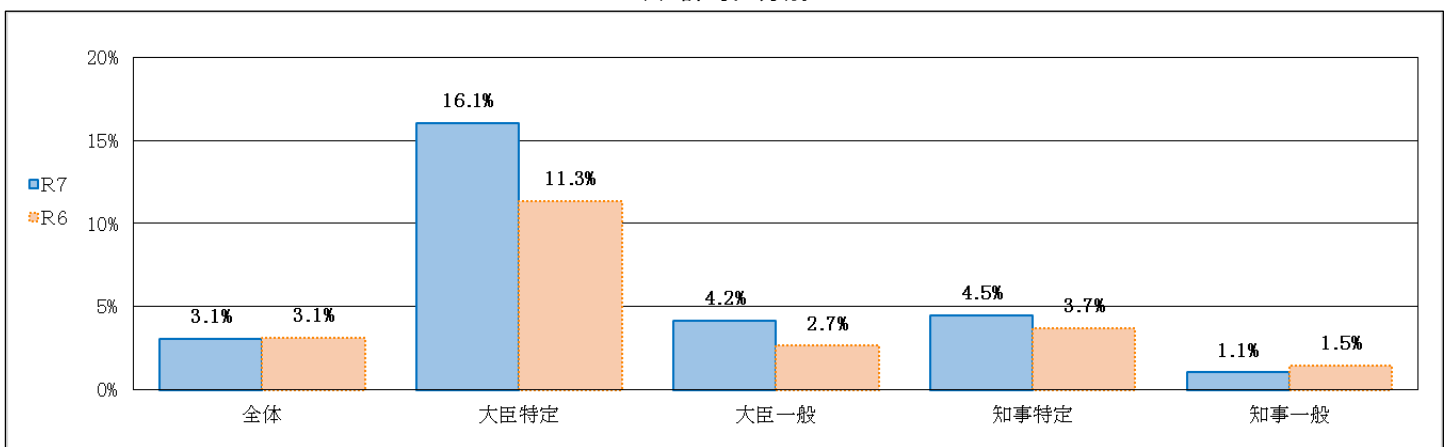
2.1 建設業法の遵守状況(概要)

元請・下請を問わず建設工事を下請負人に発注したことのある 17,756 業者のうち、建設業法に基づく指導の必要がないと認められる建設業者(以下「適正回答業者」という。)は、549 業者(3.1%以下「適正回答業者率」という。)でした。

許可区分別でみると、大臣特定建設業者の適正回答業者率が最も高く(16.1%)、知事一般建設業者が最も低い(1.1%)結果となりました(図-4(a))。

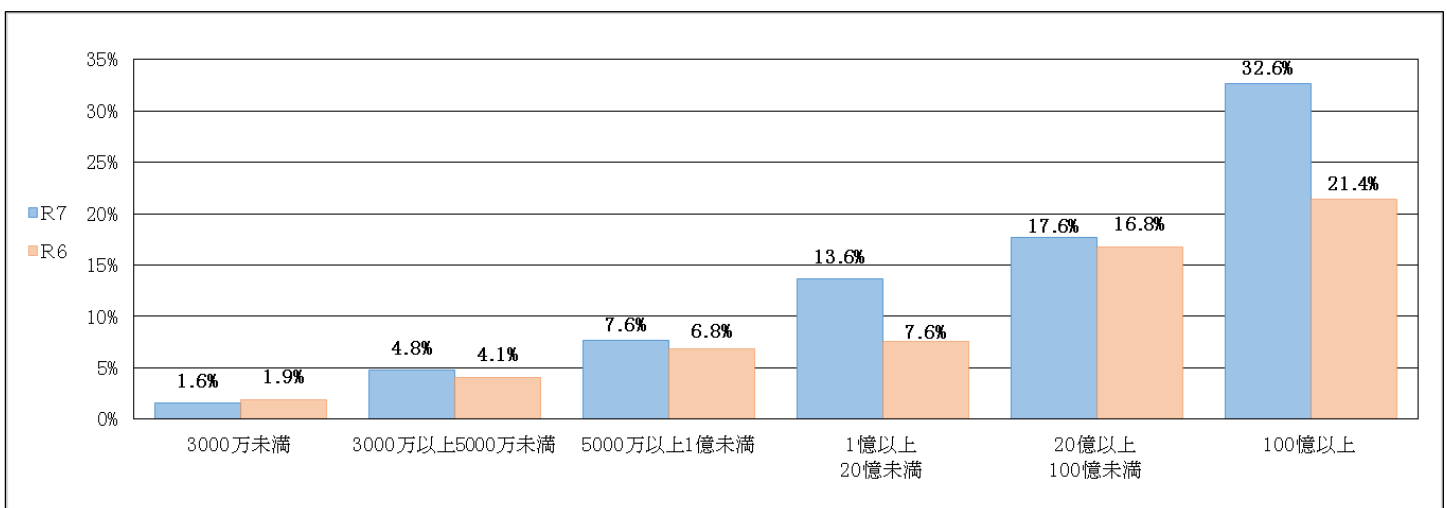
また、各構成比は四捨五入にて表示するため、合計が 100%にならない場合があります。(図-4)

図-4 適正回答業者の割合
(a) 許可区分別



資本金階層別でみると、資本金階層が大きくなるほど適正回答業者の割合が高くなっています。(図-4(b))。

(b) 資本金階層別



2.2 建設業法の遵守状況(項目別)

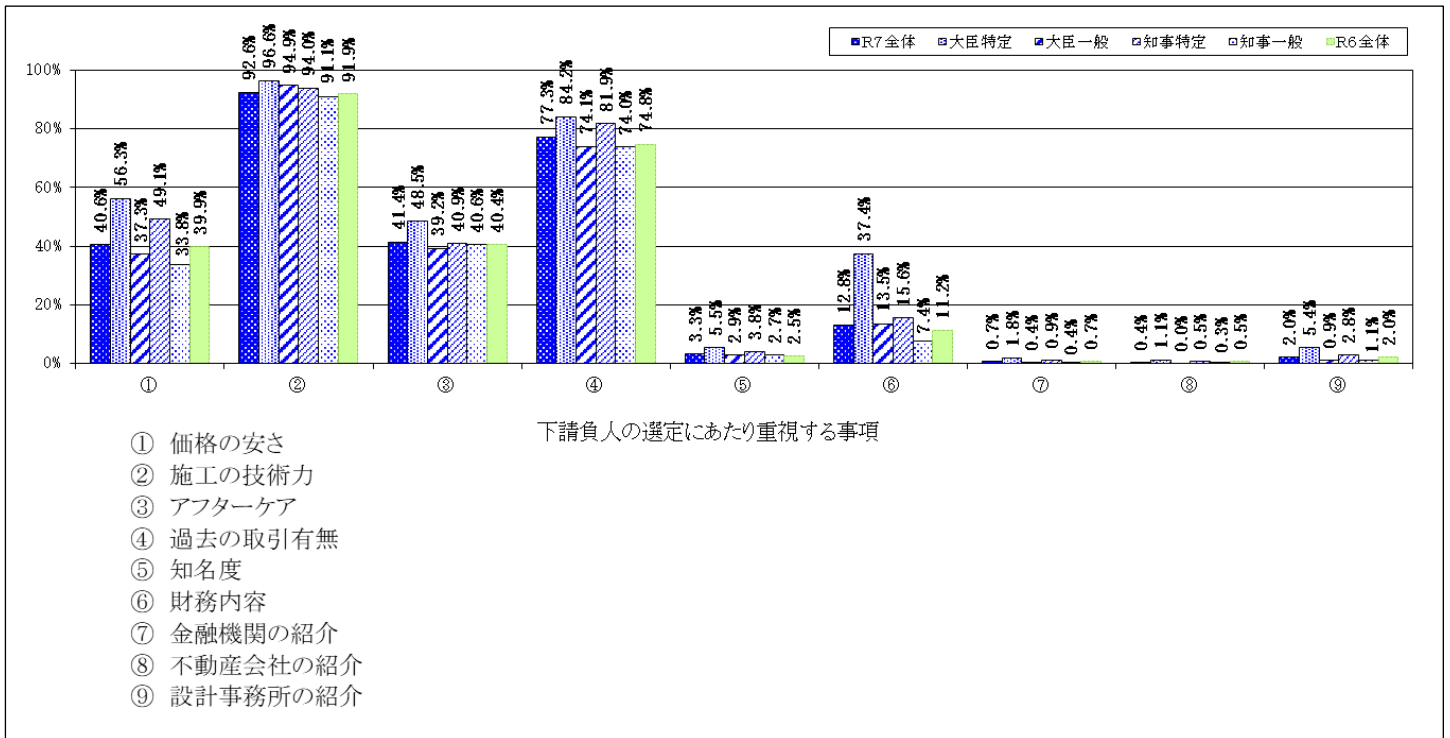
I 元請負人の立場で回答する設問

(1) 下請負人の選定にあたり重視する事項(Q1-3)

元請負人として、下請負人を選定する際に重視する事項については、②「施工の技術力」、④「過去の取引有無」、③「アフターケア」、①「価格の安さ」が上位を占める結果となりました。

許可区分による大きな差異はありませんが、大臣特定については、⑥「財務内容」も重視する傾向がみとれます。(図-5)

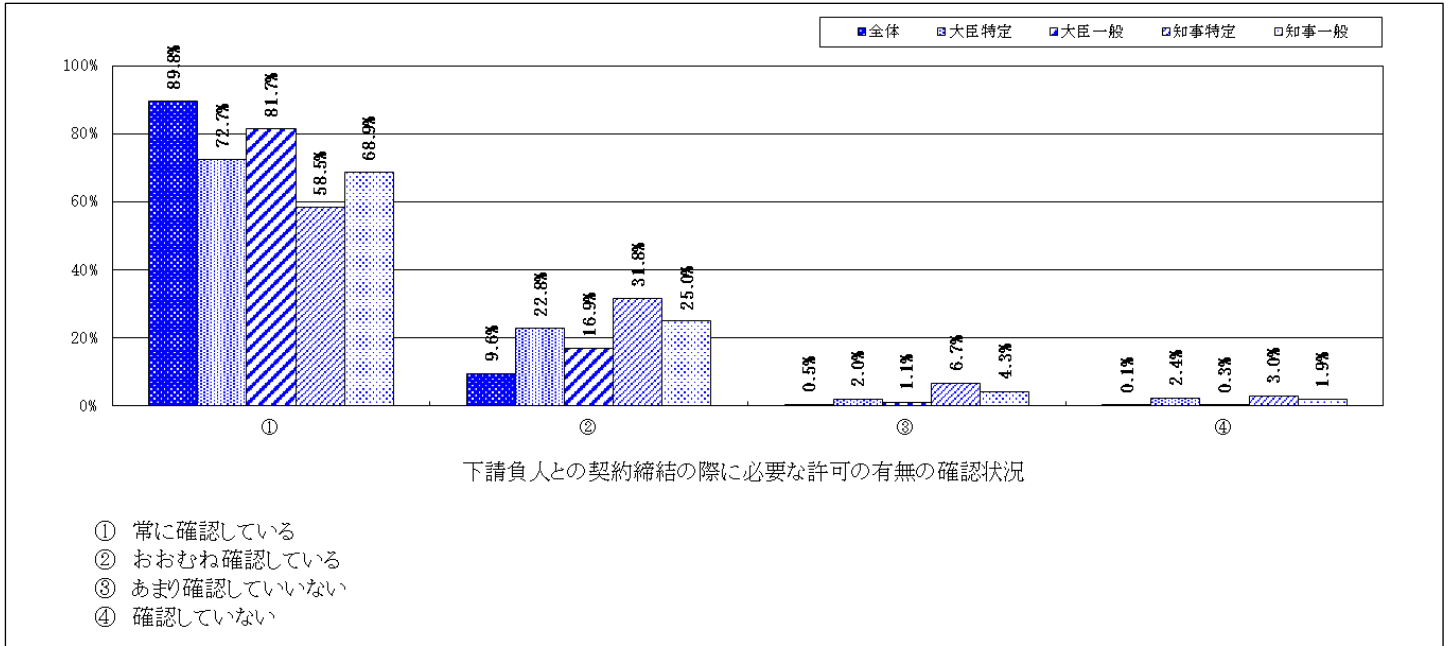
図-5 下請負人の選定にあたり重視する事項



(2) 下請負人との契約締結の際における必要な許可の有無の確認状況(Q1-4)

下請負人との契約締結の際に必要な許可の有無を確認している事業者は、①「常に確認している」の割合が**89.8%**と、高い結果となりました。(図-6)

図-6 下請負人との契約締結の際に必要な許可の有無の確認状況

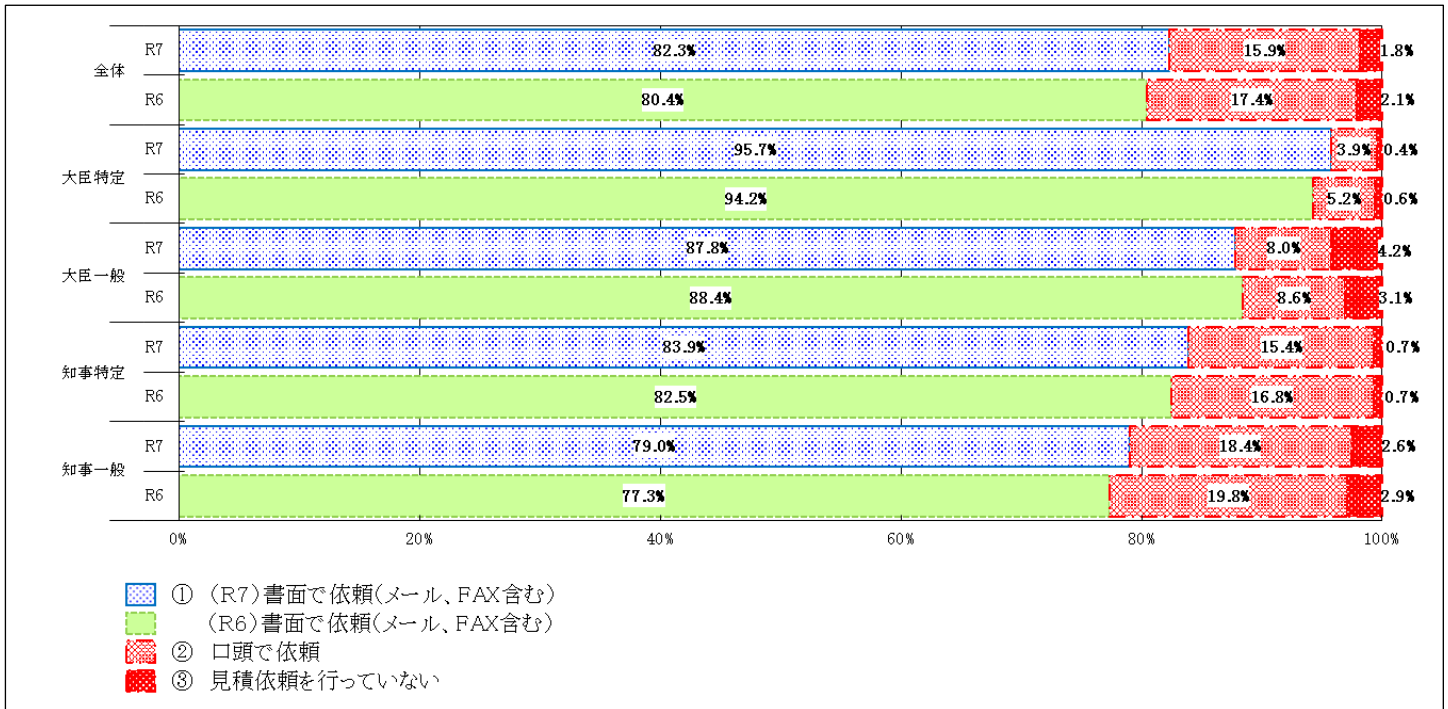


(3) 下請負人との見積りや下請代金の決定方法(Q2-1)

(3)-1 見積り依頼方法

元請負人は、下請負人に見積りを依頼する際には、下請契約の具体的な内容を示す必要があり、その内容は「書面」で示すべきこととされています。①「書面」で見積り依頼を行っている事業者は 82.3%(昨年度 80.4%)であり約 2 割が書面による見積り依頼を行っていない状況でした。(図-7)

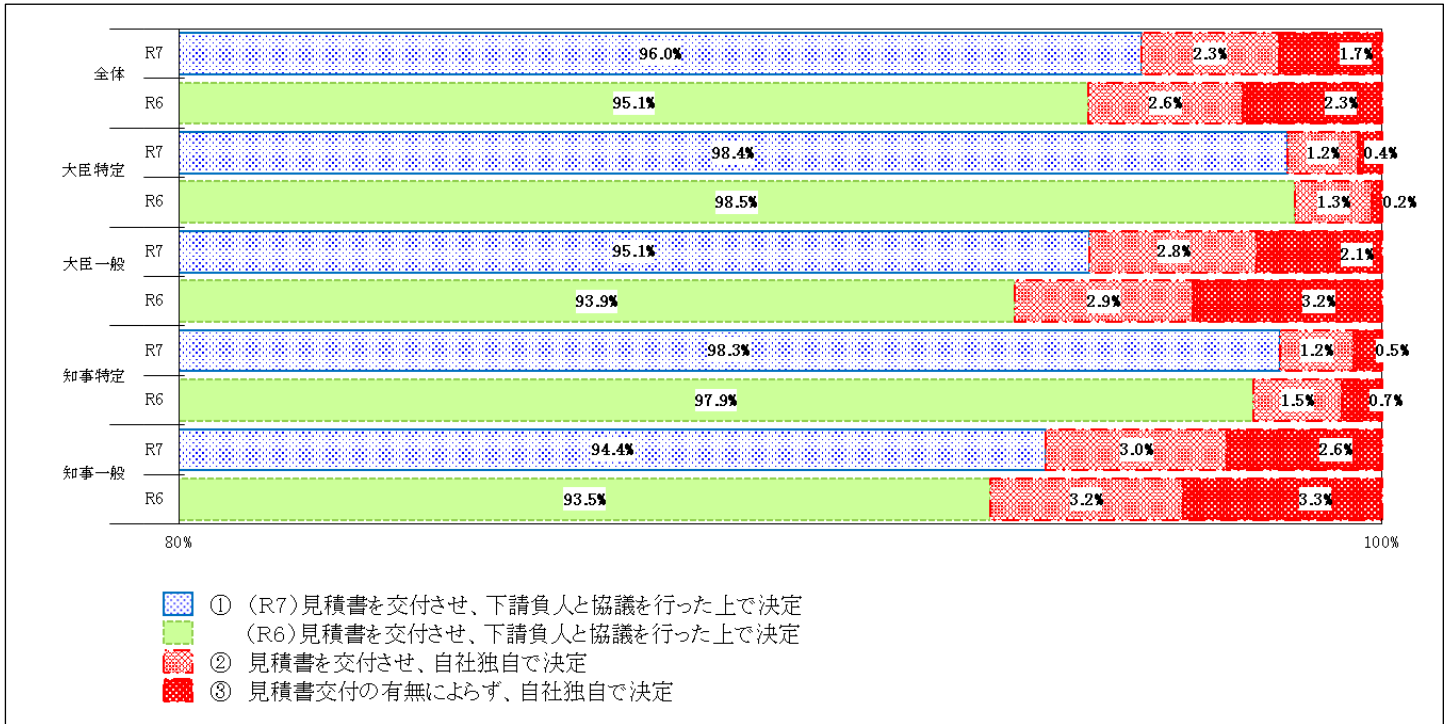
図-7 下請負人への見積り依頼方法



(3)－2 下請代金決定方法(Q2－2)

下請契約を締結する際には、元請負人は、下請負人から見積書を交付させ、下請負人と十分な協議を行うことが必要です。見積書を交付させ、下請負人と協議を行った上で下請代金を決定している建設業者は、全体平均で96.0%(昨年度95.1%)でした。(図－8)

図－8 下請代金決定方法



(4)見積内容について①

(4)－1 当初見積書の請負代金と最終見積書の請負代金における差額の状況(Q2－3)

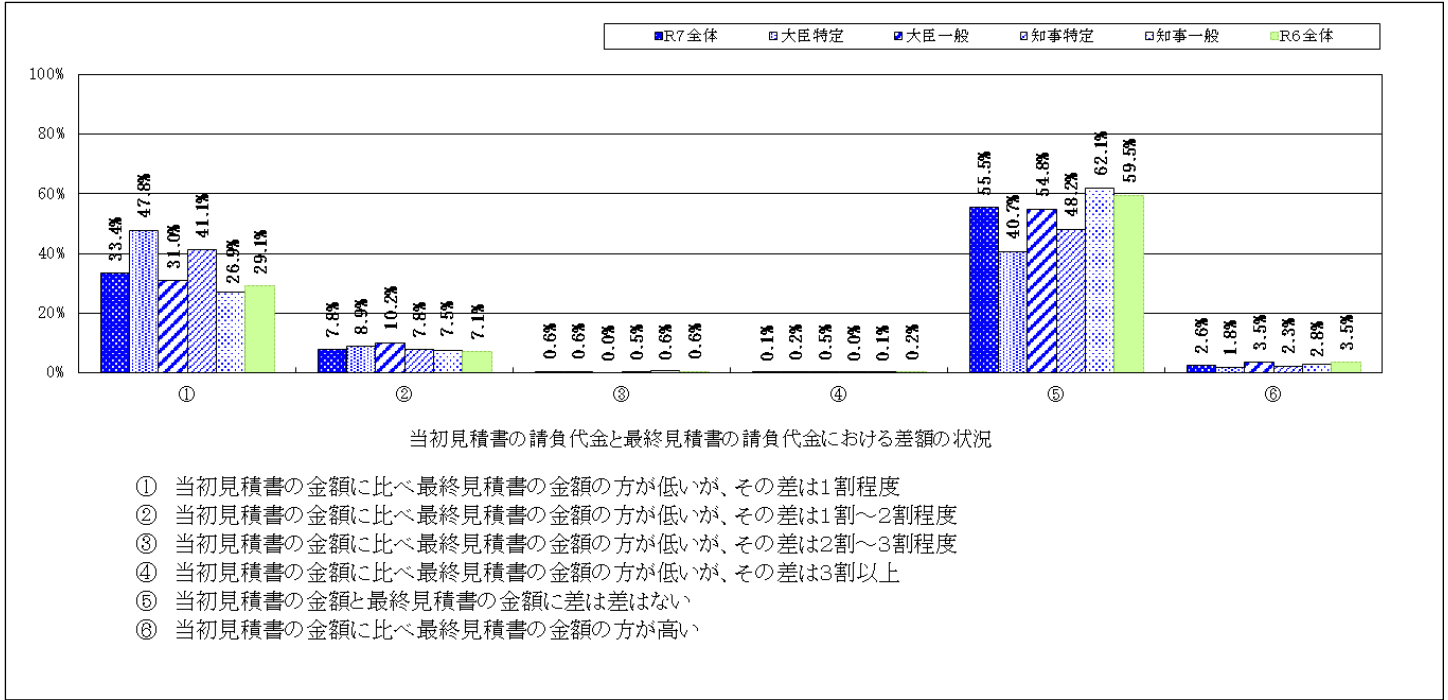
令和6年度の建設業法改正により、同法の施行後は、下請負人が「労務費の基準」を著しく下回る見積りを行うことや、元請負人が下請負人の提示した見積額に対して「労務費の基準」を著しく下回ることとなる額への変更依頼・契約締結等が禁止されることになりました。これを踏まえ、

(イ) 価格交渉の際に、下請負人が最初に元請負人に提出した見積書(以下「当初見積書」という。)の請負代金(その内訳である労務費・材料費を含む)

(ロ) 価格交渉の結果、請負契約に反映することとなった見積書(以下「最終見積書」という。)の請負代金(その内訳である労務費・材料費を含む)

の状況について回答を求めたところ、当初見積書の請負代金と最終見積書の請負代金で、⑤「金額に差がない」と回答した建設業者が55.5%(昨年度59.5%)、当初見積書よりも最終見積書の請負代金の方が1割程度又は1割～2割程度低いと回答した建設業者があわせて41.2%(昨年度36.2%)という結果でした。(図－9)

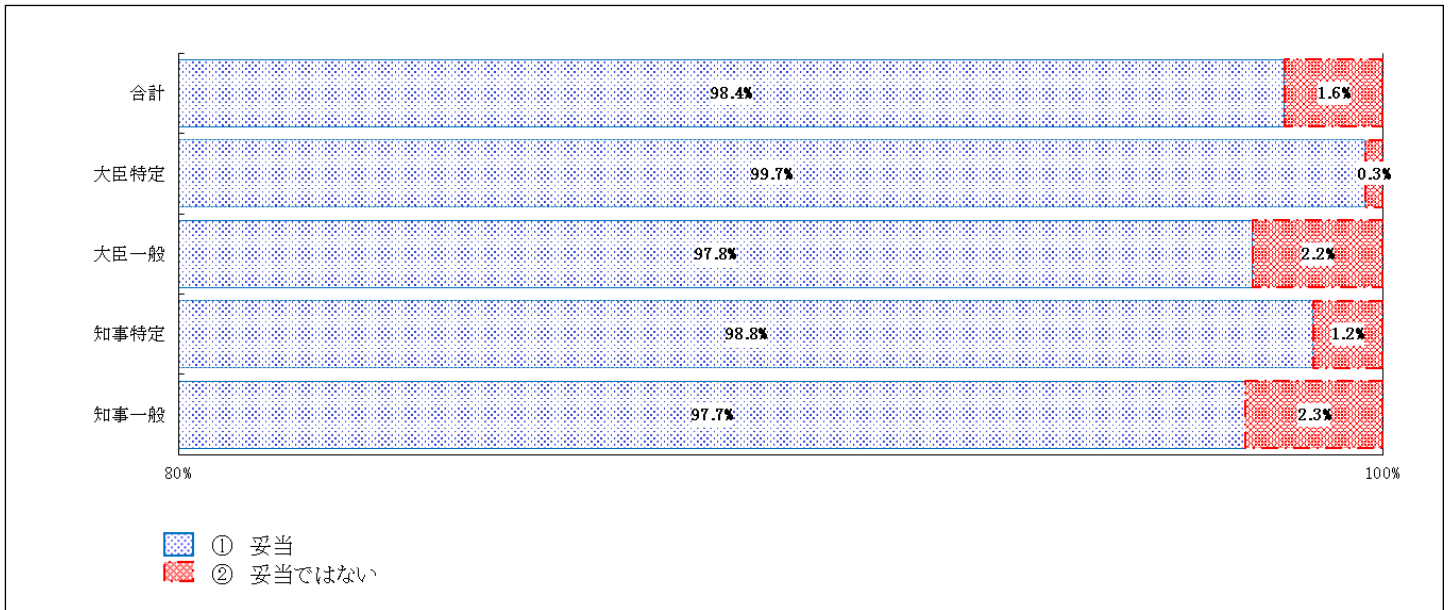
図-9 当初見積書の請負代金と最終見積書の請負代金における差額の状況



(4) - 2 当初見積書に対する最終見積書における減額割合の妥当性(Q2-4)

当初見積書に対する最終見積書における減額割合の妥当性については、①「妥当」と回答した建設業者が**98.4%**という結果でした。(図-10)

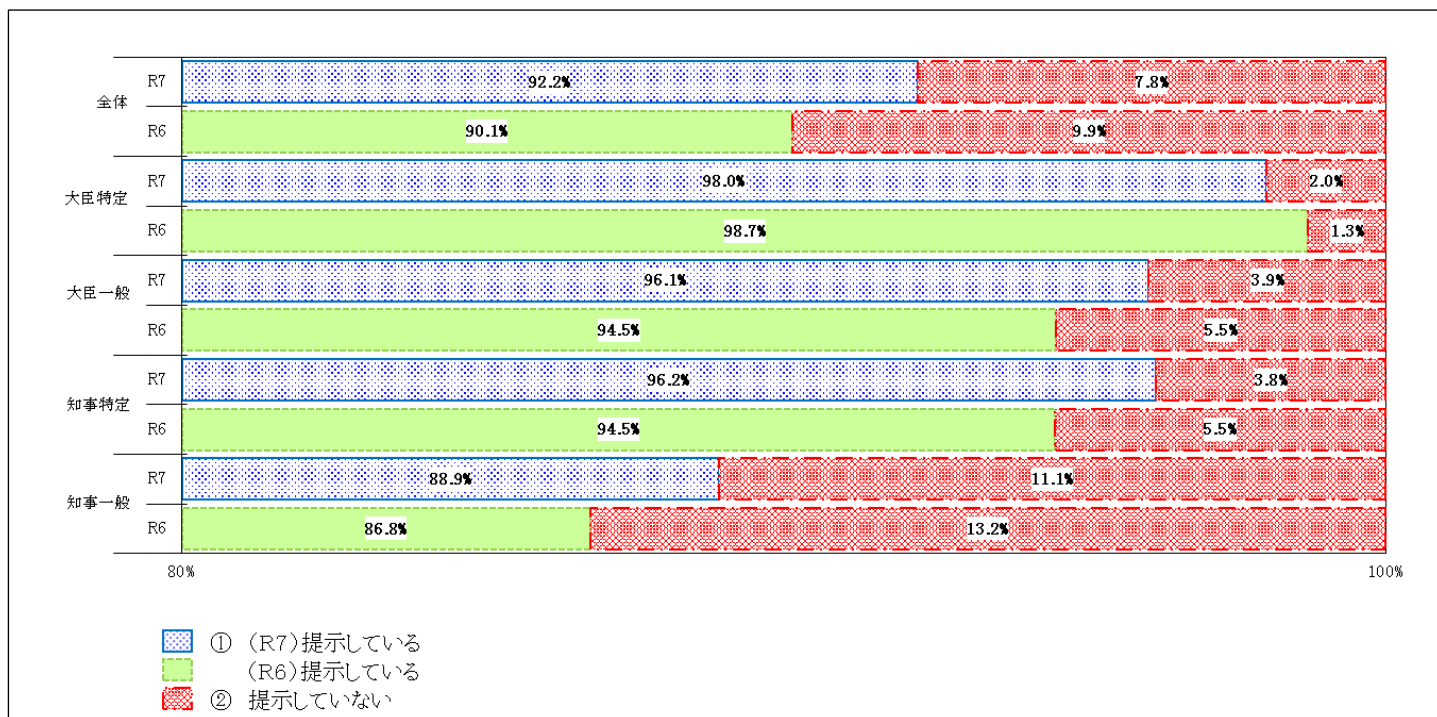
図-10 当初見積書に対する最終見積書における減額割合の妥当性



(4) - 3 見積条件提示時における下請負契約内容の提示状況(Q2-5)

見積条件提示時における下請負契約内容の提示状況については、①「提示している」と回答した建設業者は**92.2%**(昨年度**90.1%**)という結果でした。(図-11)

図－11 見積条件提示時における下請負契約内容の提示状況

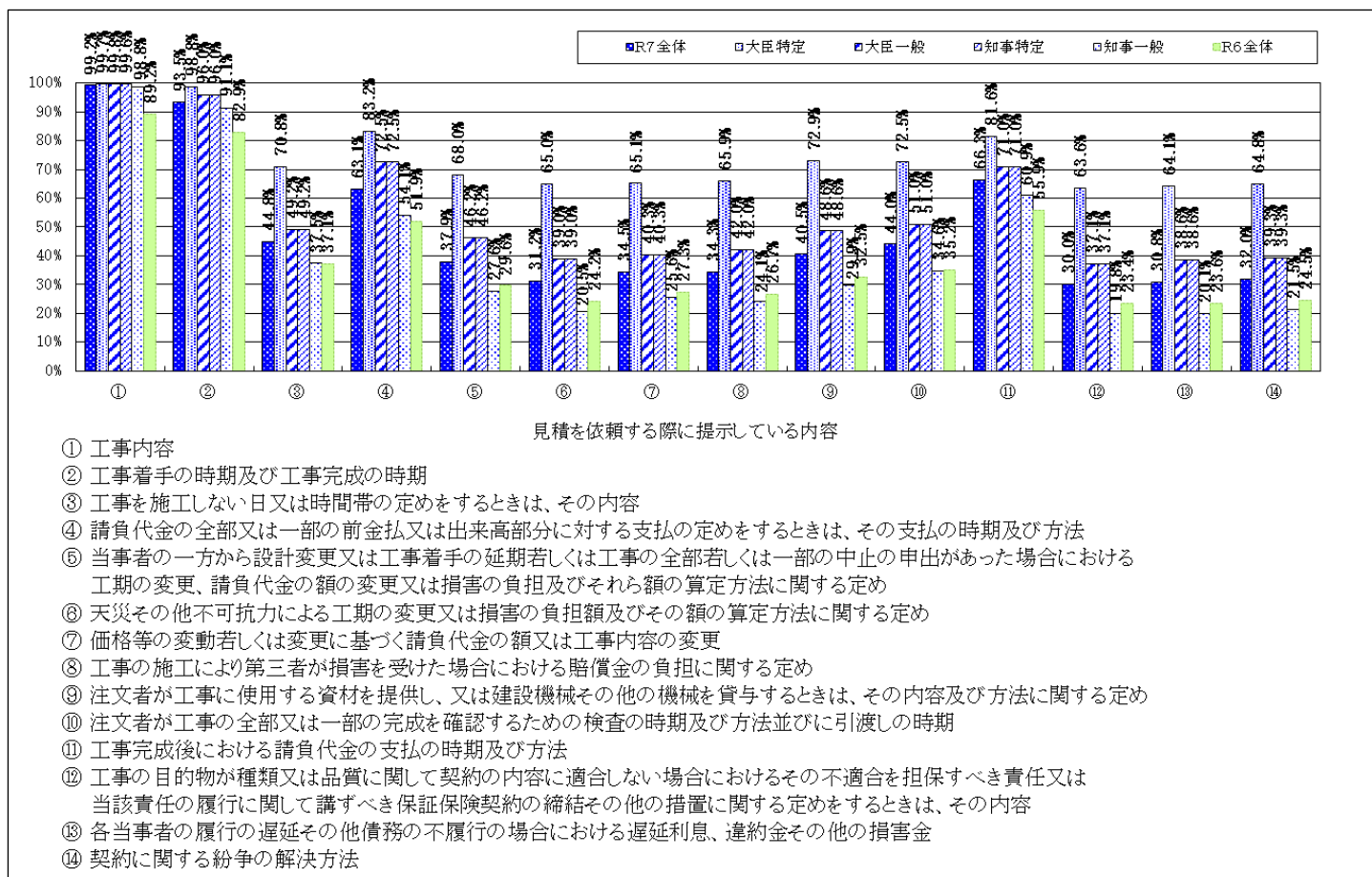


(4)－4 見積りを依頼する際に提示している内容(Q2－6)

元請負人は、下請負人に見積りを依頼する際には、契約書に記載すべき 15 項目のうち請負代金の額を除いた 14 項目について、できる限り具体的に内容を提示しなければなりません。

必要な項目を全て提示している建設業者は17.9%(昨年度13.1%)であり、約 8 割が必要な項目の一部を提示していませんでした。項目別にみると「工事内容」、「工期」については概ね提示されている状況で、それ以外の項目については、提示されている割合が低い状況でした。(図－12)

図-12 見積を依頼する際に提示している内容

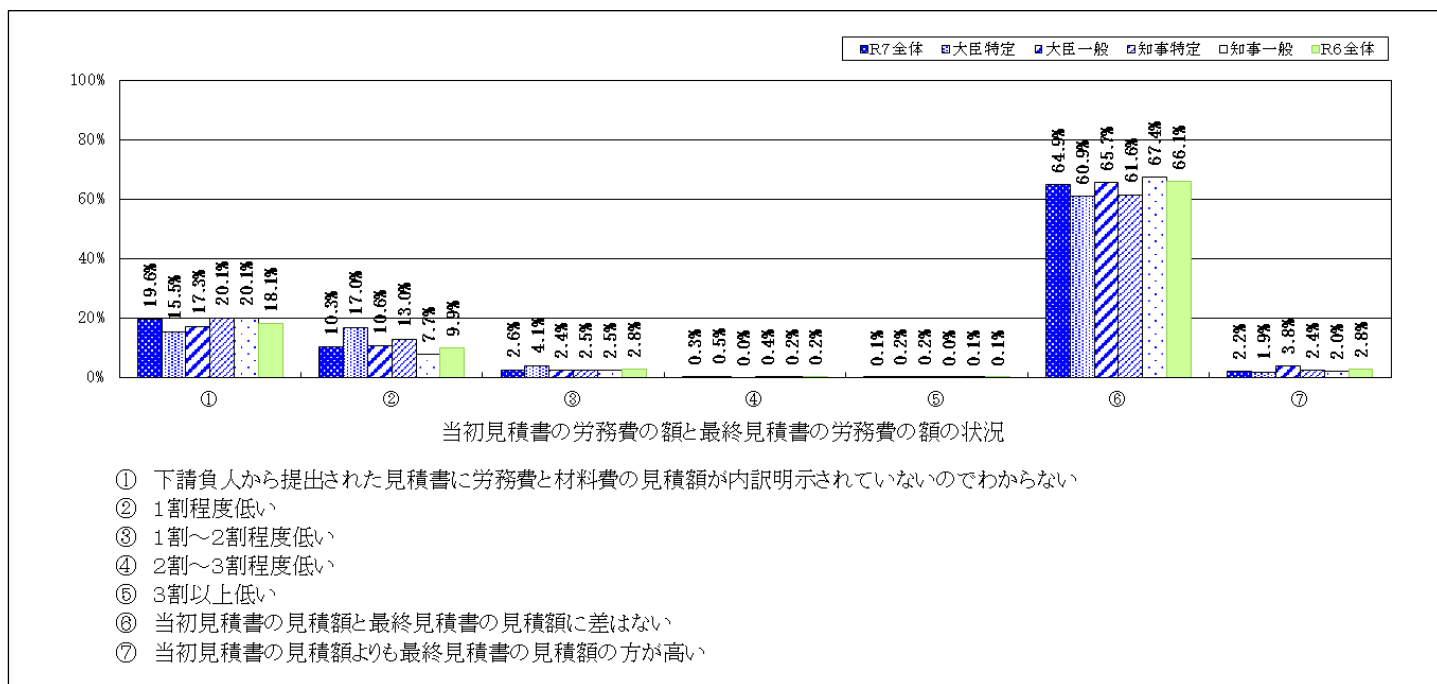


(4) - 5 当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況(Q2-7)

【労務費】

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況について回答を求めたところ、⑥「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で 64.9% (昨年度 66.1%) でした。また、当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の間で 1 割以上の差があったと回答した建設業者は 13.3% (選択肢②～⑤の合計) (②10.3%、③2.6%、④0.3%、⑤0.1%) でした。なお、下請負人が交付した見積書に労務費や材料費が内訳明示されていないと回答した割合は 19.6% (昨年度 18.1%) でした。(図-13)

図－13 当初見積書の労務費の額と最終見積書の労務費の額の状況

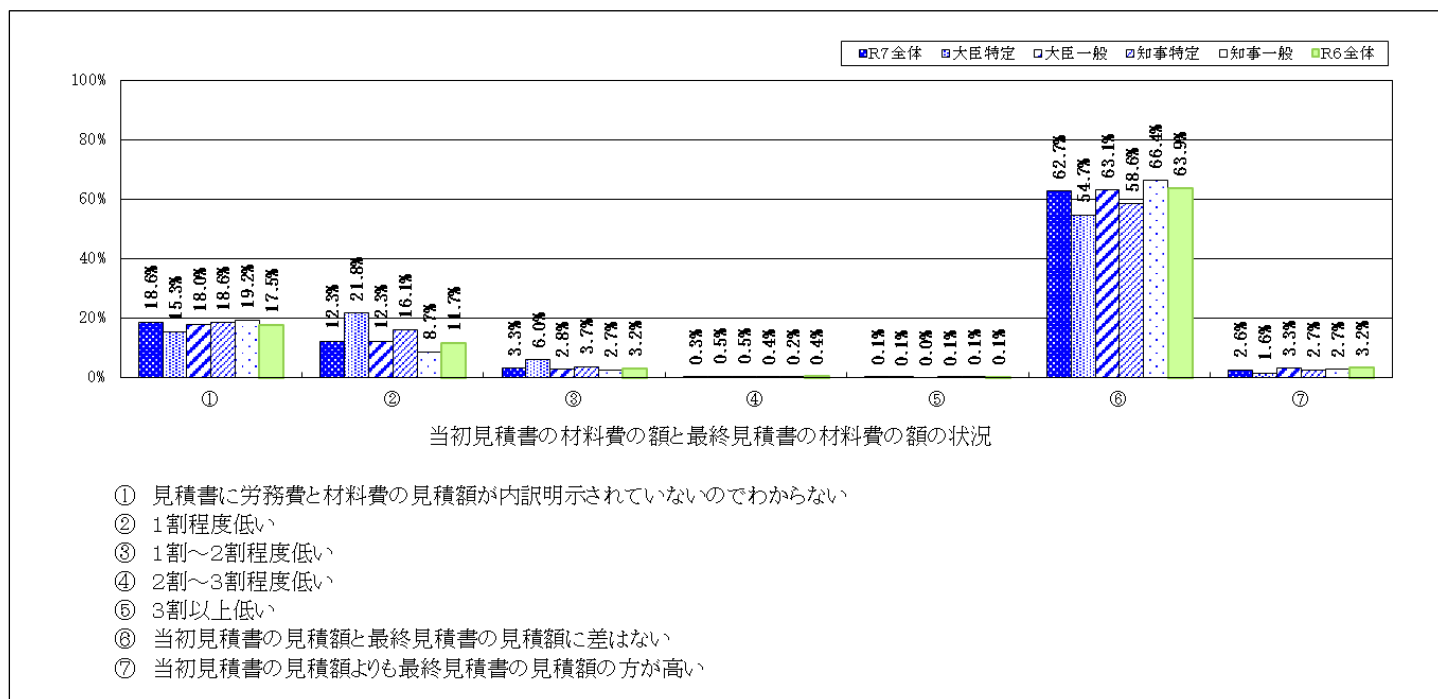


(4)－6 当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況(Q2－7)

【材料費】

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況について回答を求めたところ、⑥「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **62.7%**(昨年度 **63.9%**)でした。また、当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額で1割以上の差があったと回答した建設業者は **16.0%**(選択肢②～⑤の合計)(**②12.3%**、**③3.3%**、**④0.3%**、**⑤0.1%**)でした。なお、下請負人が提示した見積書に労務費や材料費が内訳明示されていないと回答した割合は **18.6%**(昨年度 **17.5%**)でした。(図－14)

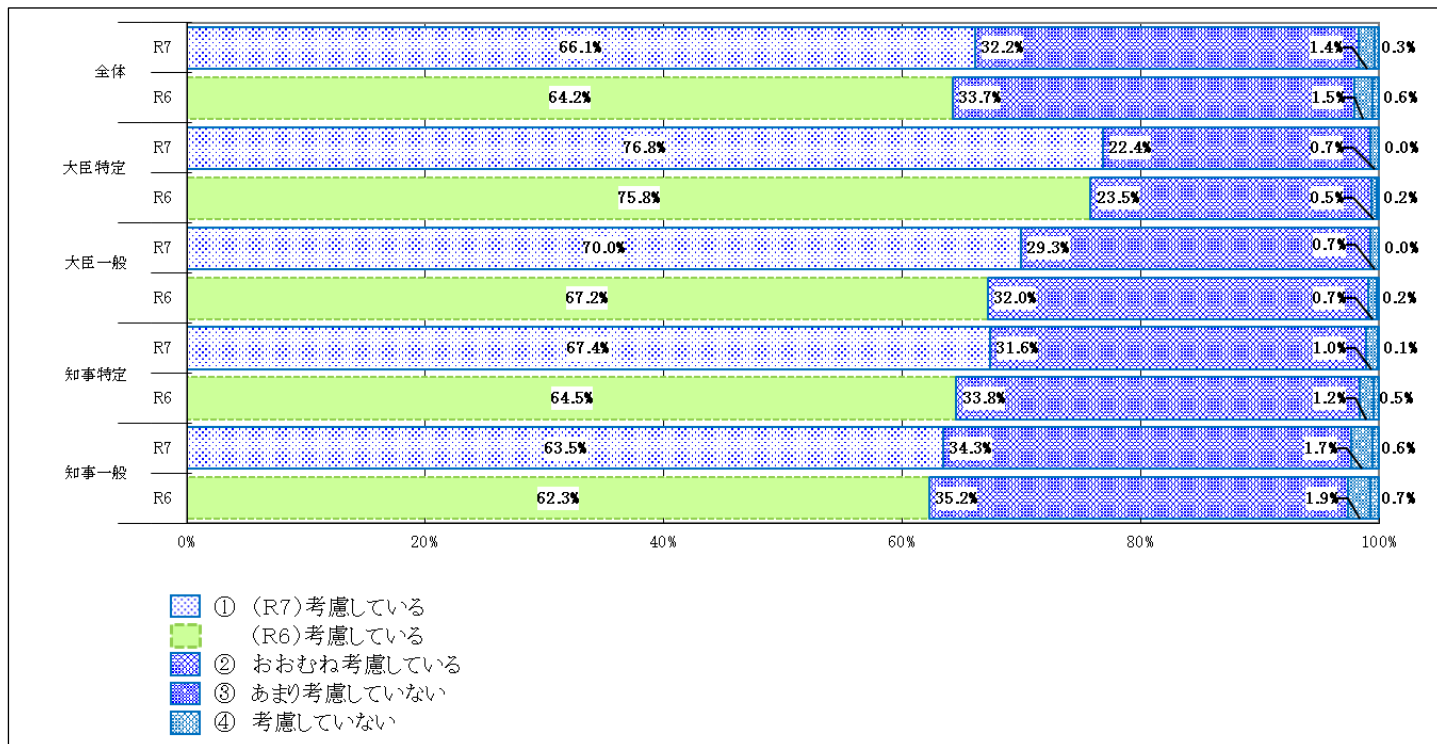
図－14 当初見積書の材料費の額と最終見積書の材料費の額の状況



(4)－7 最終見積書の価格を設定する際の「通常必要と認められる」額の考慮状況(Q2－8)

下請負人との価格交渉の結果、請負契約に反映することとなった最終見積書の労務費及び材料費の価格の設定にあたり、当該工事の施工に係る通常必要と認められる額についての考慮状況について回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて98.3%(昨年度97.9%)でした。(図－15)

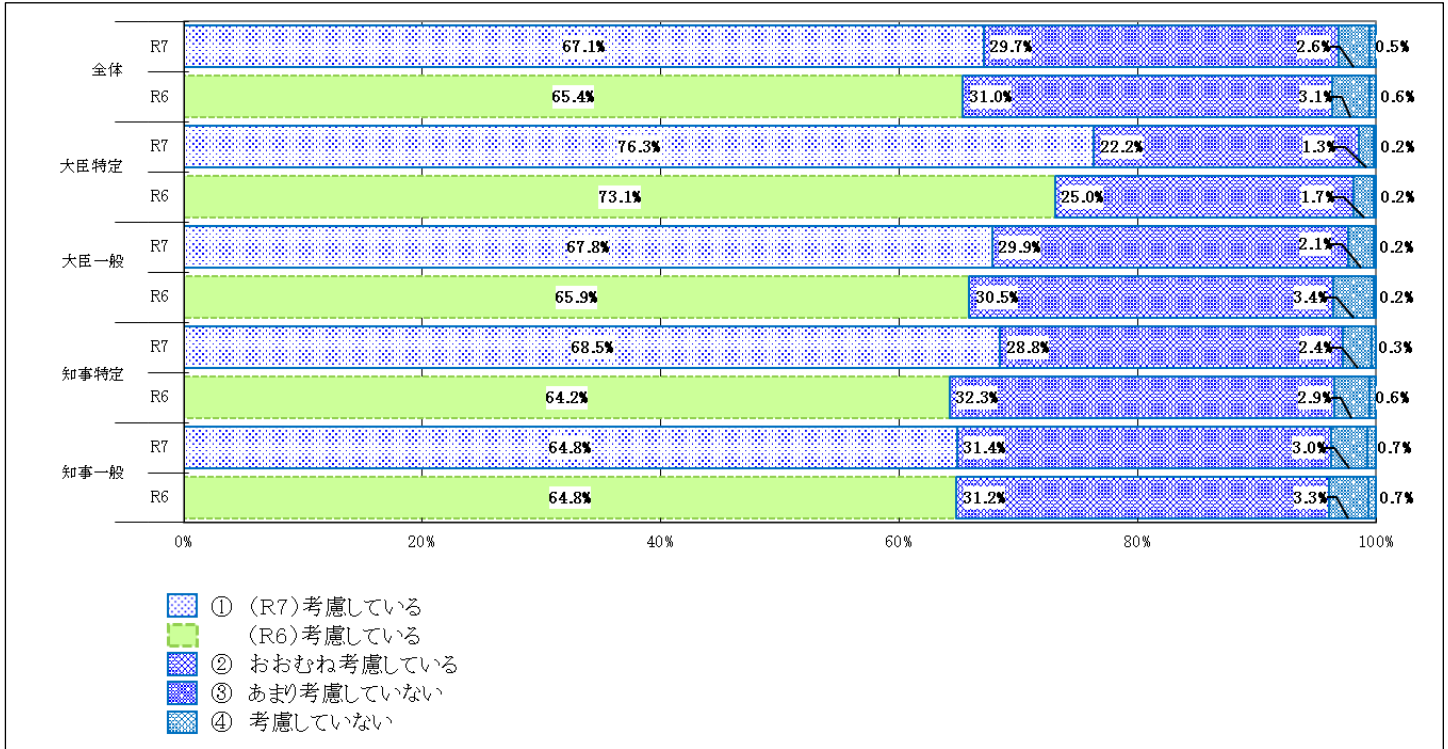
図－15 最終見積書の価格を設定する際における「通常必要と認められる」額の考慮状況



(4)－8 工期を設定する際の時間外労働上限規制(令和6年4月適用)の考慮状況(Q2－9)

令和6年4月1日から建設業に時間外労働上限規制が適用されていますが、元請負人として、工期を設定する際に、時間外労働の上限規制を考慮しているかについて回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて96.8%(昨年度96.4%)でした。(図－16)

図－16 工期を設定する際の時間外労働上限規制(令和6年4月適用)の考慮状況

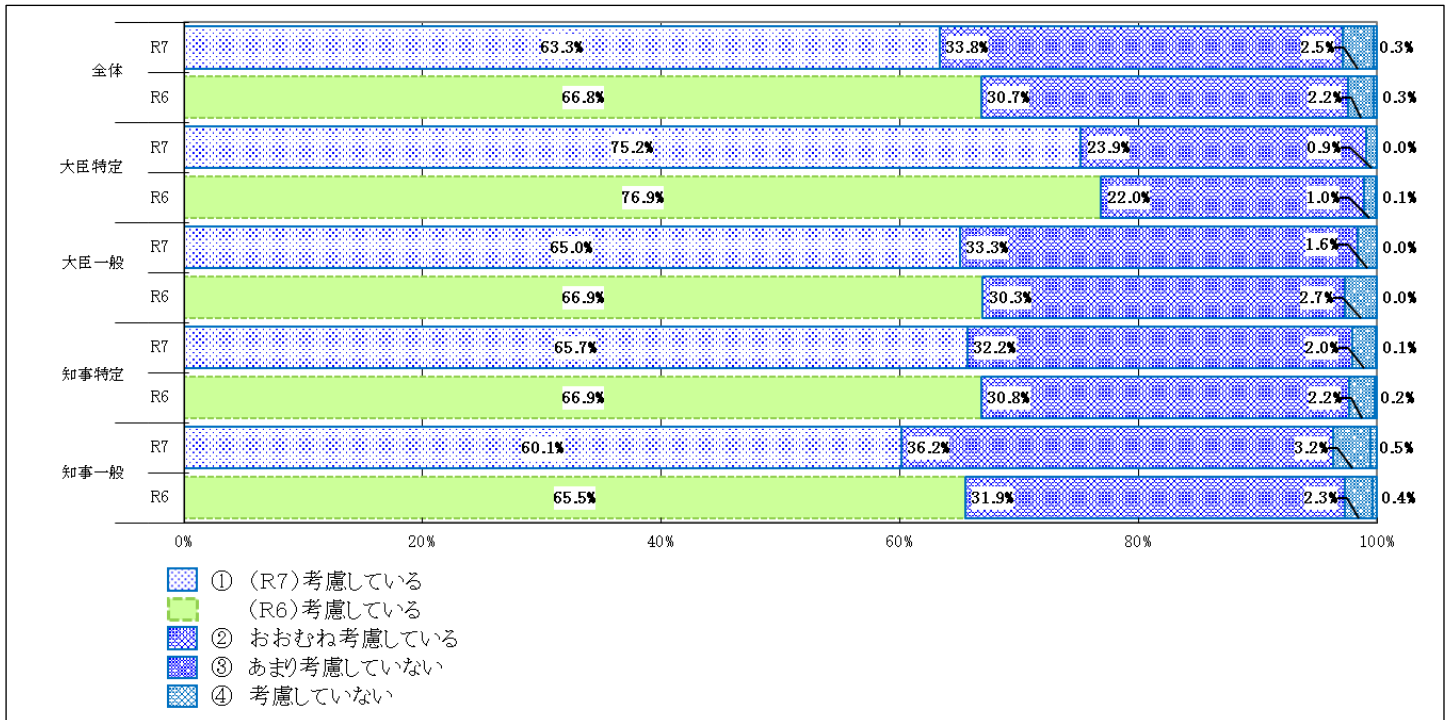


(5) 工期について

(5)－1 工期を設定する際の「工期に関する基準」の考慮状況(Q2－10)

工期を設定する際に、元請負人として、「工期に関する基準」を考慮しているかについて回答を求めたところ、①「考慮している」又は②「おおむね考慮している」と回答した建設業者はあわせて97.1%(昨年度97.5%)でした。(図－17)

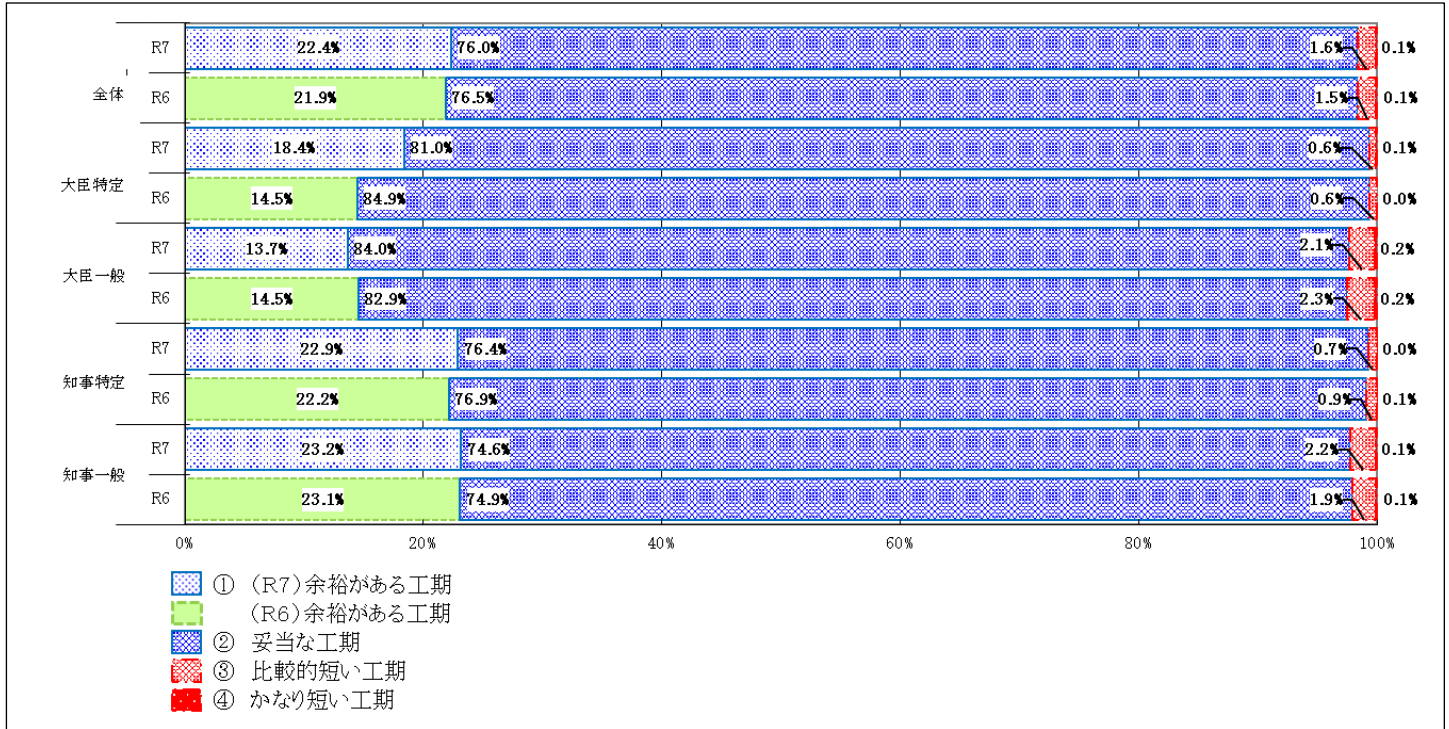
図－17 工期を設定する際における「工期に関する基準」の考慮状況



(5)－2 工期の設定状況(Q2－11)

工期を設定する際に、元請負人として、同種の他の工事と比較してどの程度の工期を設定することが多いかについて回答を求めたところ、①「余裕がある工期」又は②「妥当な工期」と回答した建設業者はあわせて**98.4%**(昨年度**98.4%**)でした。(図－18)

図－18 工期の設定状況



(6)見積内容について②(見積作成期間等)

(6)－1 見積作成期間(Q2－12)

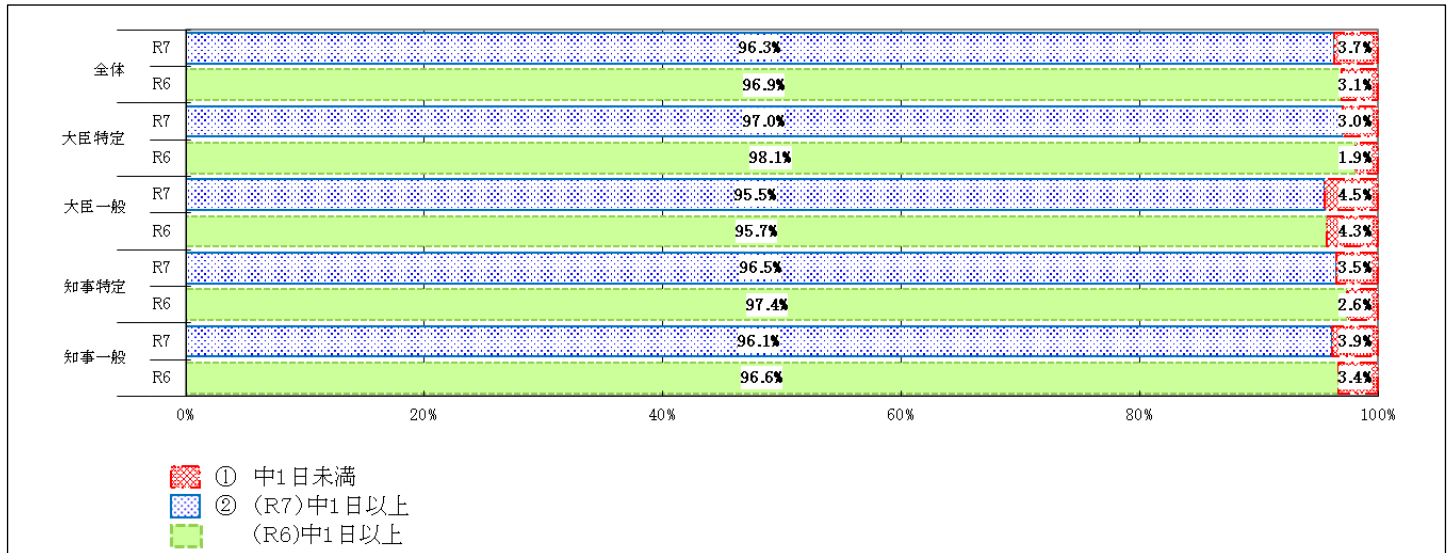
建設工事の見積依頼をする際には、予定価格に応じた適正な見積期間を設けなければなりません。

予定価格が 500 万円未満の場合には、**96.3%**(昨年度 **96.9%**)と、概ね適正な見積期間が設けられていたが(図－19(a))、予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合には **76.0%**(昨年度 **76.2%**)、5,000 万円以上の場合には **76.9%**(昨年度 **75.9%**)と、**約 2 割**が適正な見積期間を設けていませんでした。

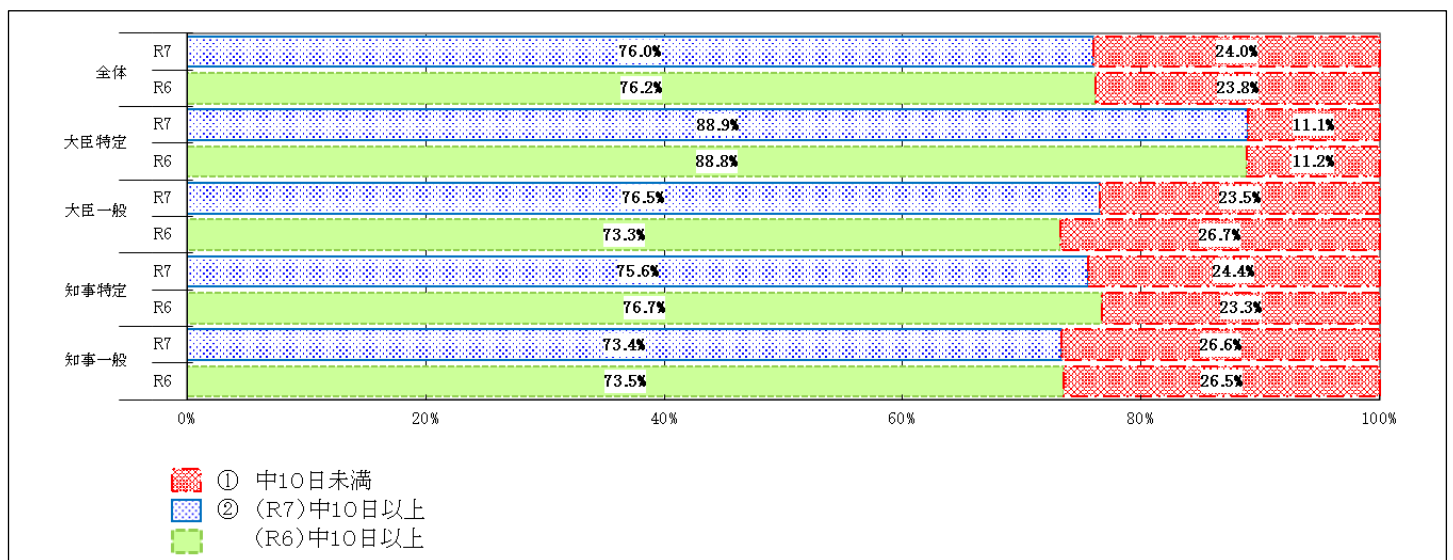
(図－19(b)、(c))

図－19 見積期間

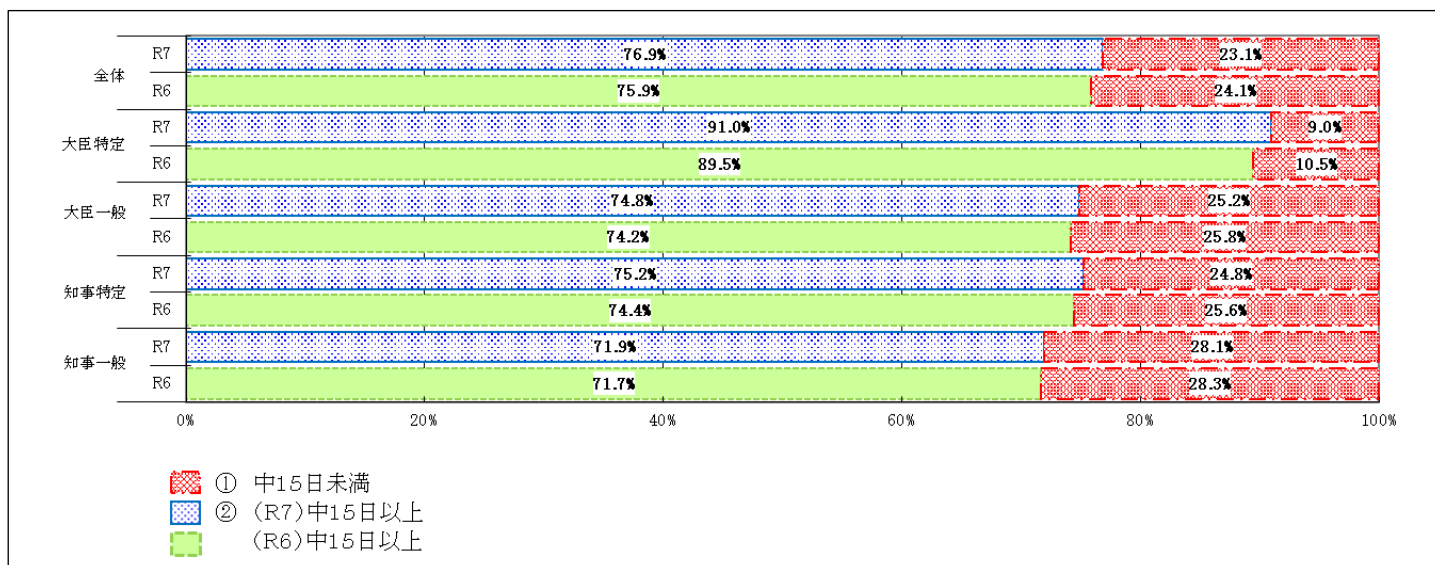
(a) 予定価格が 500 万円未満の場合



(b) 予定価格が 500 万円以上 5,000 万円未満の場合



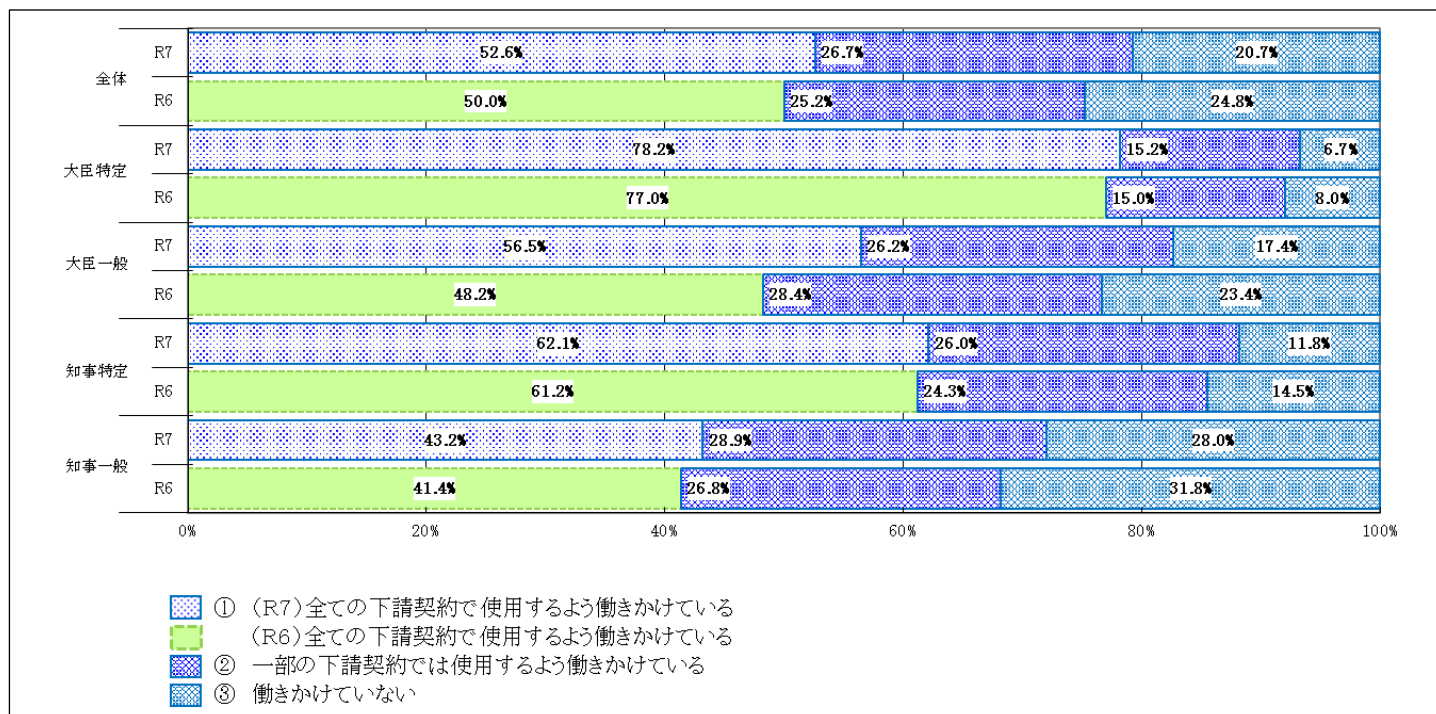
(c) 予定価格が[※]5,000万円以上の場合



(6)－2 標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書)の使用に係る下請負人への働きかけ(Q2－13)

標準見積書(法定福利費を内訳明示した見積書をいう。以下同じ。)の交付について、元請負人が下請負人に対して、①「全ての下請契約で使用しよう働きかけている」又は②「一部の下請負契約で働きかけている」との回答はあわせて**79.3%**(昨年度**75.2%**)でした。なお、③「働きかけていない」と回答した業者は、一般許可業者に多い状況でした(大臣一般**17.4%**、知事一般**28.0%**)。(図－20)

図－20 標準見積書(法定福利費を明示)の使用に係る下請負人への働きかけについて

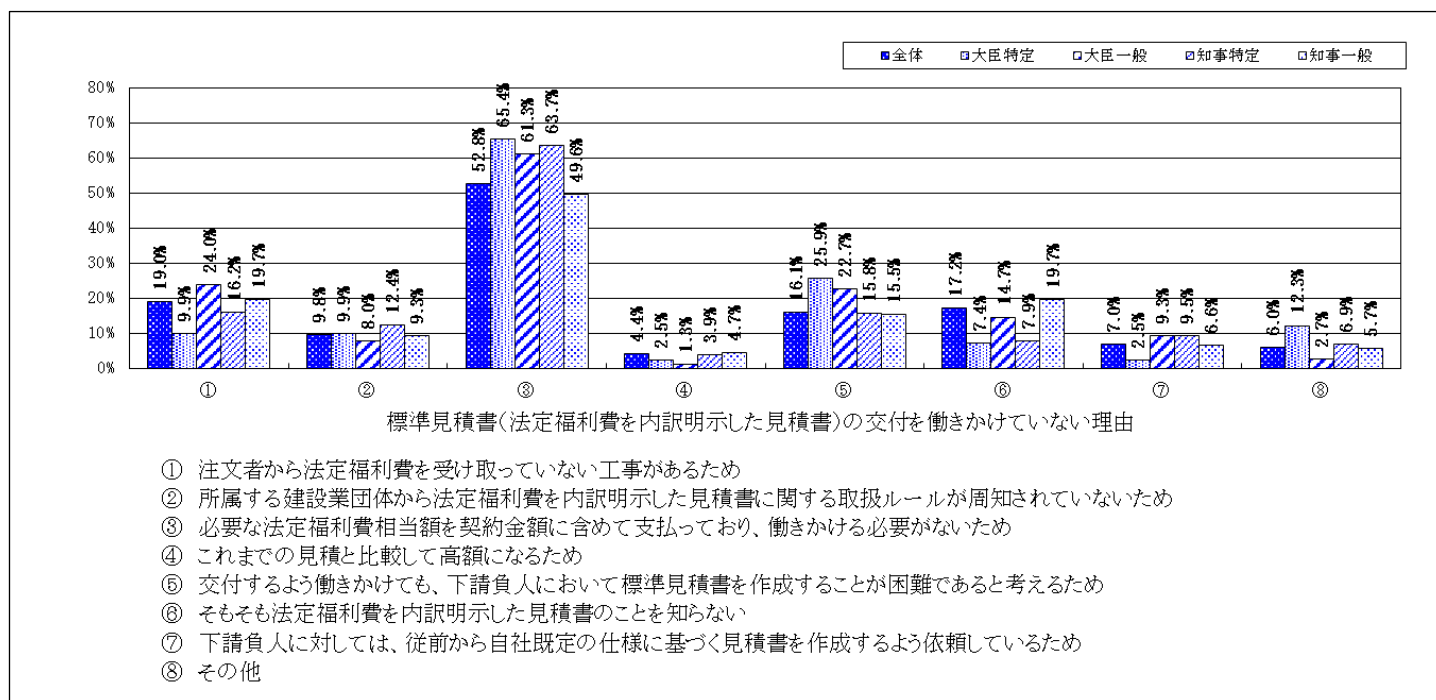


(6)－3 標準見積書の交付を働きかけていない理由(Q2－14)

前問で標準見積書の交付を下請負人に「働きかけていない」と回答した建設業者(全体で 20.7%) (昨年度 24.8%) に対して、その理由について回答を求めたところ、③「必要な法定福利費相当額を契約金額に含めて支払っており、働きかける必要がないため」が 52.8%と最も多く、次いで⑥「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」17.2%、⑤「交付するよう働きかけても、下請負人において作成することが困難であると考えため」16.1%という結果でした。

なお、⑥「そもそも法定福利費を内訳明示した見積書のことを知らない」と回答した一般建設業者が特定建設業者より多い結果となりました。(図－21)

図－21 標準見積書の交付を働きかけていない理由



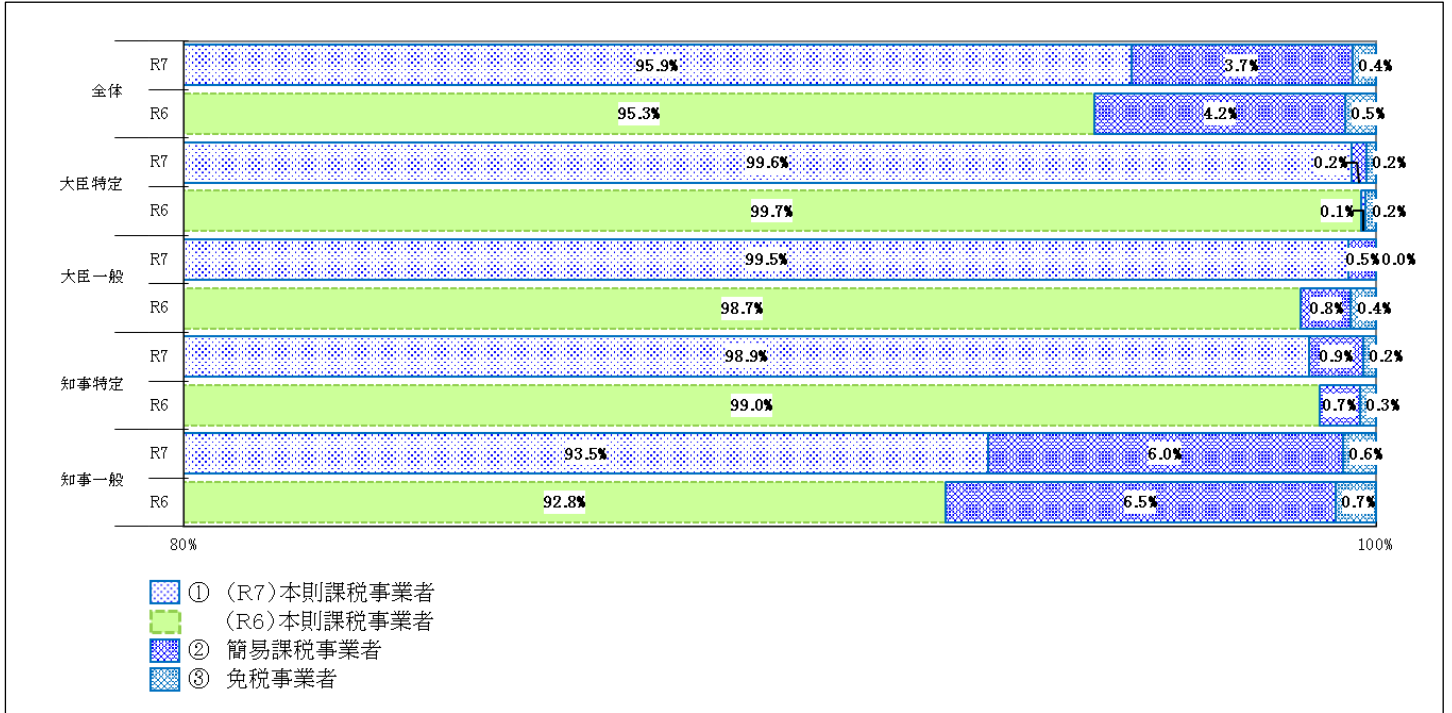
(7) インボイス制度の対応状況について

(7)－1 現在の立場(本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別)について(Q3－1)

令和 5 年 10 月 1 日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されていることを踏まえ、本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別について回答を求めたところ、95.9%(昨年度 95.3%)の建設業者が①「本則課税事業者」でした。

(図－22)

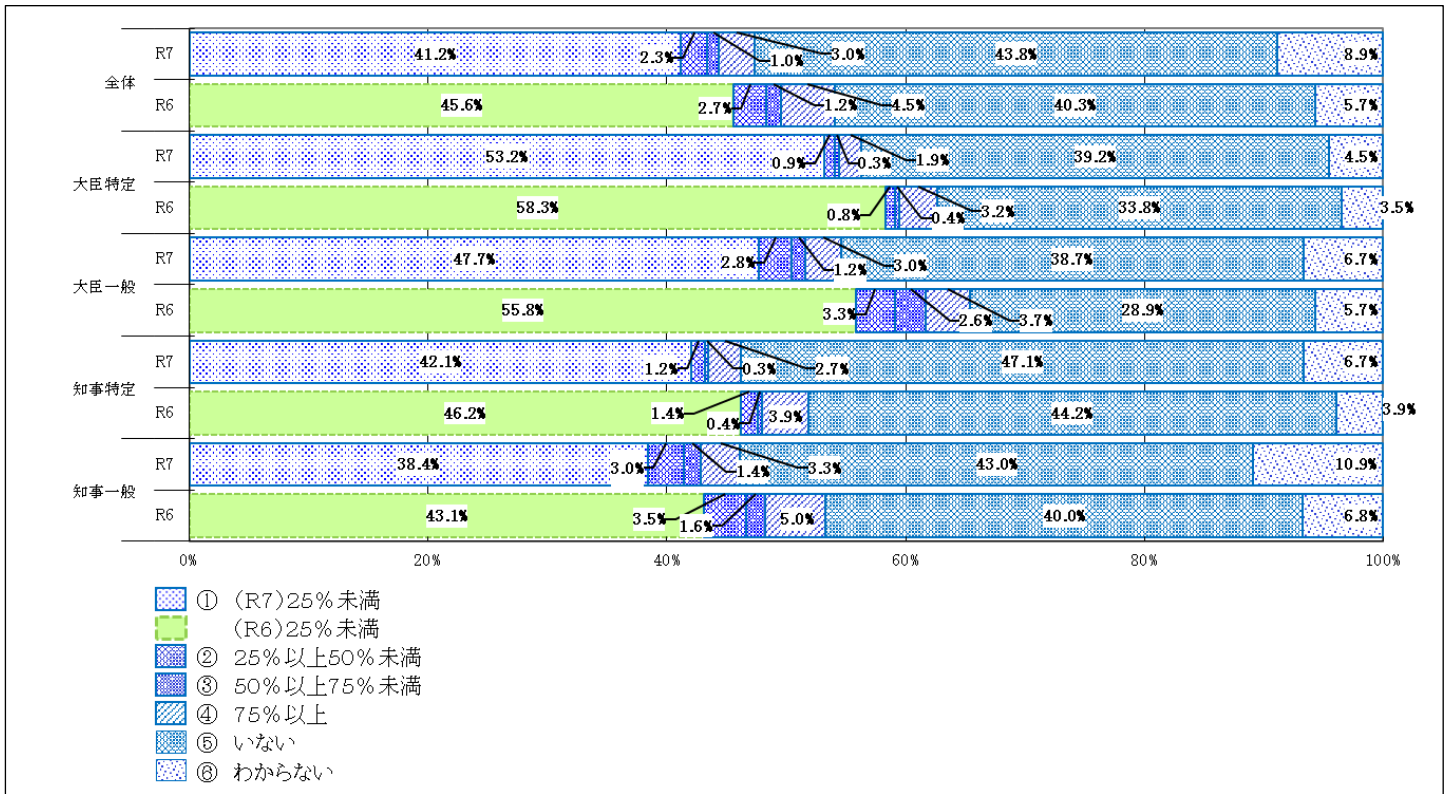
図-22 現在の立場(本則課税事業者、簡易課税事業者、免税事業者の別)



(7)-2 取引のある下請負人のうち、免税事業者の割合(Q3-2)

元請負人として取引のある下請負人のうち、免税事業者の割合について回答を求めたところ、①「25%未満」又は⑤「いない」と回答した建設業者はあわせて85.0%(昨年度85.9%)でした。(図-23)

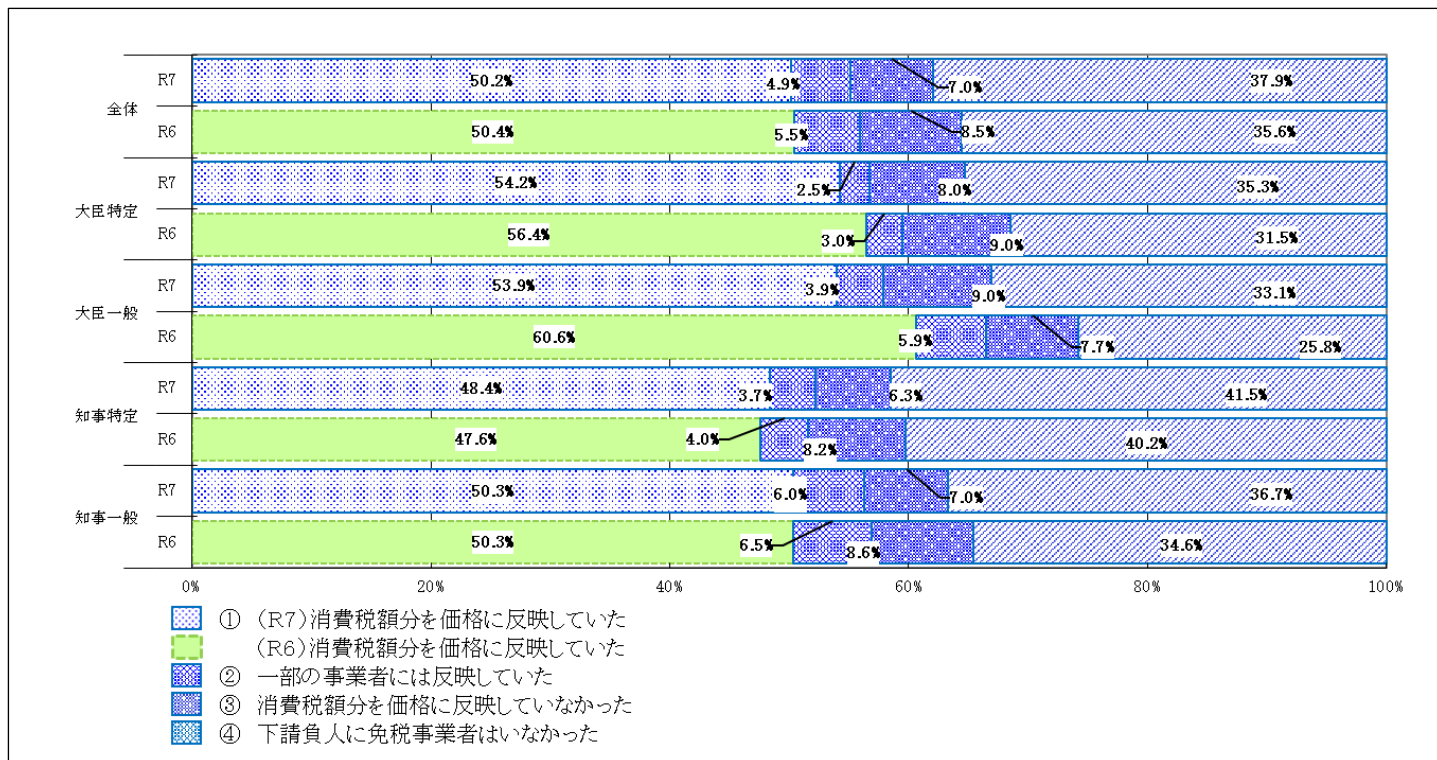
図-23 取引のある下請負人のうち免税事業者の割合



(7)－3 インボイス開始前における免税事業者との取引における消費税の取り扱い(Q3－3)

インボイス制度開始前(令和5年9月30日まで)における免税事業者との取引について、消費税額分の取扱いについて回答を求めたところ、①「消費税額分を価格に反映していた」が**50.2%**(昨年度**50.4%**)、②「一部の事業者には反映していた」が**4.9%**(昨年度**5.5%**)、③「消費税額分を価格に反映していなかった」が**7.0%**(昨年度**8.5%**)、④「下請負人に免税事業者はいなかった」が**37.9%**(昨年度**35.6%**)でした。(図－24)

図－24 インボイス制度開始前における免税事業者との取引における消費税取り扱い

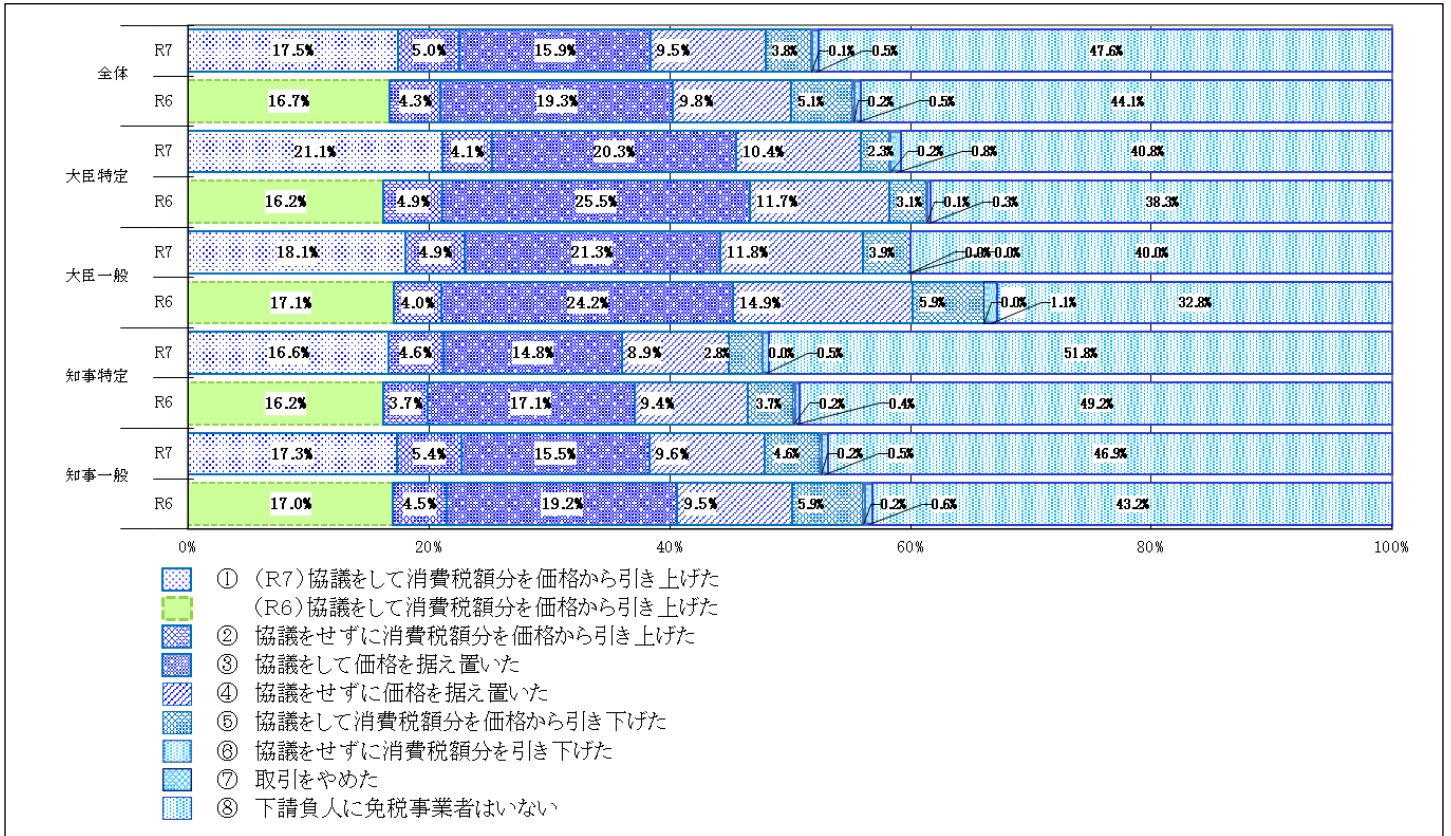


(7)－4 インボイス制度開始以降における免税事業者との取引における消費税の取扱い(Q3－4)

インボイス制度開始(令和5年10月1日)以降の免税事業者との取引における消費税の取扱い(今後の予定を含む)について回答を求めたところ、⑧「下請負人に免税事業者はいない」以外の回答をした建設業者のうちでは、価格の引き上げ又は据え置きを行った①～④の回答をした建設業者は合計で**91.5%**(昨年度**89.7%**)という結果でした。(図－25)

また、Q3－3において、インボイス制度開始前、③「消費税額分を価格に反映していなかった」と回答した建設業者のうち、④「協議をせずに価格を据え置いた」又は⑥「協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた」と回答したのは**2.5%**、⑥「協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた」と回答したのは**0.1%**以下で**0.032%**という結果でした。

図-25 インボイス制度開始後における免税事業者との取引における消費税の取り扱い



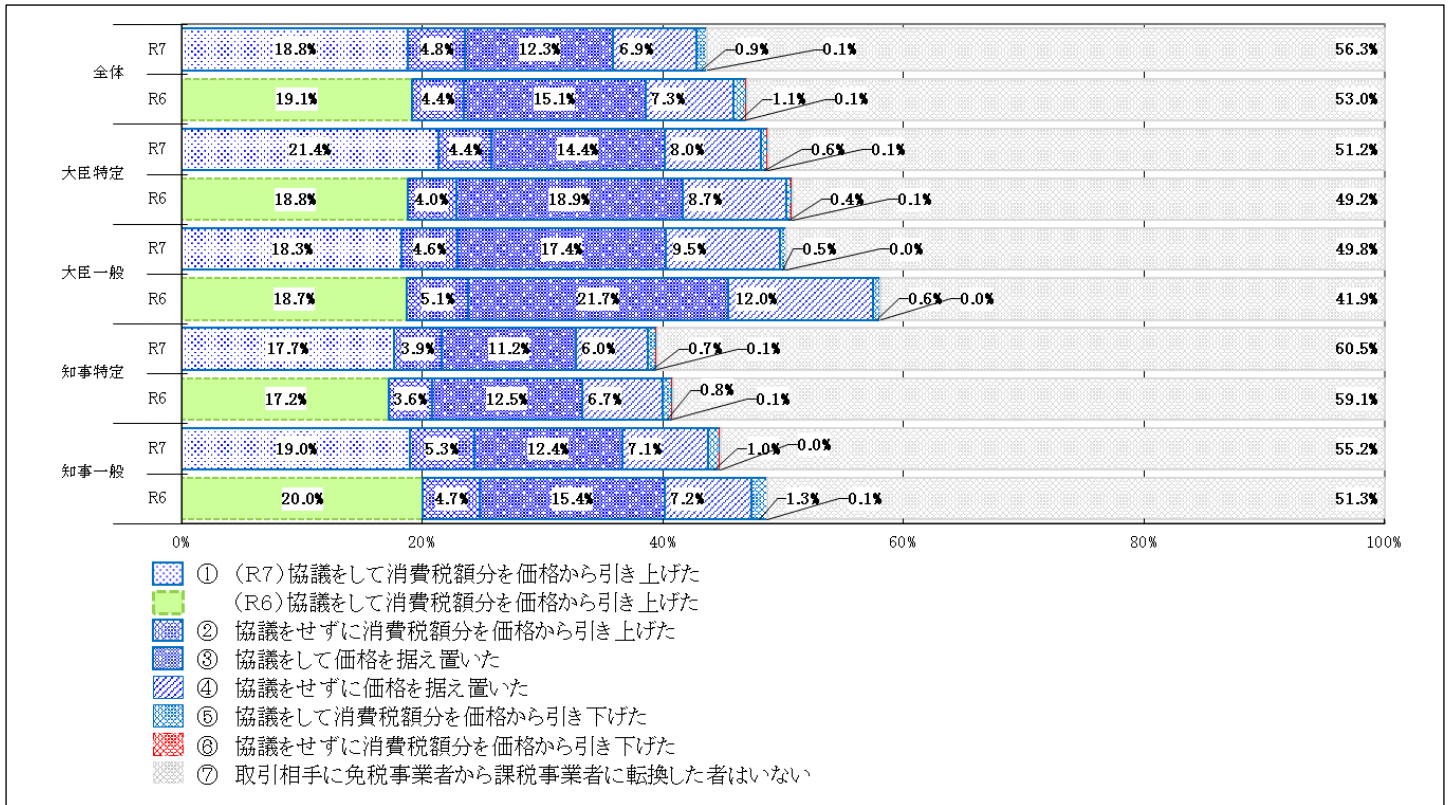
(7)ー5 インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した下請負人との取引における消費税の取り扱い(Q3ー5)

インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した下請負人との取引における消費税の取扱い(今後の予定を含む)について、①「協議をして消費税額分を価格から引き上げた」が18.8%(昨年度19.1%)、②「協議をせずに消費税額分を価格から引き上げた」が4.8%(昨年度4.4%)でした。(図-26)

また、Q3ー3において既に①「消費税額分を価格に反映していた」と回答した建設業者のうち、①「協議をして消費税額分を価格から引き上げた」が46.0%、②「協議をせずに消費税額分を価格から引き上げた」が7.9%、③「協議をして価格を据え置いた」が26.9%、④「協議をせずに価格を据え置いた」が13.3%という結果でした。

なお、⑥「協議をせずに消費税額分を価格から引き下げた」又はQ3ー3において、インボイス制度開始前、③「消費税額分を価格に反映していなかった」と回答した建設業者のうち、④「協議をせずに価格を据え置いた」と回答したのは1.8%という結果となりました。

図-26 インボイス制度の開始に伴い、免税事業者から課税事業者に転換した
下請負人との取引における消費税の取り扱い

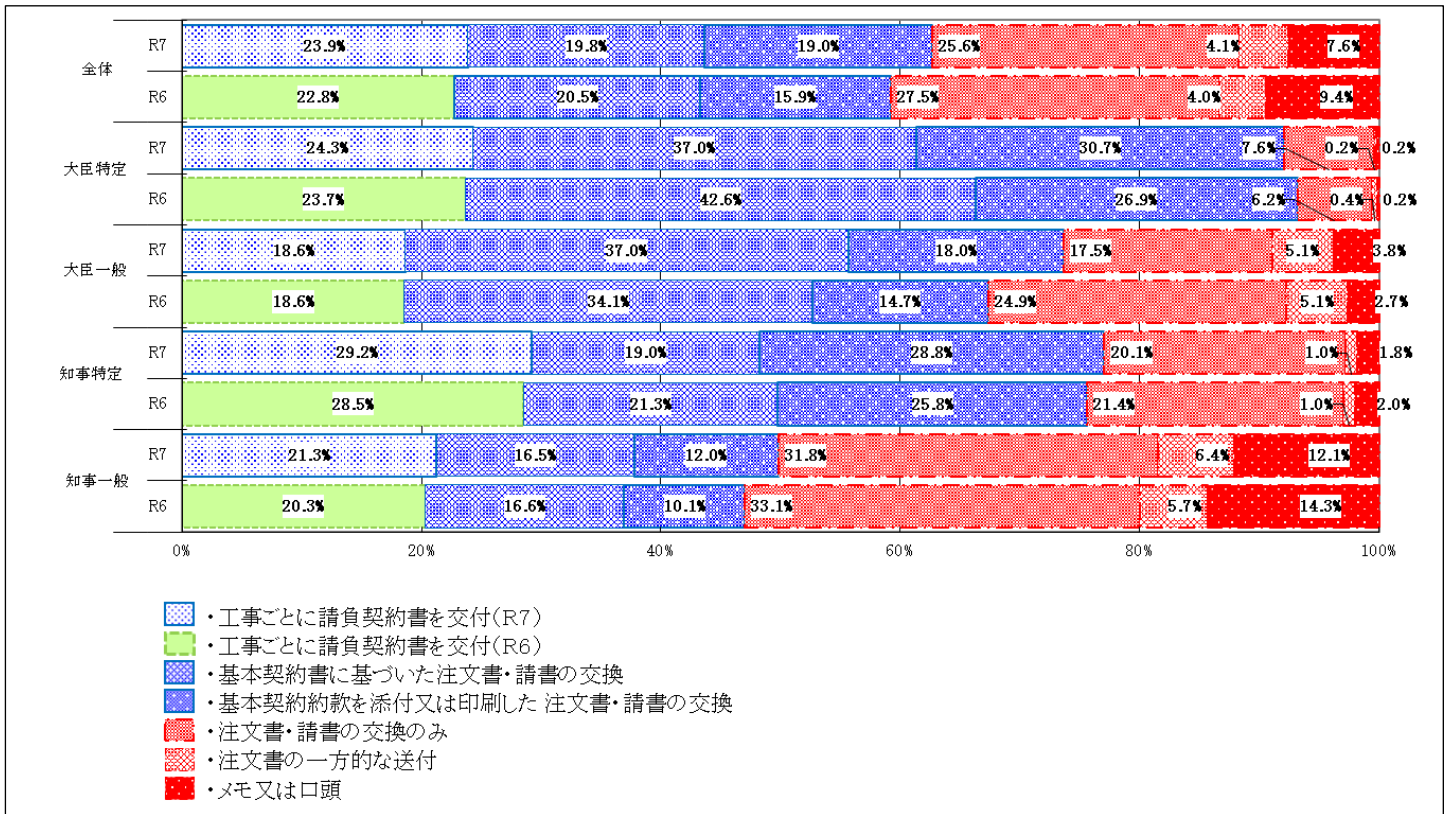


(8) 下請契約の締結方法(Q4-1)

(8)-1 契約方法

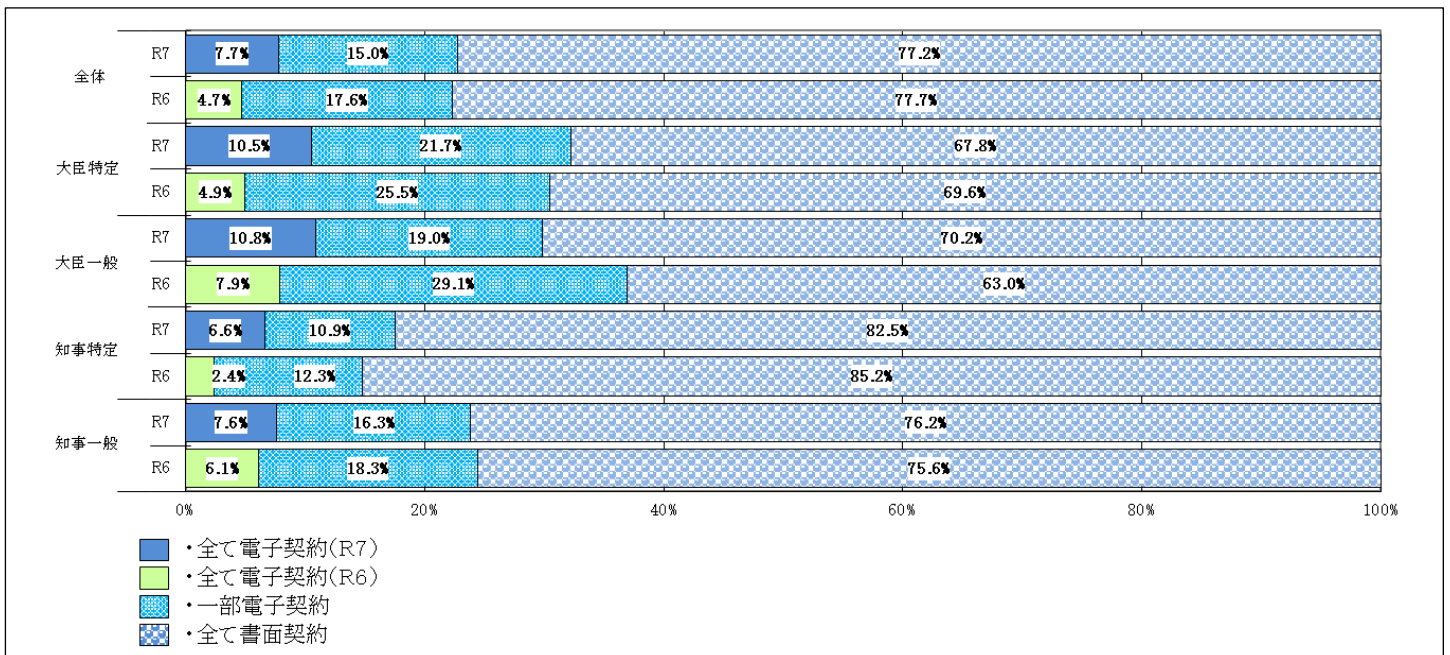
建設工事の請負契約を締結する際には、工事ごとに請負契約書を相互に交付しなければなりません。また、注文書・請書による場合には基本契約約款を添付する等の一定の要件を満たすことが必要です。全体の適正回答率は62.7%(昨年度59.2%)となっており、大臣特定建設業者においては、約 9 割が適正に契約締結をしていますが、知事一般建設業者は約 5 割にとどまる状況でした。(図-27(a))

図-27 契約方法
(a) 契約の締結方法



請負契約を締結する際に、全て又は一部電子契約を行っている建設業者は**22.7%**(昨年度**22.3%**)という結果となりました。(図-27(b))

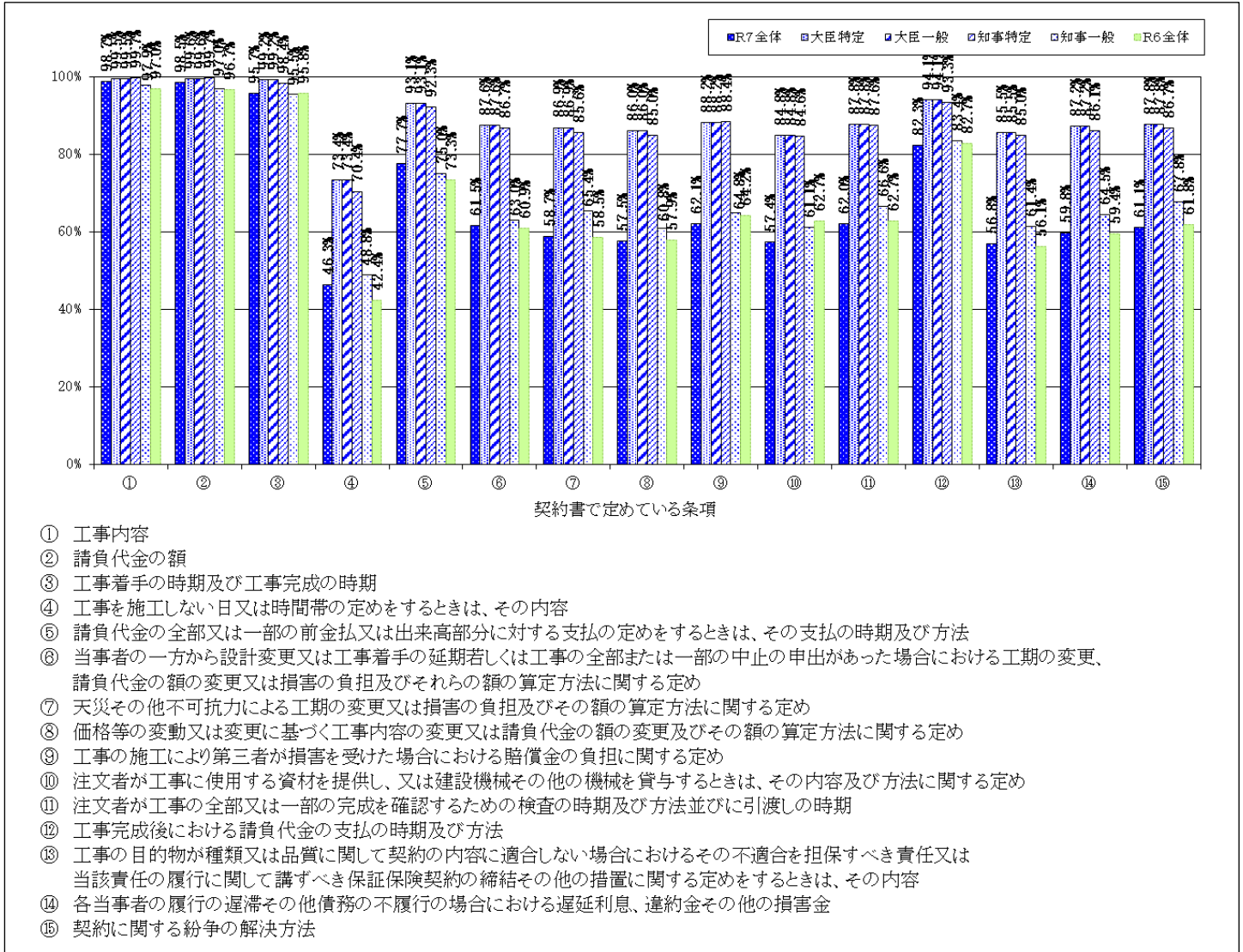
(b) 電子契約の状況



(8)－2 契約書で定めている条項すべて(Q4－2)

契約書には、建設業法第19条第1項で定められている15項目の条項を明示しなければなりません。書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、建設業法上定めるべき条項を全て定めているのは、**33.7%**(昨年度**30.2%**)という状況であり、**約7割**が必要条項の一部を定めていない状況でした。(図－28)

図－28 契約書で定めている条項

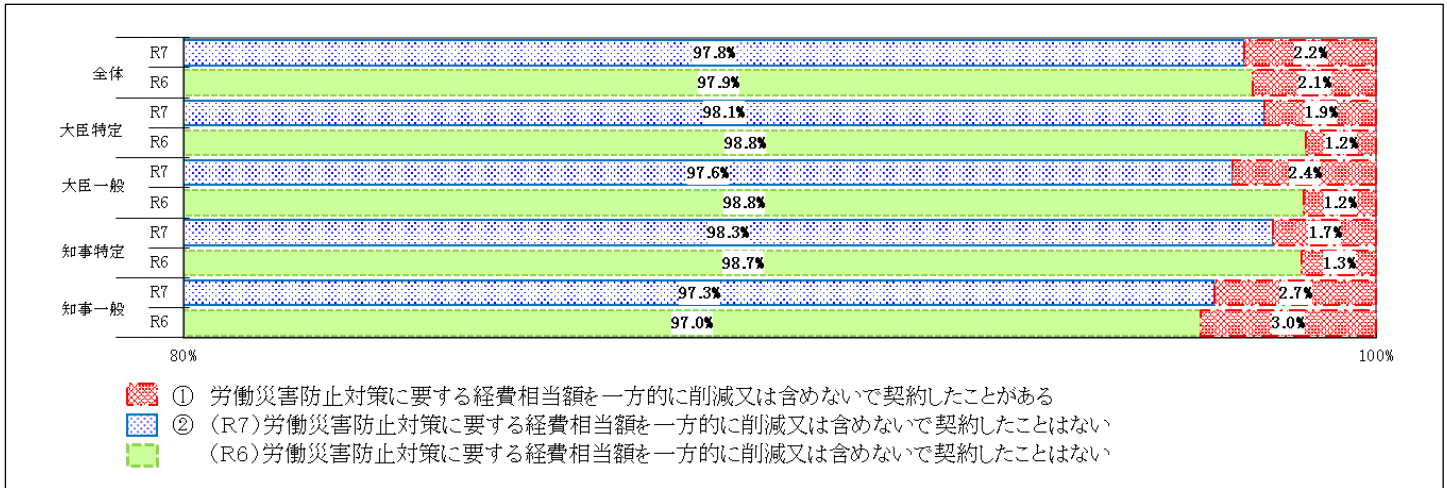


(8)－3 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無(Q4－3)

労働災害防止対策を講ずることは労働安全衛生法で定められており、当該対策に要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用です。下請負人の見積書に適正な労働災害防止対策に要する経費が明示されているにもかかわらず、元請負人が当該経費相当額を一方的に削減し、又は当該経費相当額を含めない金額で請負契約を締結した場合、建設業法に違反するおそれがあります。

書面による適正な方法で契約締結をしている建設業者のうち、本問において、労働災害防止対策に関する経費相当額を含めた金額で契約締結をしているのは**97.8%**(昨年度**97.9%**)の結果となりました。(図－29)

図－29 労働災害防止対策に要する経費を含めない契約の有無

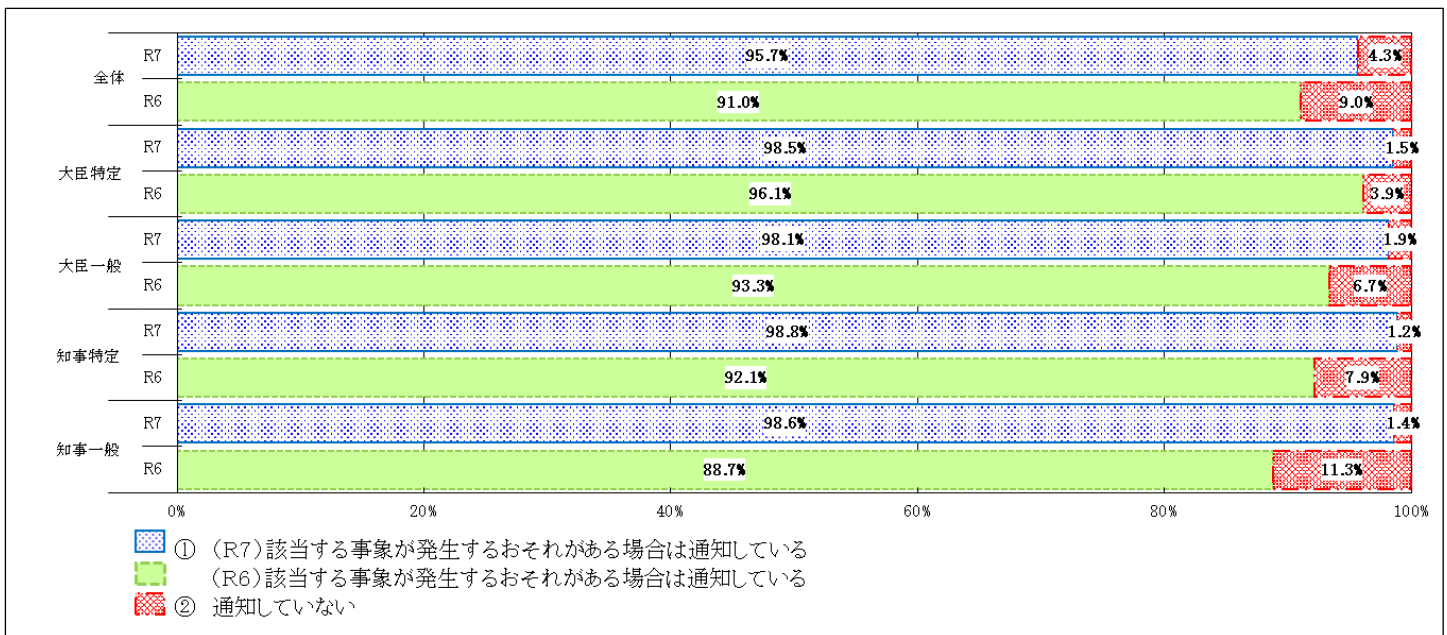


(8)－4 工期又は請負代金に影響を及ぼす事象の下請負人への情報提供(Q4－4)

工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合は、元請負人は、請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、必要な情報を提供しなければなりません。

この工期又は請負代金に影響を及ぼす事象の下請負人への情報提供の状況について回答を求めたところ、①「通知している」が95.7%(昨年度91.0%)、②「通知していない」が4.3%(昨年度9.0%)という結果でした。(図－30)

図－30 工期・請負代金に影響を及ぼす事象に関する下請負人への情報提供



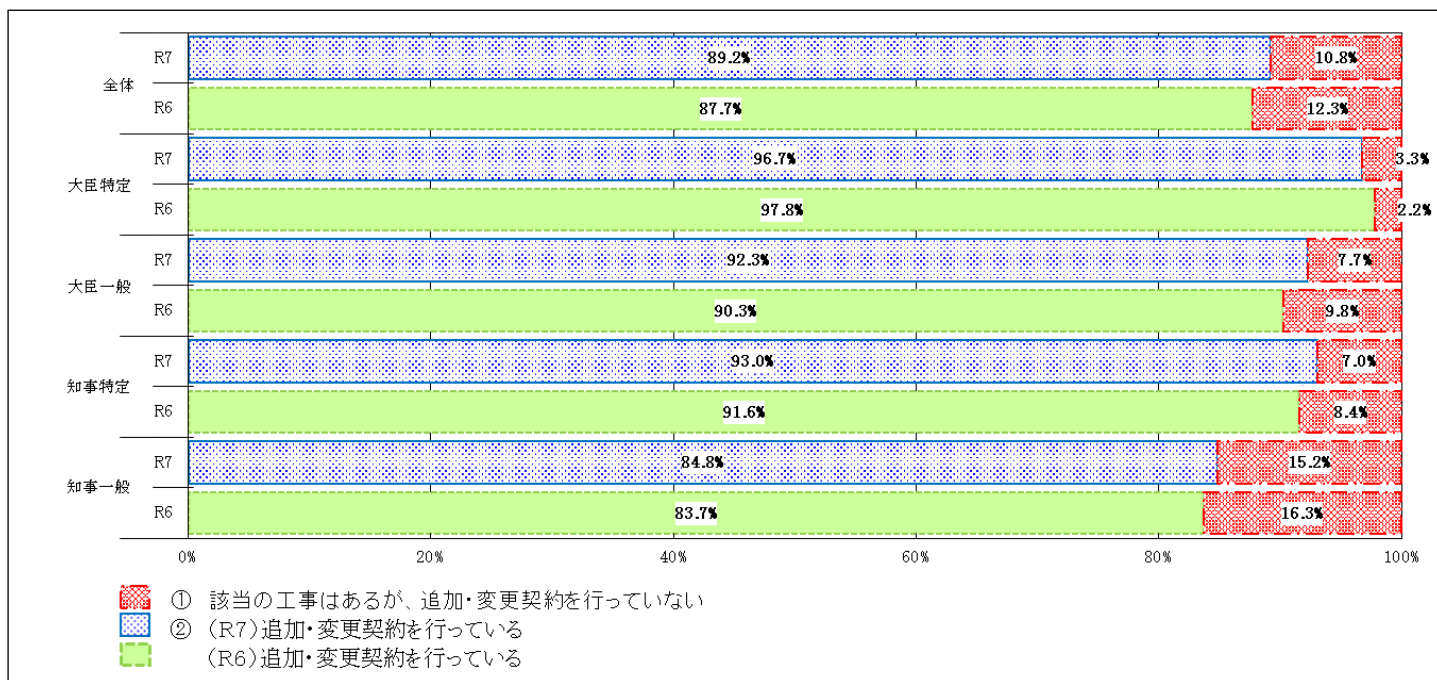
(9) 下請契約の追加・変更契約

(9)－1 追加・変更契約時の契約締結の有無(Q5－1)

追加工事等の発生により請負契約書の内容を変更するときは、当初契約の際と同様に、追加工事等の着手前に変更内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

下請負人との間に追加工事等が生じた場合に②「追加・変更契約を行っている」は、89.2%(昨年度 87.7%)との結果となりました。(図－31(a))

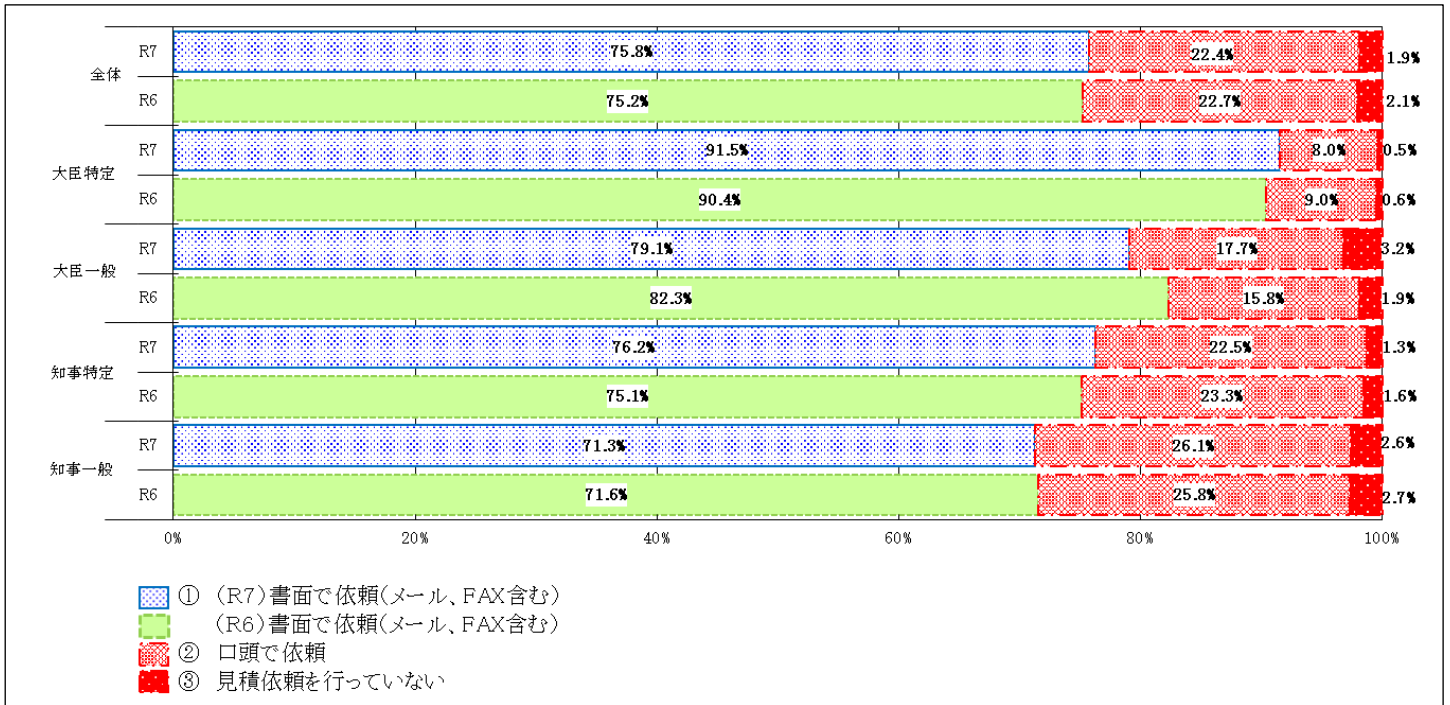
図－31 追加・変更契約
(a) 追加・変更契約時の契約締結の有無



(9)－2 追加・変更契約の見積依頼方法(Q5－2)

追加・変更契約の見積依頼方法については、①「書面で依頼している」建設業者は 75.8%(昨年度 75.2%)であり、約 2 割が追加・変更契約に際して書面による見積依頼を行っていない状況でした。(図－31(b))

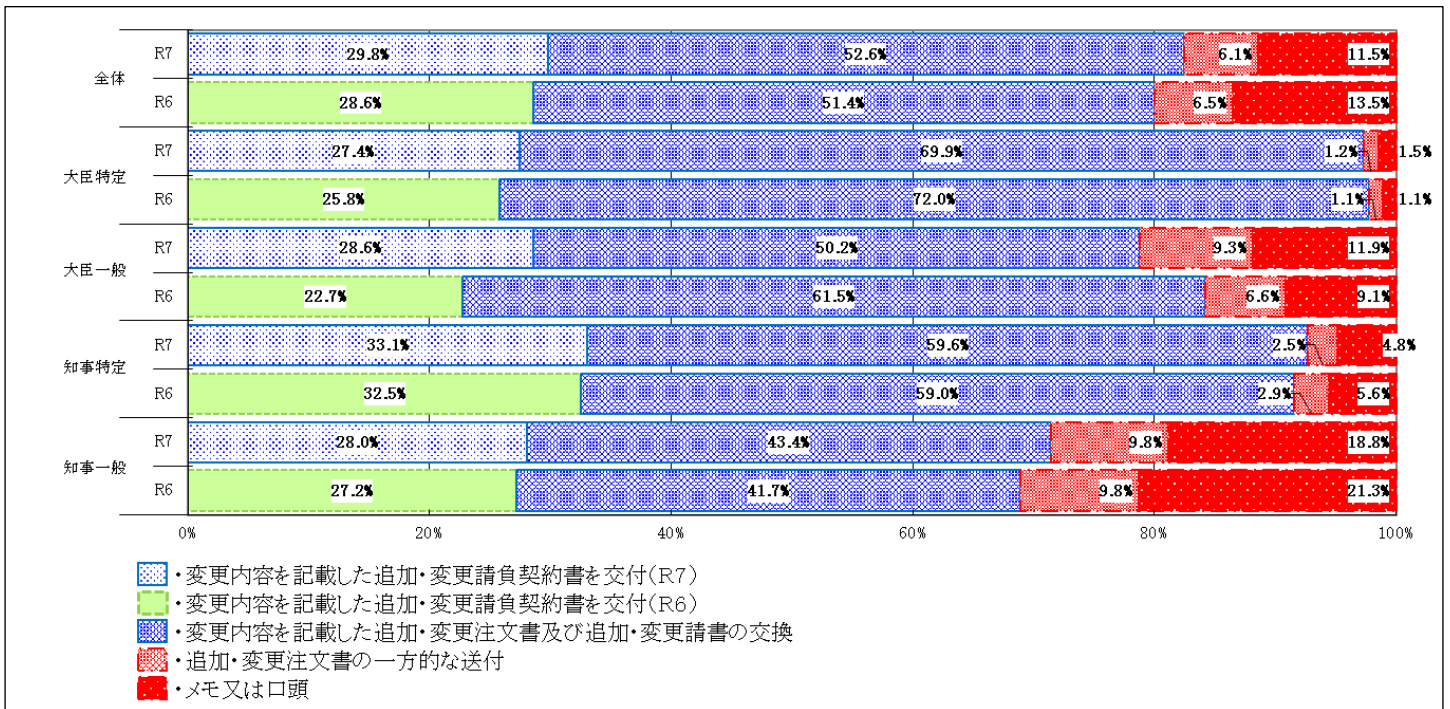
(b) 追加・変更契約の見積依頼方法



(9) - 3 追加・変更時の電子契約の状況(Q5-3)

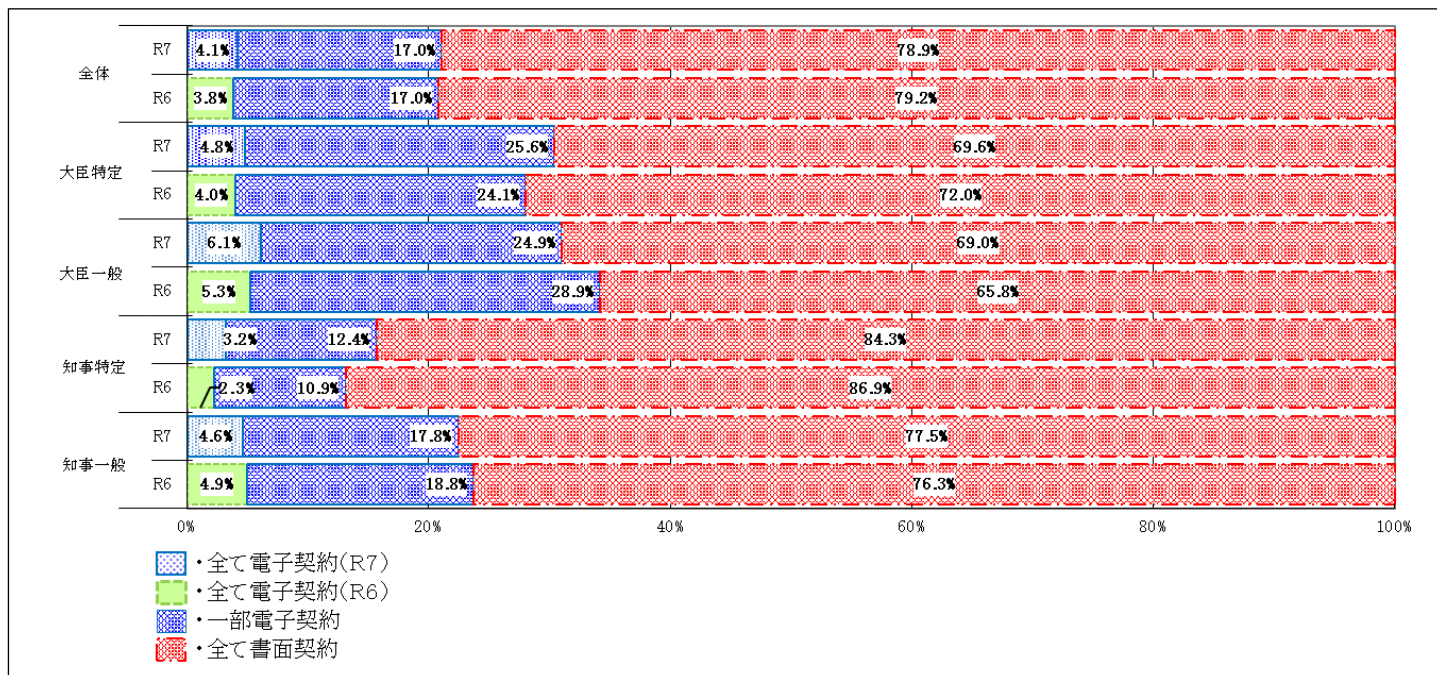
追加・変更契約を締結する際に「適切に契約書類を取り交わしている」建設業者は合計 **82.4%**(昨年度 **80.0%**)という結果となりました。(図-31(c))

(c) 追加・変更時の契約締結方法



追加・変更契約を締結する際に、全て又は一部電子契約を行っている建設業者は **21.1%** (昨年度 **20.8%**) という結果となりました。(図-31(d))

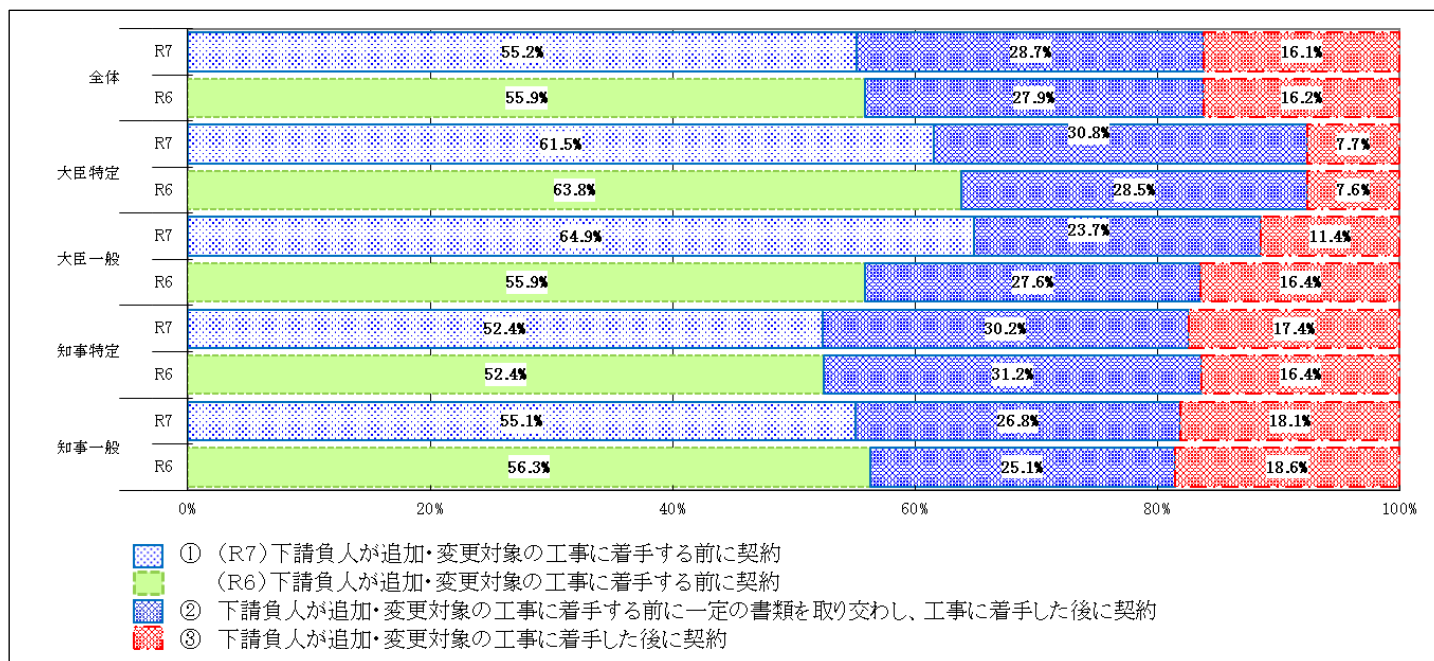
(d) 追加・変更時の電子契約の状況(変更内容を記載した請負契約書を相互に交付)



(9) - 4 追加・変更契約の時期(Q5-4)

追加・変更契約の締結時期については、追加・変更対象の工事に着手する前に契約している建設業者は **83.9%**(昨年度 **83.8%**)と、約 **2割**が追加・変更対象の工事の着手前に追加・変更契約を行っていない状況でした。(図-31(e))

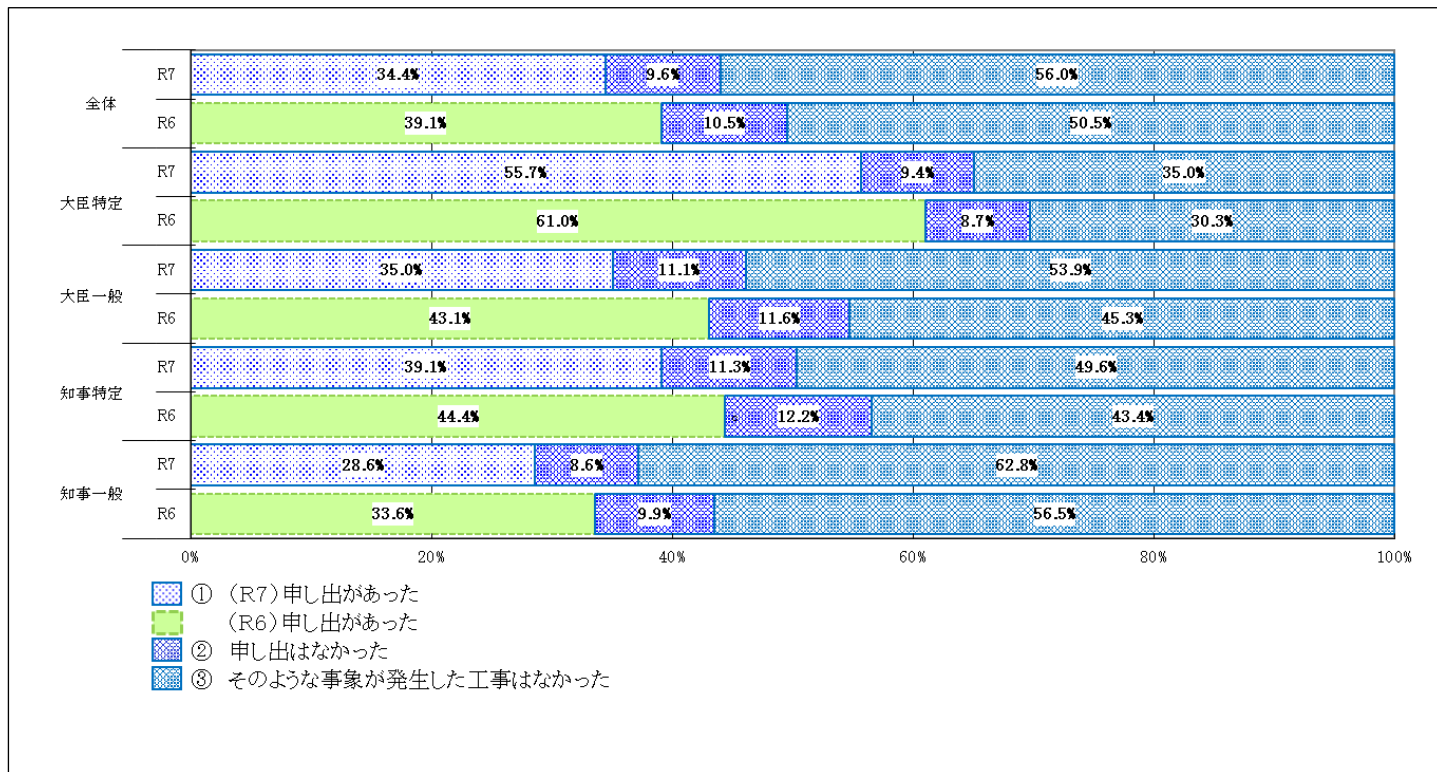
(e) 追加・変更契約の時期



(9)－5 契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合における下請負人からの変更協議の申出の状況(Q5－5)

契約締結後に工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生した場合における工期の変更、工事の内容又は請負代金の額の変更に係る下請負人からの変更協議の申出の状況について、③「そのような事象が発生した工事はなかった」が56.0%(昨年度50.5%)、①「申し出があった」が34.4%(昨年度39.1%)、②「申し出はなかった」が9.6%(昨年度10.5%)という結果でした。(図－32)

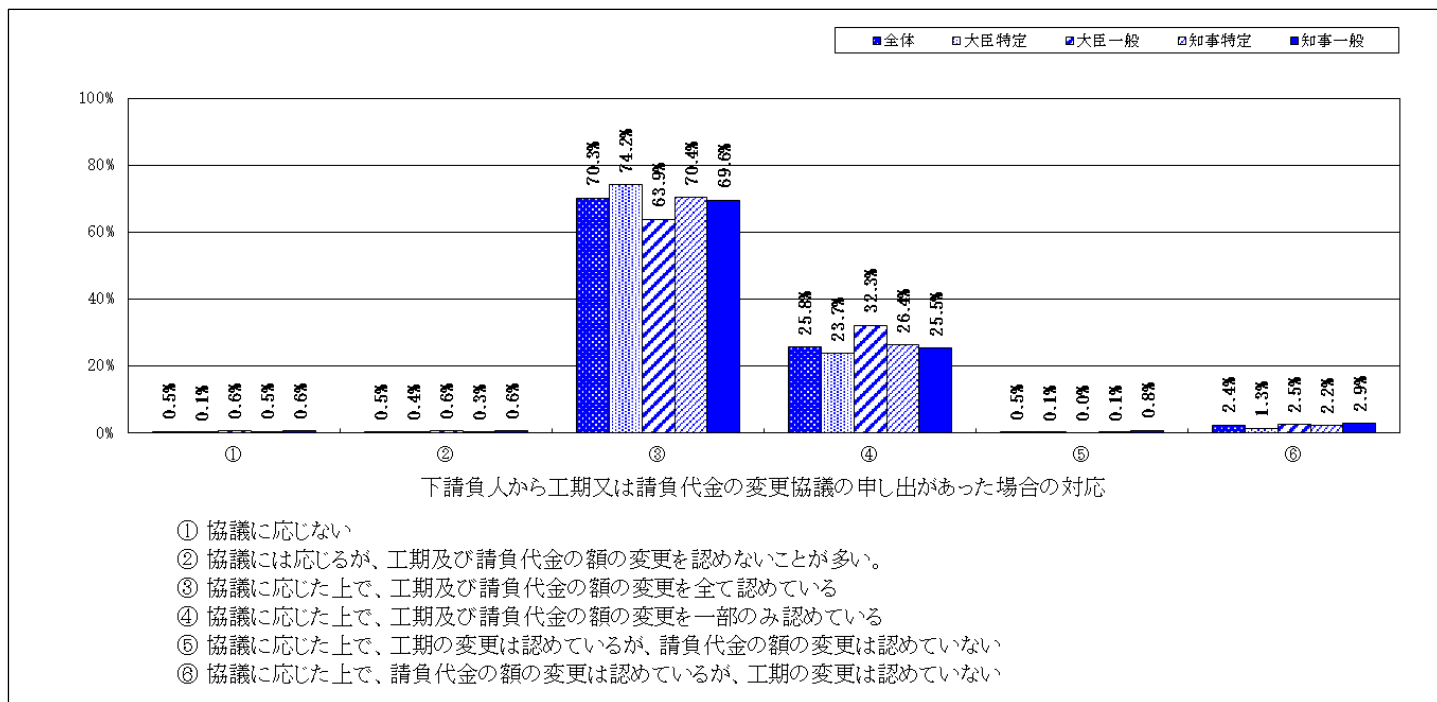
図－32 工期又は請負代金に影響を及ぼす事象が発生した場合における下請負人からの変更協議の申出の状況



(9)－6 下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況(Q5－6)

下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況について回答を求めたところ、全体の96.1%の建設業者が「協議に応じた上で、工期及び請負代金の額の変更を全部又は一部のみ認めている」という結果でした。(図－33)

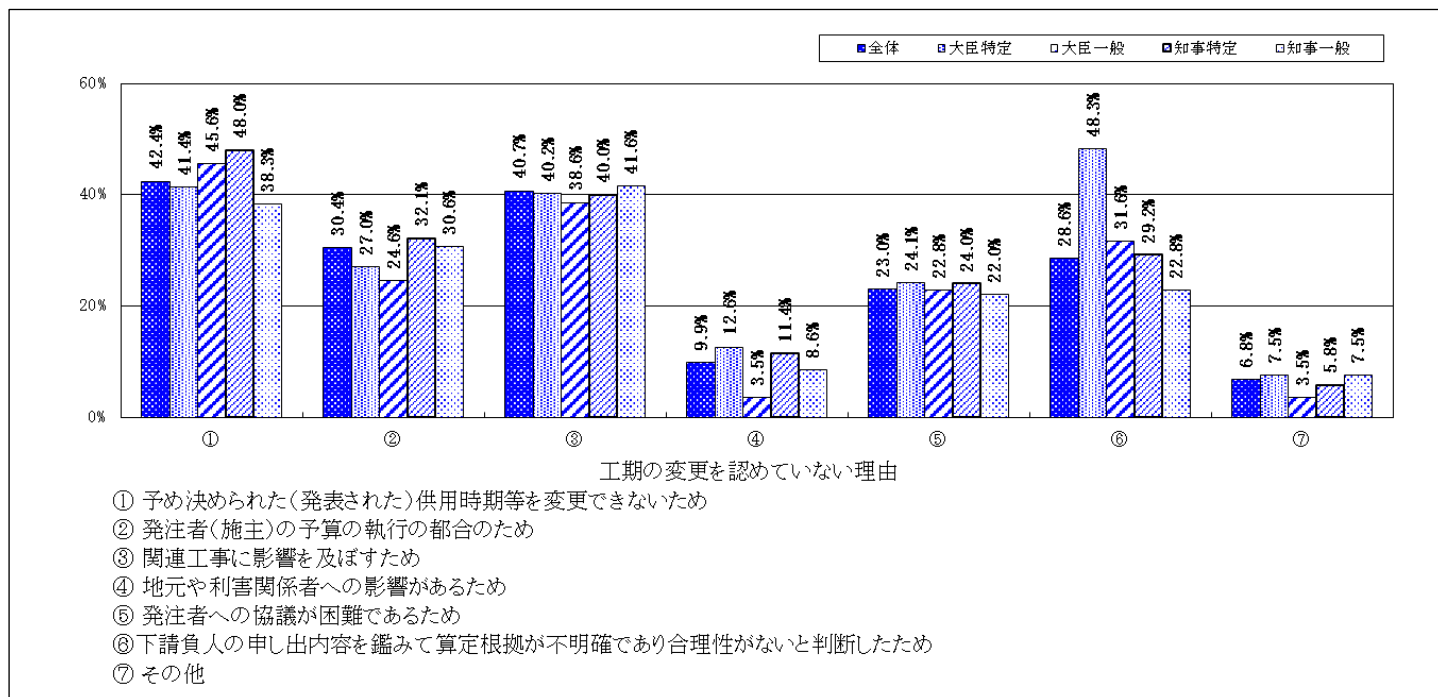
図-33 下請負人から工期又は請負代金の変更協議の申出があった場合の対応状況



(9) - 7 工期の変更を認めていない理由(Q5-7)

工期の変更を認めていない理由について、①「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が42.4%と最も多く、③「関連工事に影響を及ぼすため」が40.7%、②「発注者(施主)の予算の執行の都合のため」が30.4%との結果となりました。(図-34)

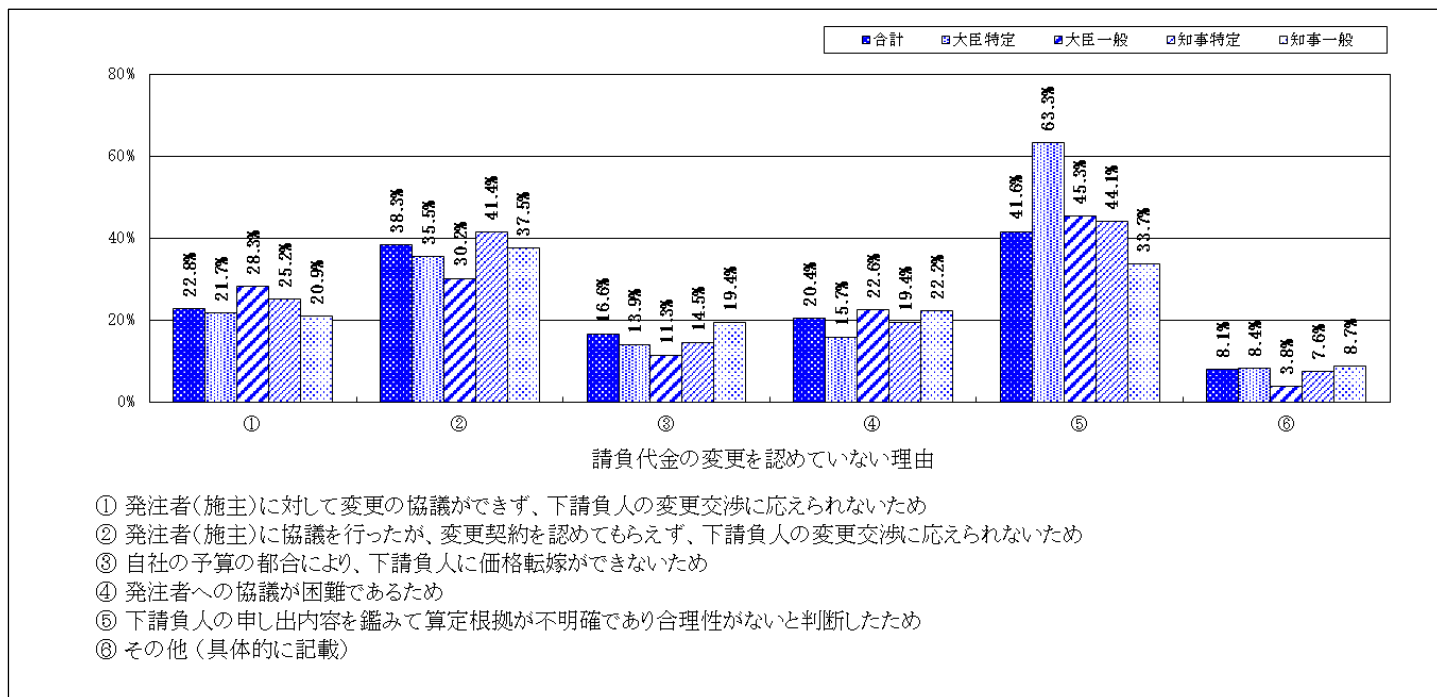
図-34 工期の変更を認めていない理由



(9)－8 請負代金の変更を認めていない理由(Q5－8)

元請負人が下請負人から請負代金の変更の申し出があった際に、請負代金の変更を認めていない理由としては、⑤「下請負人の申し出内容を鑑みて算定根拠が不明確であり合理性がないと判断したため」が**41.6%**と最も多く、②「発注者(施主)に協議を行ったが、変更契約を認めてもらえず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が**38.3%**、①「発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が**22.8%**という結果でした。(図－35)

図－35 請負代金の変更を認めていない理由



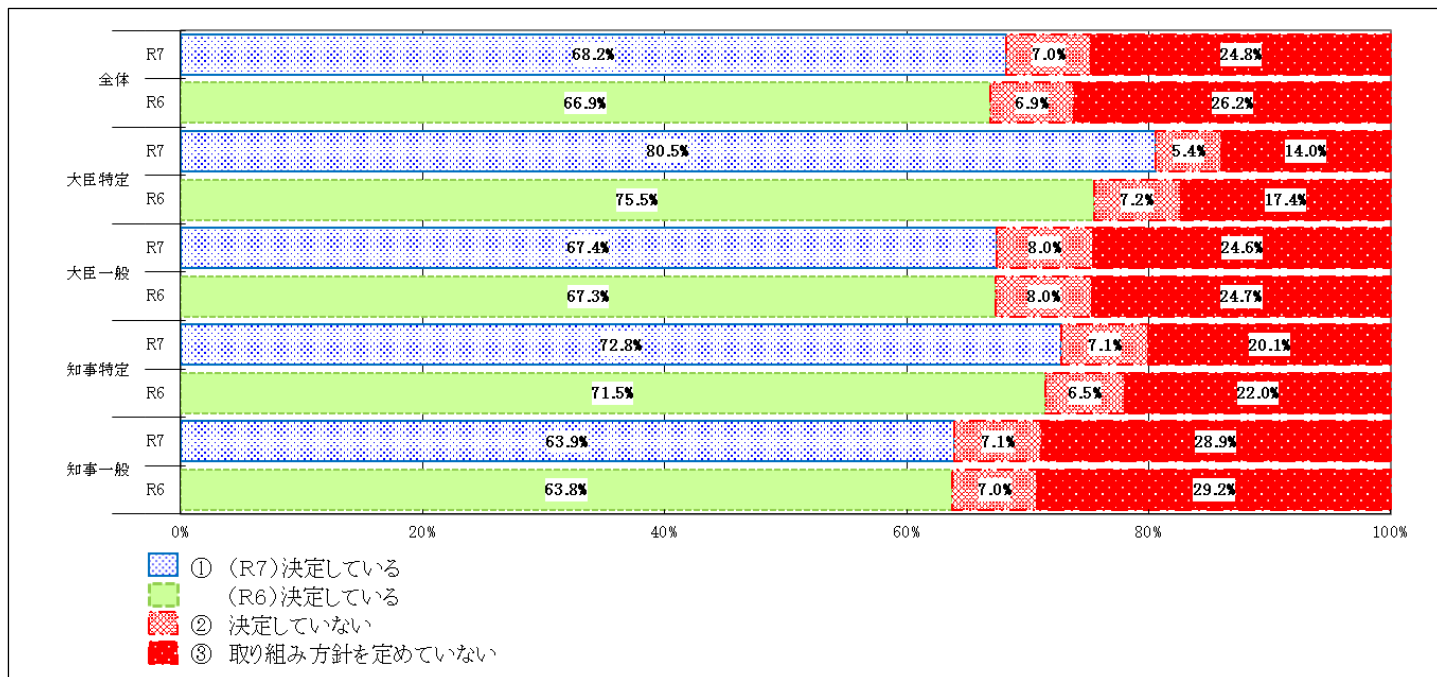
(10) 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応状況

(10)－1 労務上昇分の取引価格への転嫁に係る経営陣の関与について(Q6－1)

労務費の価格交渉において、元請負人として採るべき行動、下請負人として採るべき行動等が「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費指針」という。)に示されています。

この労務費指針により、元請負人として採るべき行動のうち、労務費上昇分の取引価格への転嫁について、会社としての取組方針を具体的に経営トップまで諮った上で決定しているかについて、①「決定している」が**68.2%**(昨年度**66.9%**)、②「決定していない」が**7.0%**(昨年度**6.9%**)という結果でした。(図－36)

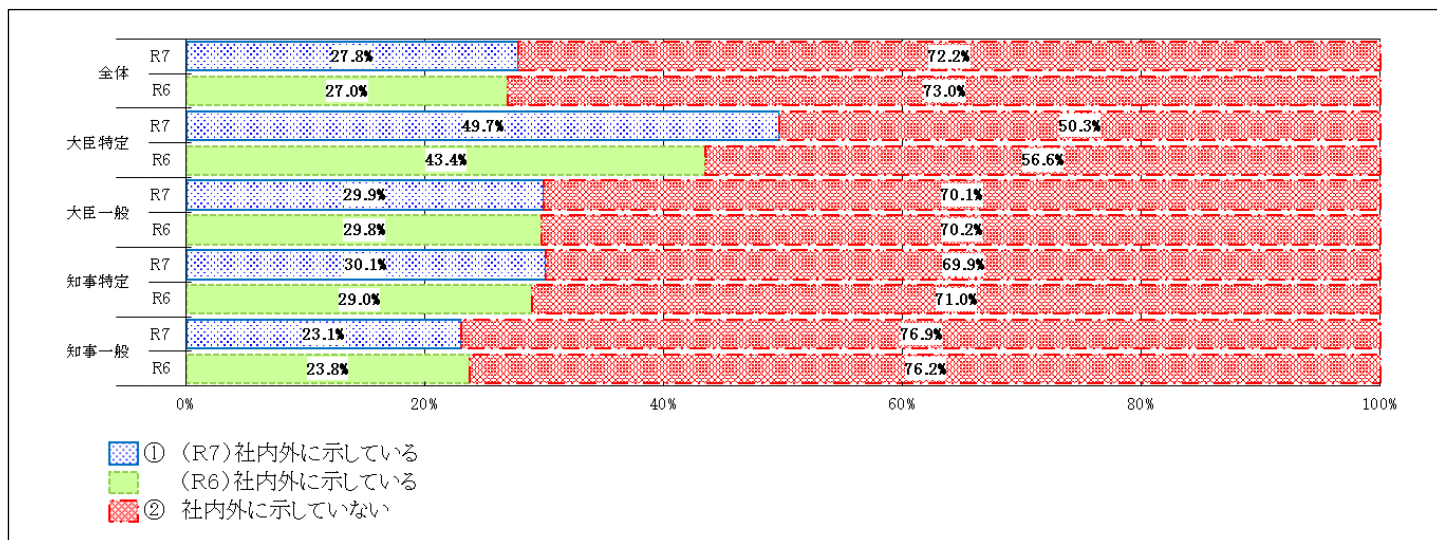
図-36 労務上昇分の取引価格への転嫁に係る経営陣関与について



(10)-2 労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知(Q6-2)

労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知状況について回答を求めたところ、①「社内外に示している」が全体で27.8%(昨年度27.0%)との結果でした。(図-37)

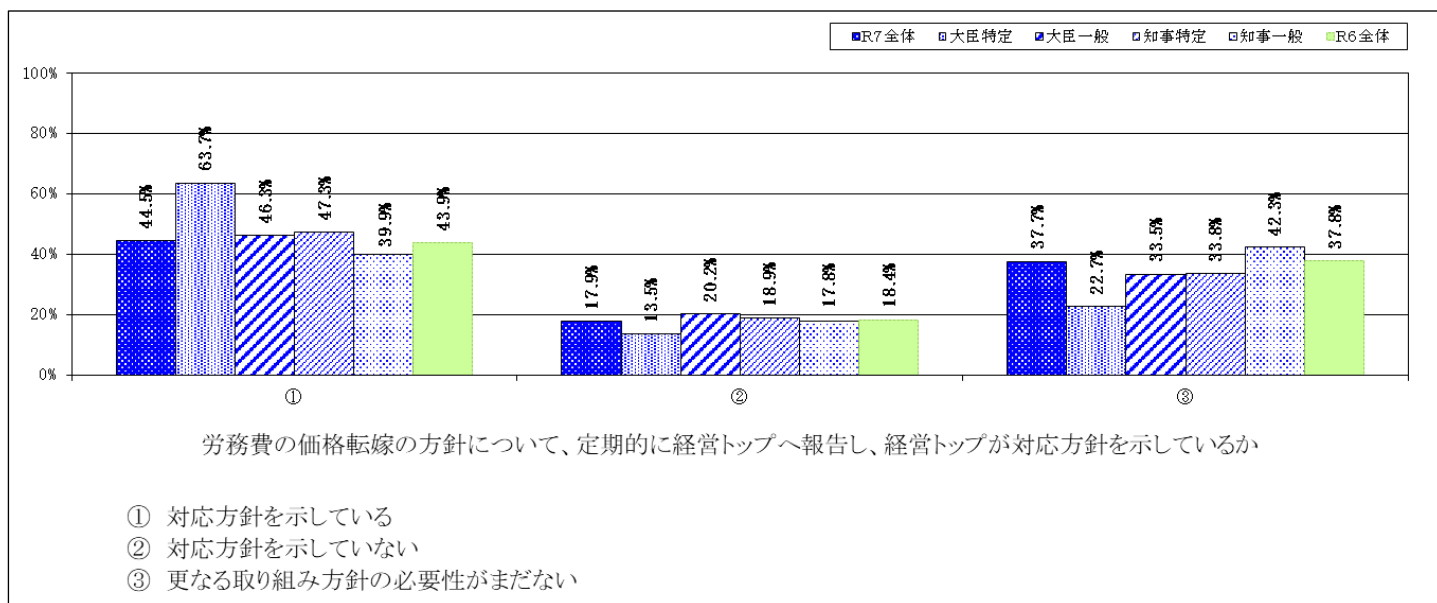
図-37 労務費上昇分の取引価格への転嫁に係る取組方針の社内外への周知



(10)-3 労務費の価格転嫁の方針について、定期的に経営トップへ報告し、経営トップが対応方針を示しているか(Q6-3)

労務費の価格転嫁に係る取組方針に基づく取組状況について、定期的に経営トップに報告し、必要に応じて経営トップが更なる対応方針を示しているかについて回答を求めたところ、44.5%(昨年度43.9%)が①「対応方針を示している」との結果でした。(図-38)

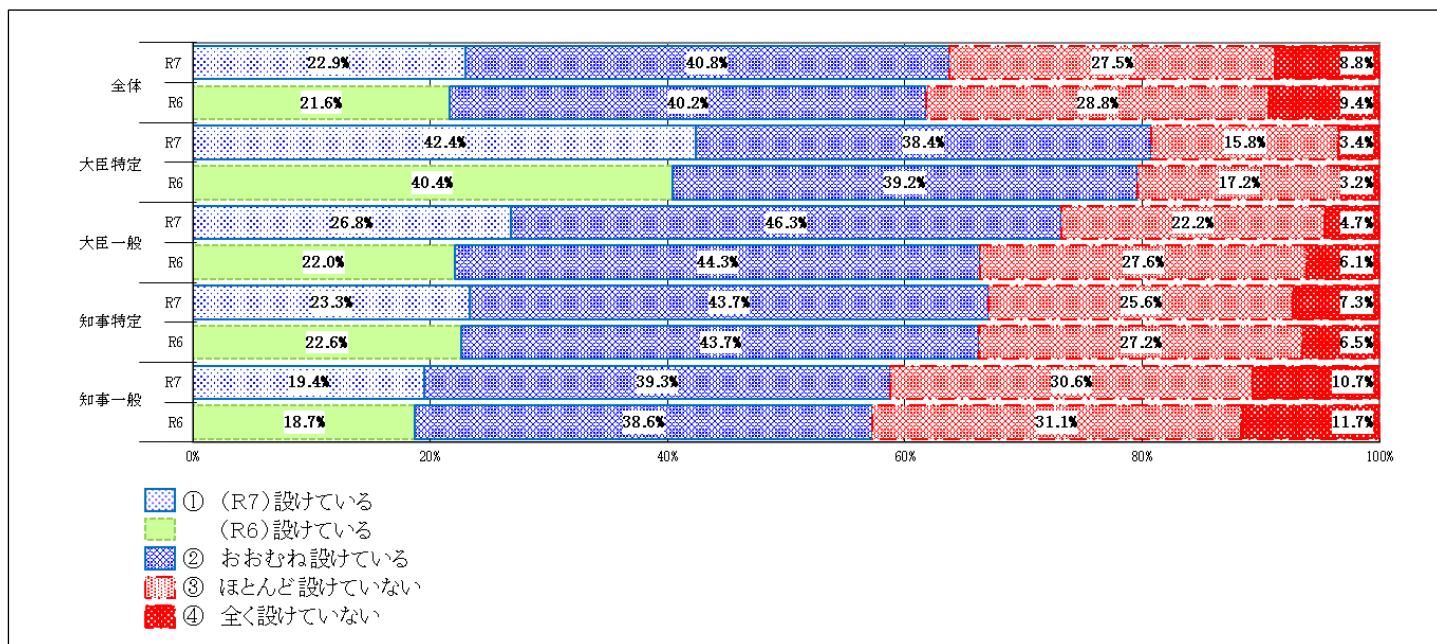
図-38 労務費の価格転嫁の方針について、定期的に経営トップへ報告し、対応方針を示しているか



(10)-4 労務費転嫁に係る下請負人との定期的な協議の場の設定(Q6-4)

元請負人から下請負人に対して、定期的に労務費の転嫁に係る協議の場を設けているかについては、②「おおむね設けている」が40.8%(昨年度40.2%)と最も多く、①「設けている」が22.9%(昨年度21.6%)であり、合計は63.7%という結果でした。一方、④「全く設けていない」建設業者は8.8%(昨年度9.4%)という結果でした。(図-39)

図-39 労務費転嫁に係る下請負人との定期的な協議の場の設定

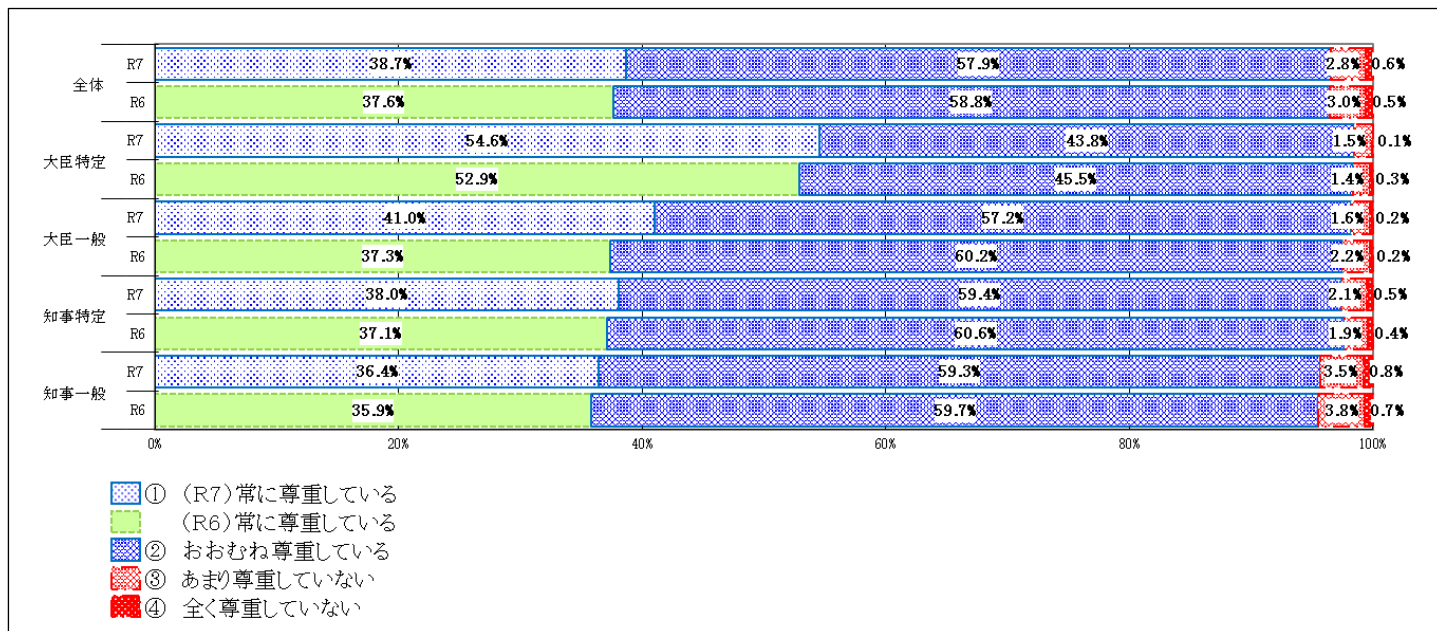


(10)－5 下請負人が労務費上昇の根拠等として公表資料に基づいて提示した額の尊重(Q6－5)

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を下請負人に求める場合において、下請負人が公表資料に基づいて提示した額については、合理性を有するものとして尊重することが労務費指針により求められています。その状況について回答を求めたところ、①「常に尊重している」が38.7%(昨年度37.6%)、②「おおむね尊重している」が57.9%(昨年度58.8%)であり、合計は96.6%(昨年度96.4%)の結果となりました。

(図－40)

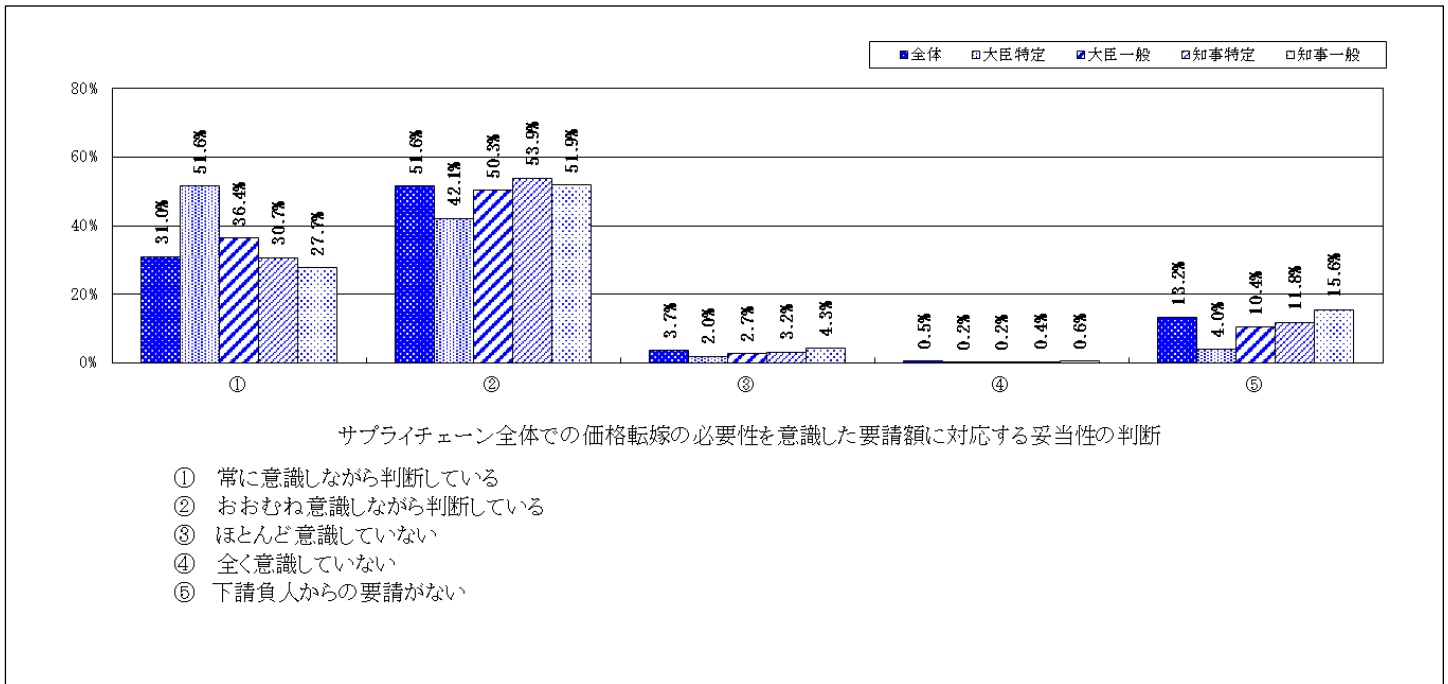
図－40 下請負人が労務費上昇の根拠等として公表資料に基づいて提示した額の尊重



(10)－6 サプライチェーン全体での価格転嫁の必要性を意識した要請額に対する妥当性の判断(Q6－6)

サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を行うため、労務費の価格転嫁に係る交渉においては、直接の取引先である下請負人がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識した上で、下請負人からの要請額の妥当性を判断することが労務費指針により求められていますが、その状況について回答を求めたところ、①「常に意識しながら判断している」が31.0%、②「おおむね意識しながら判断している」が51.6%であり、合計は82.6%という結果でした。(図－41)

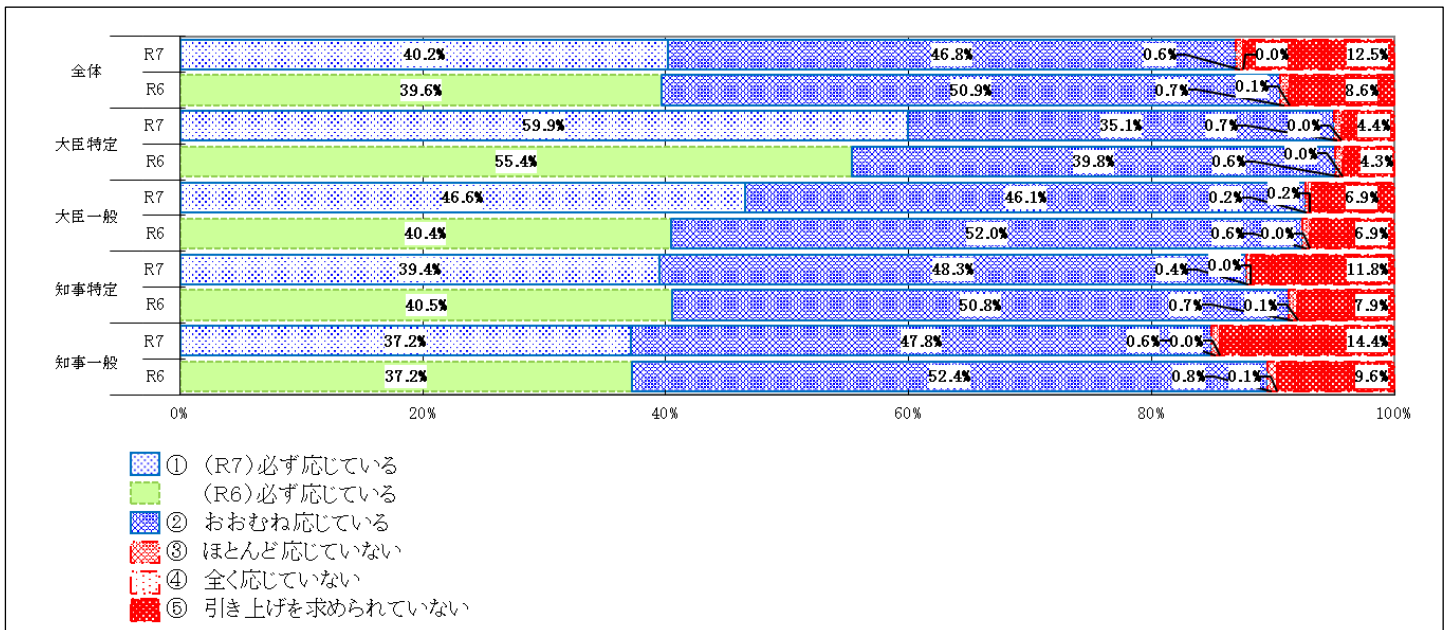
図-41 サプライチェーン全体での価格転嫁の必要性を意識した要請額に対する妥当性の判断



(10)-7 下請人からの取引価格の引き上げ要請があった際の協議の実施状況(Q6-7)

下請負人から労務費の上昇を理由に取引価格の引き上げを求められた際の協議の実施状況について回答を求めたところ、①「必ず応じている」が40.2%(昨年度39.6%)、②「おおむね応じている」が46.8%(昨年度50.9%)であり、合計は87.0%という結果でした。(図-42)

図-42 下請負人からの取引価格の引き上げ要請があった際の協議の実施状況

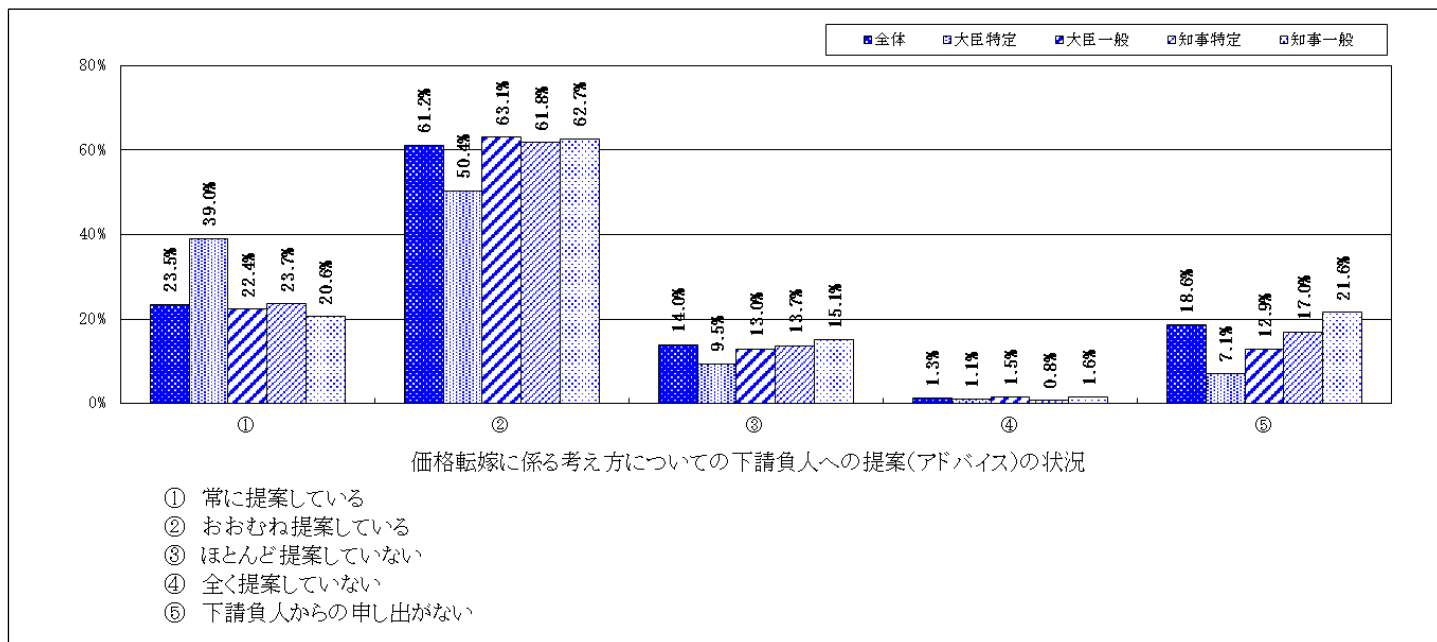


(10)-8 価格転嫁に係る考え方についての下請負人への提案(アドバイス)の状況(Q6-8)

労務費の上昇を理由に下請負人から取引価格の引き上げ要請があった場合、当該申し入れの巧拙にかかわらず、元請負人は、下請負人と協議を行い、必要に応じて労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提

案(アドバイス)することなどが労務費指針により求められています、その状況について、①「常に提案している」が 23.5%、②「おおむね提案している」が 61.2%であり、合計は 84.7%という結果でした。(図-43)

図-43 価格転嫁に係る考え方についての下請負人への提案(アドバイス)の状況

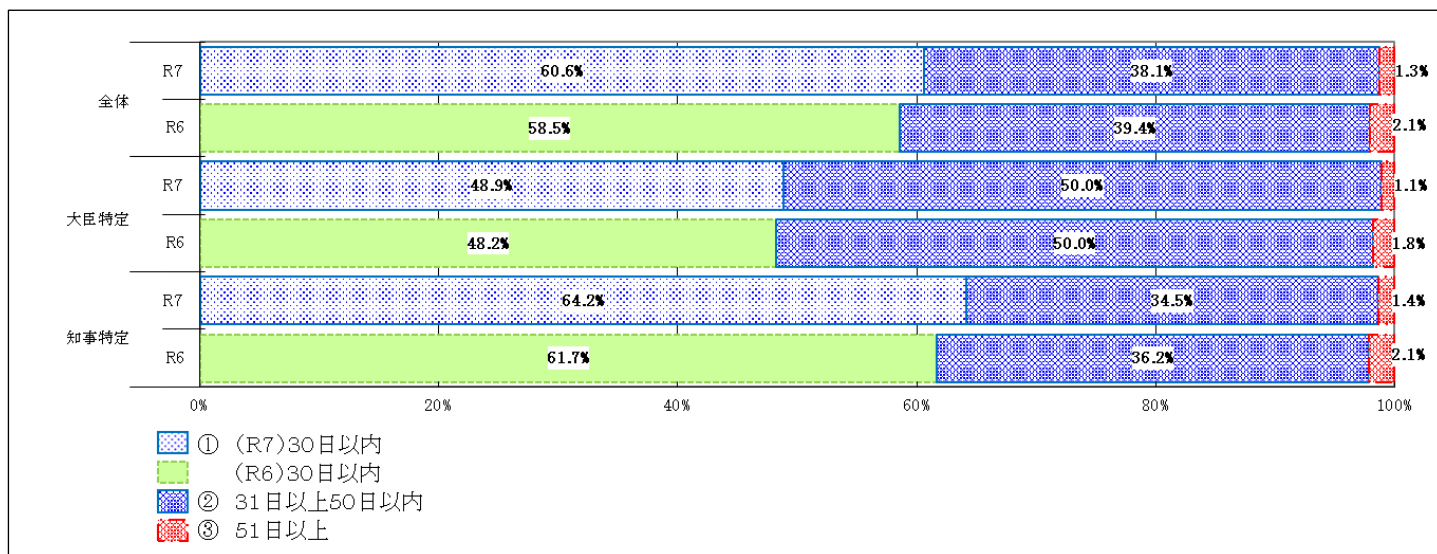


(11) 下請代金の支払期間・方法

(11)-1 下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつてから支払までの期間(Q7-1)

特定建設業者は、下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつた日から起算して 50 日以内に下請代金を支払わなければなりません。支払期間が 50 日以内である特定建設業者は 98.7%(昨年度 97.9%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-44)

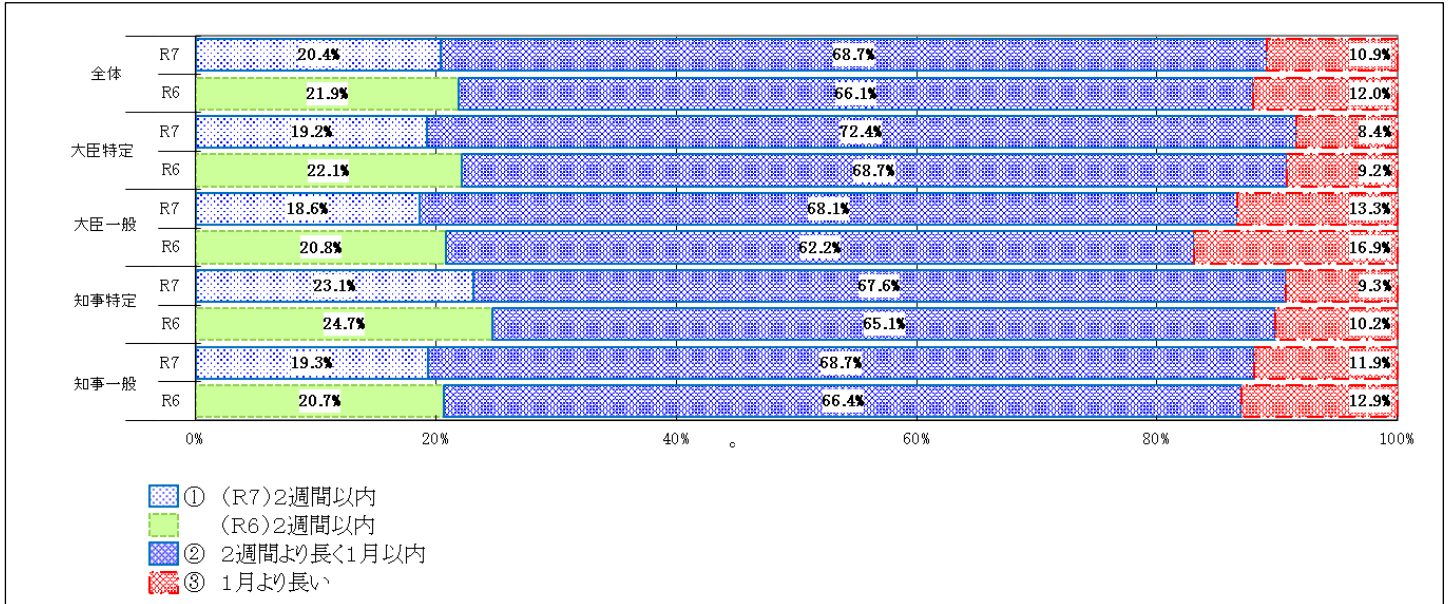
図-44 下請負人から工事目的物の引渡しの申し出があつてから支払までの期間



(11)－2 注文者から出来高払等を受けてから下請負人に支払うまでの期間(Q7－2)

注文者から請負代金の出来高払又は竣工払を受けた時は、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対して、相当する下請代金を1月以内に支払わなければなりません。支払期間が1月以内である建設業者は 89.1%(昨年度 88.0%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図－45)

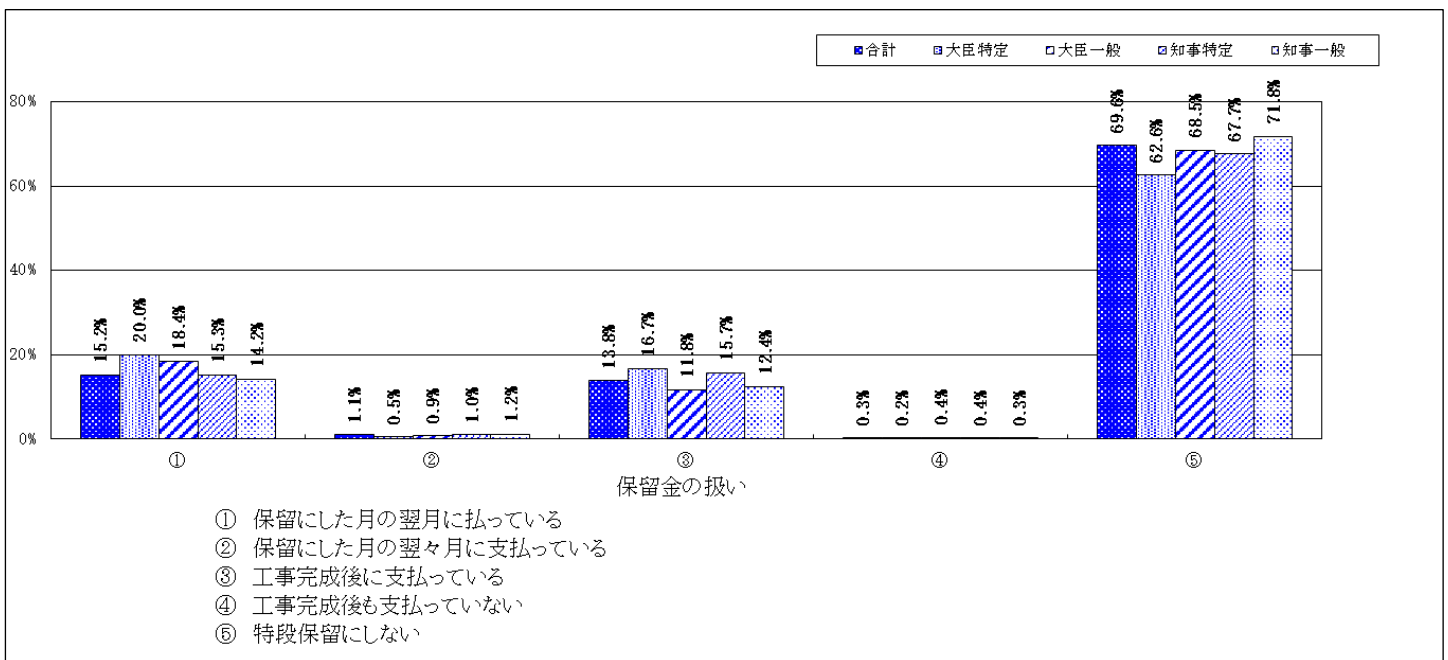
図－45 注文者から出来高払等を受けてから下請負人に支払うまでの期間



(11)－3 保留金の扱い(Q7－3)

保留金の扱いについて、⑤「特段保留にしない」が 69.6%で最も多く、①「保留した月の翌月」が 15.2%、③「工事完成後に支払っている」は 13.8%という結果でした。(図－46)

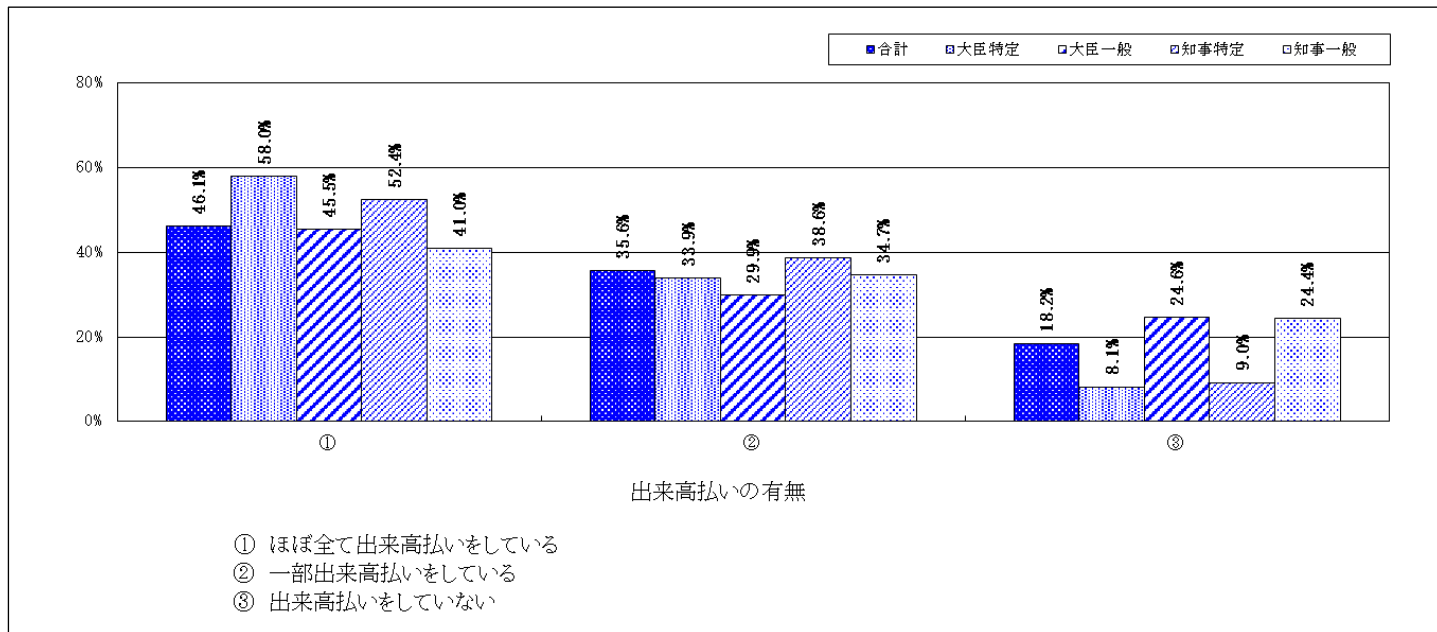
図－46 保留金の扱い



(11)－4 出来高払いの有無(Q7-4)

取引において、出来高払いの有無については、①「ほぼすべて出来高払いとしている」が46.1%で最も多く、②「一部出来高払いをしている」が35.6%、③「出来高払いをしていない」は18.2%という結果となりました。(図-47)

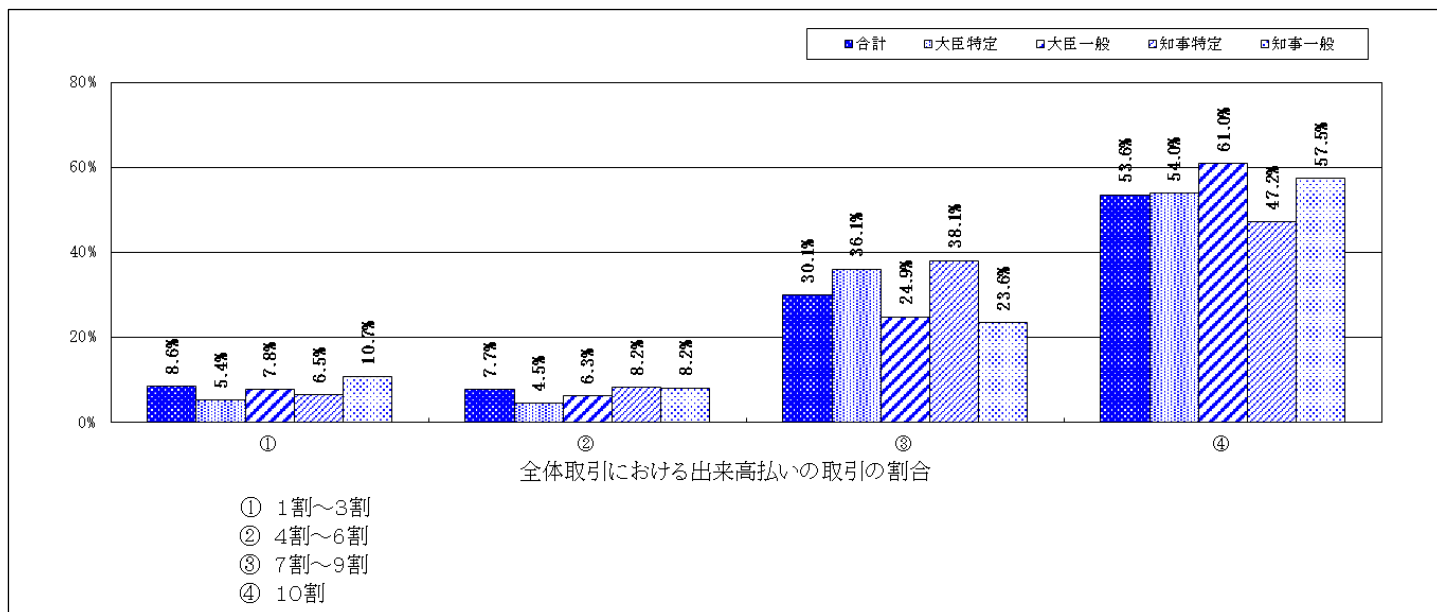
図-47 出来高払いの有無



(11)－5 全体取引における出来高払いの取引の割合(Q7-5)

全体取引における出来高払いの取引の割合については、④「10割」が53.6%で最も多く、③「7割～9割」が30.1%、①「1割～3割」が8.6%、②「4割～6割」が7.7%という結果となりました。(図-48)

図-48 全体取引における出来高払いの取引の割合

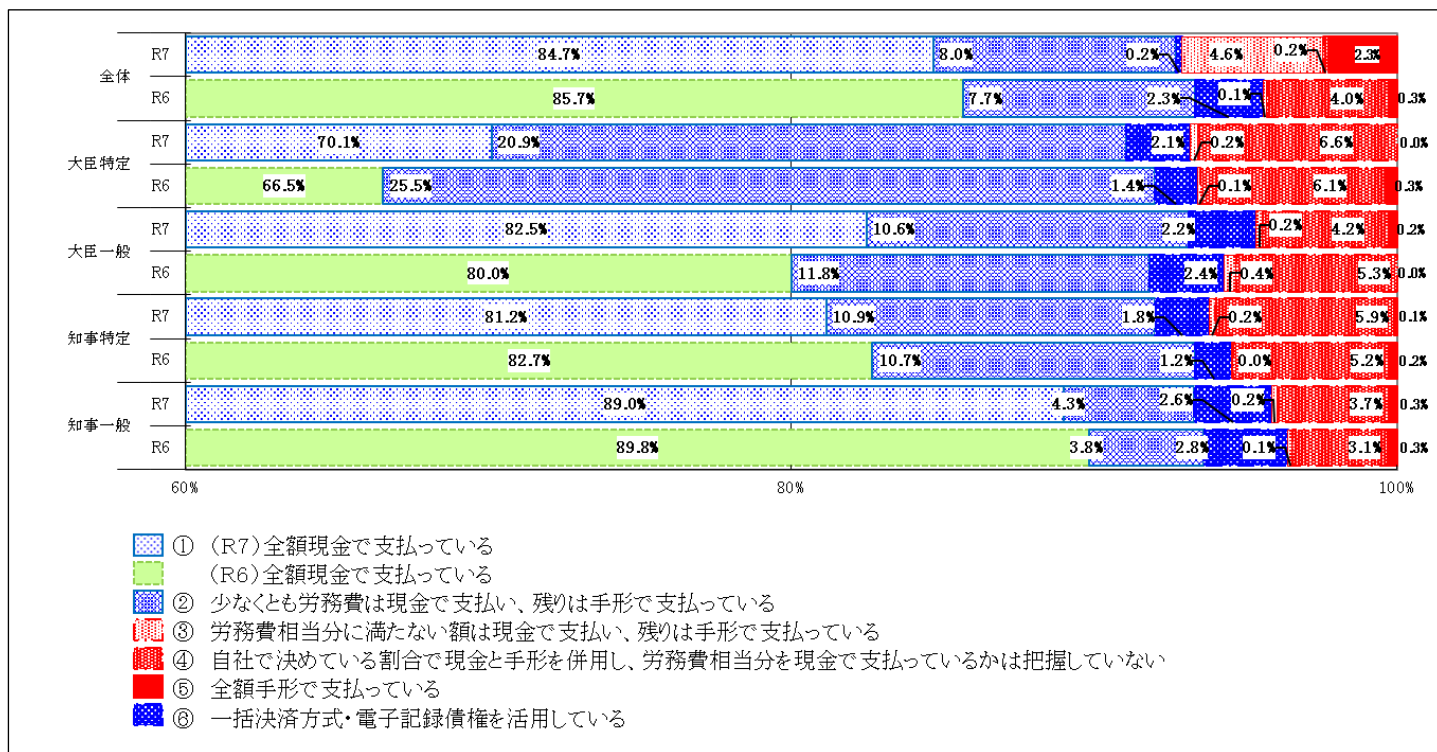


(11)－6 支払手段(Q7-6)

請負代金の支払は、できる限り現金払いとし、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとすることが求められます。

①「全額現金で支払っている」、②「少なくとも労務費相当分は現金で支払っている」、⑥「一括決済方式・電子記録債権を活用している」と回答した建設業者は 92.9%(昨年度 95.7%)であり、昨年度と同様に概ね遵守されている状況でした。(図-49)

図-49 支払手段

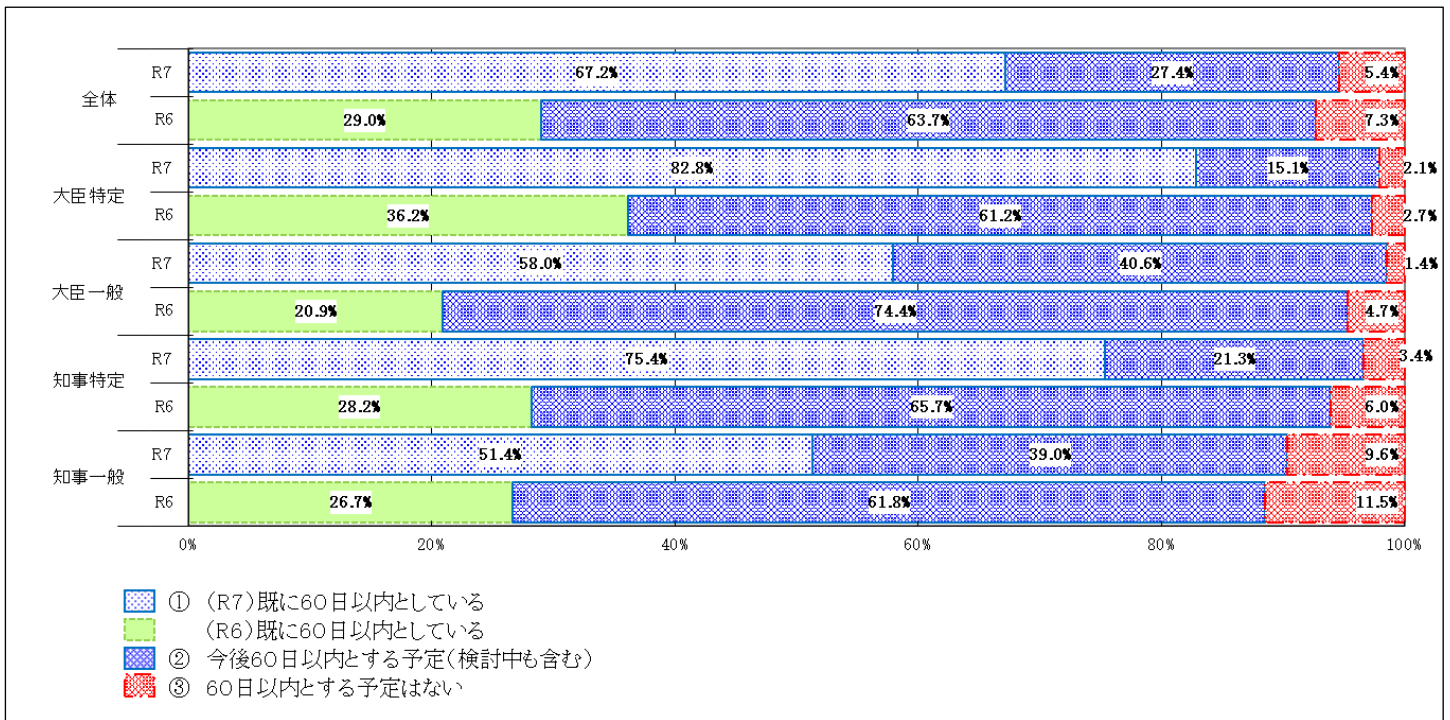


(11)－7 手形期間(Q7-7)

特定建設業者は、下請代金の支払いにおいて、当該支払いを受ける下請負人が資本金 4,000 万円未満の一般建設業者である場合には、「割引困難な手形」を交付することが禁止されています。手形期間が 60 日(令和 6 年 11 月 1 日以降)を超える長期手形を交付した場合、「割引困難な手形」として建設業法に違反するおそれがあります。また、一般建設業者についても、手形期間が 60 日(令和 6 年 11 月 1 日以降)を超えない手形を交付することが望ましいとされています。

①「手形期間 60 日以内としている」、②「今後 60 日以内とする予定」と回答した建設業者はあわせて 94.6%(昨年度 92.7%)でした。(図-50)

図-50 手形期間
(手形を設定している建設業者が集計対象)



(11)-8 現時点における平均的な手形期間(Q7-8)

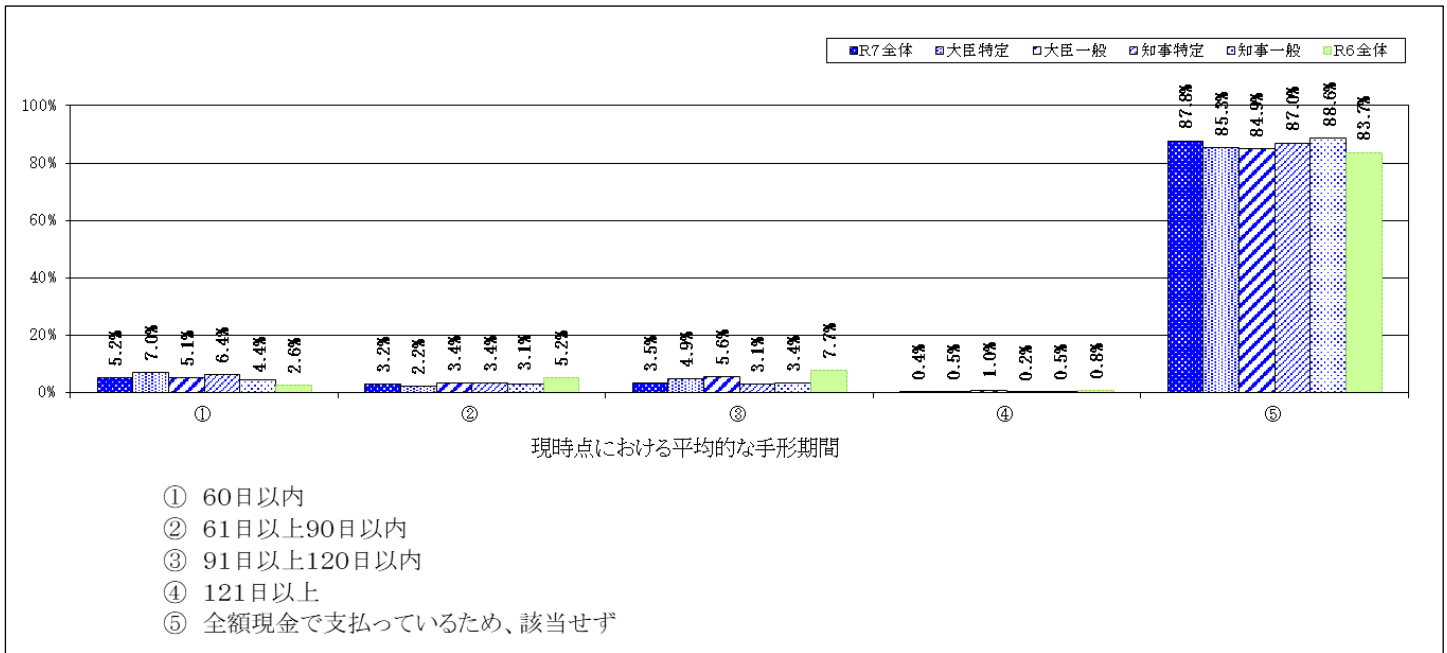
Q7-6「下請代金の支払い手段に関する設問」において、「全額現金で支払っている」又は「一括電子債権活用をしている」と回答していた建設業者に加え、Q7-7「下請代金の支払いに関する手形期間における設問」において、「今後60日以内とする予定」又は「60日以内とする予定はない」と回答した建設業者（「手形期間60日以内としている」は除外）に回答対象を限定しています。

現時点における平均的な手形期間について回答を求めたところ、⑤「全額現金で支払っているため、該当せず」が最も多く87.8%となりました。

手形期間①「60日以内」が5.2%（昨年度2.6%）となり、以上⑤「全額現金で支払っている」と合わせて、93.0%（昨年度86.3%）となりました。

一方、②「61日以上90日以内」は3.2%（昨年度5.2%）、③「91日以上120日以内」が3.5%（昨年度7.7%）という結果でした。（図-51）

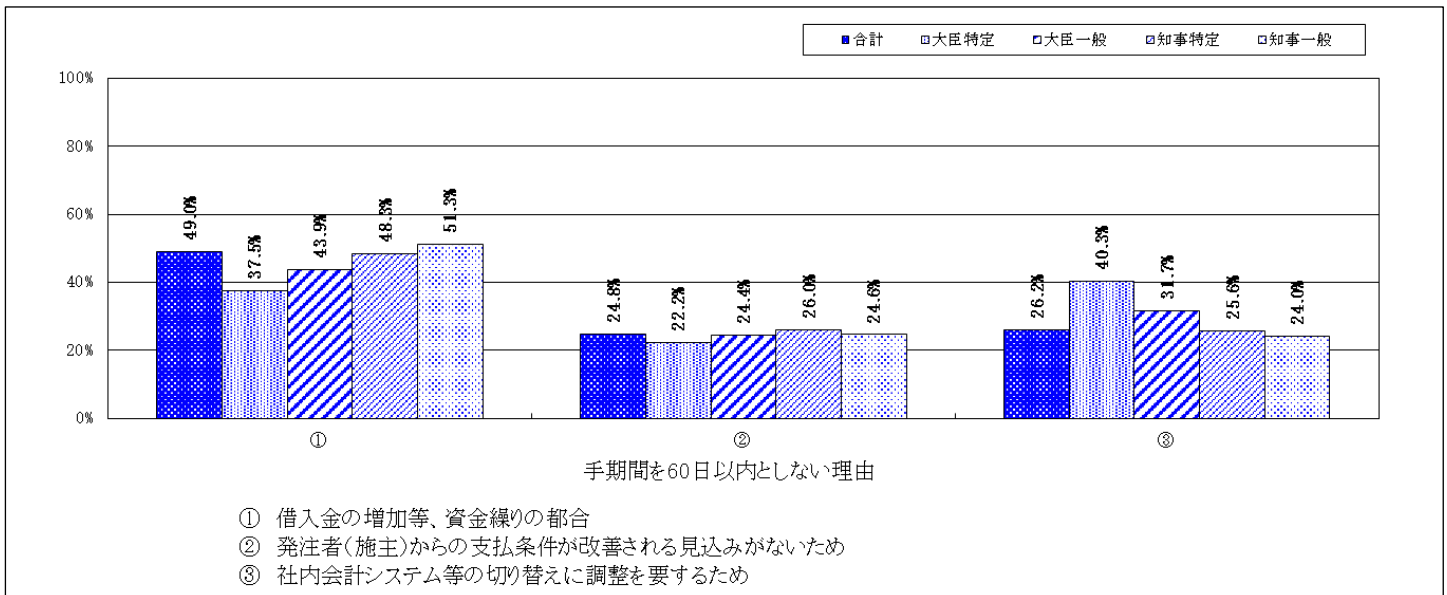
図一51 現時点における平均的な手形期間



(11)－9 手形期間を60日以内としない理由(Q7－9)

令和6年11月1日以降、手形の期間が60日を超える手形を交付した場合、「割引困難な手形」として、建設業法に違反するおそれがあります。調査時点(令和7年9月)において、手形期間を60日以内としない理由について回答を求めたところ、①「資金繰りの都合」は最も多く**49.0%**、次いで③「社内会計システム等の切り替えに調整を要するため」が**26.2%**、②「発注者からの支払条件が改善される見込みがないため」が**24.8%**という結果でした。(図一52)

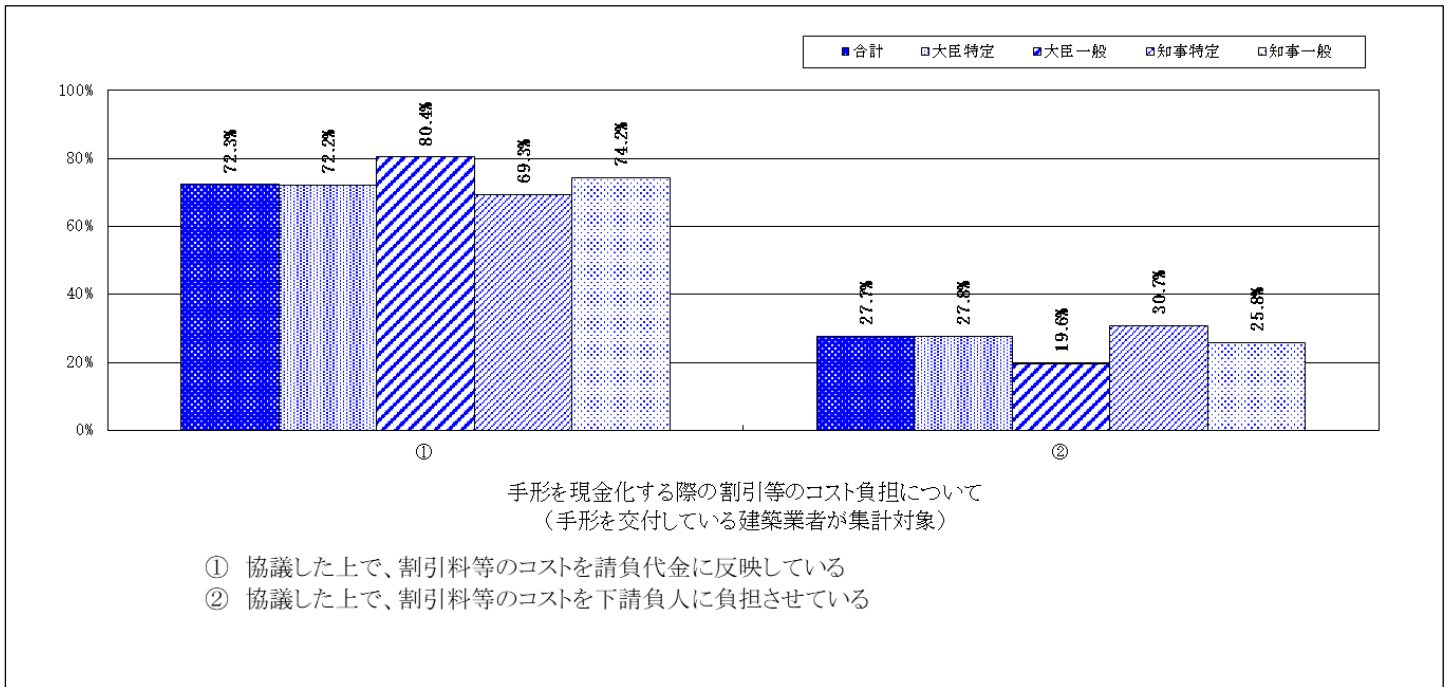
図一52 手形期間を60日以内としない理由



(11)－10 手形の現金化等にかかるコスト負担の協議(Q7－10)

手形を現金化する際の割引料等のコスト負担については、下請負人の負担とすることがないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定しなければなりません。①「請負代金に反映している」と回答した元請負人は 72.3%との結果となり、27.7%が②「下請負人に負担させている」との結果となりました。(図－53)

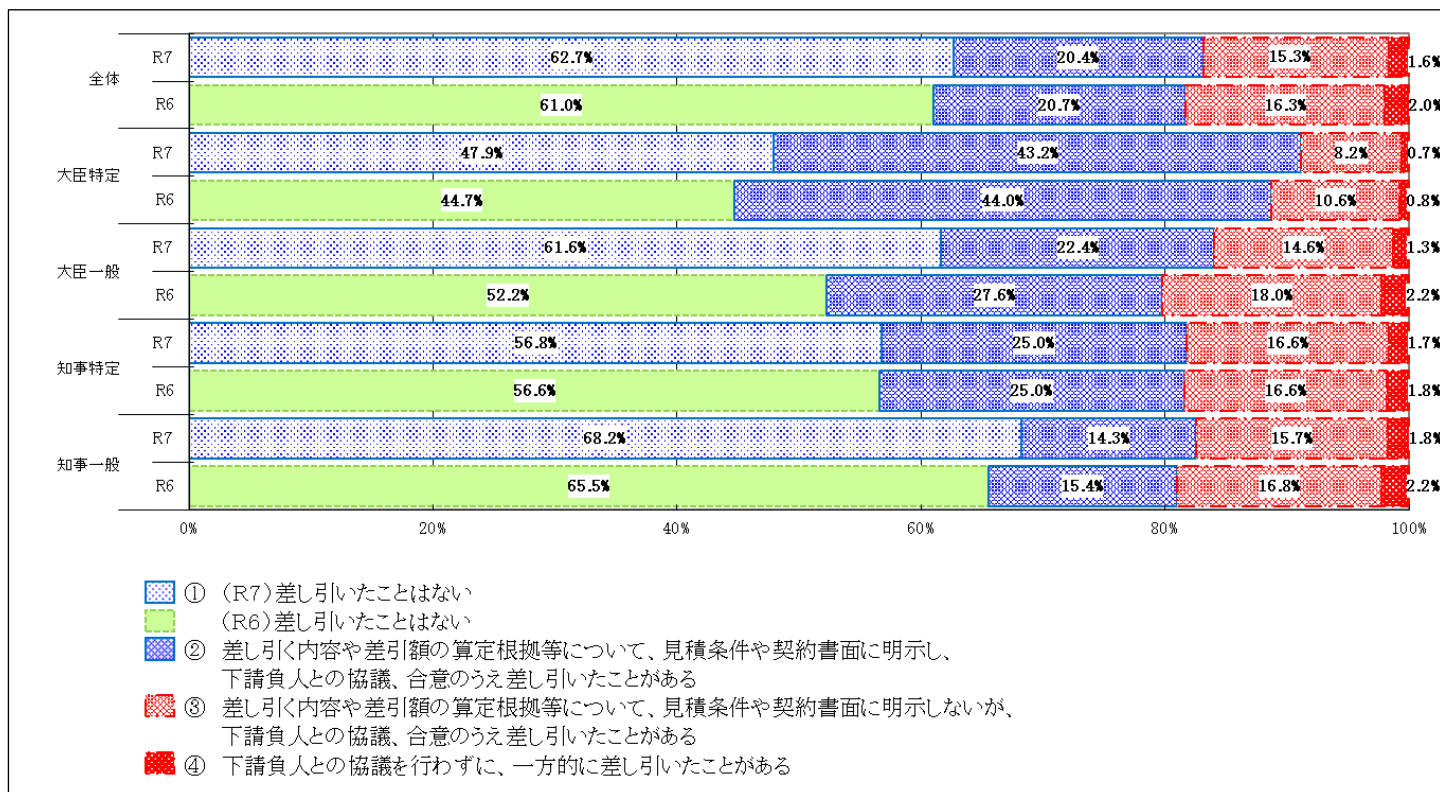
図－53 手形を現金化する際の割引料等のコスト負担について
(手形を交付している建設業者が集計対象)



(11)－11 赤伝処理(Q7－11)

下請代金の支払時に諸費用を差し引く(相殺する)行為は赤伝処理と呼ばれています。赤伝処理を行う際には、差し引く内容や根拠等について、あらかじめ下請負人と協議・合意の上、見積条件や契約書面に明示しなければなりません。適正回答率は 83.1%(昨年度 81.7%)であり、約 2 割の元請負人が下請負人と協議・合意はしているものの、見積条件や契約書面に明示しないまま諸費用を差し引いている状況でした。(図－54)

図-54 赤伝処理



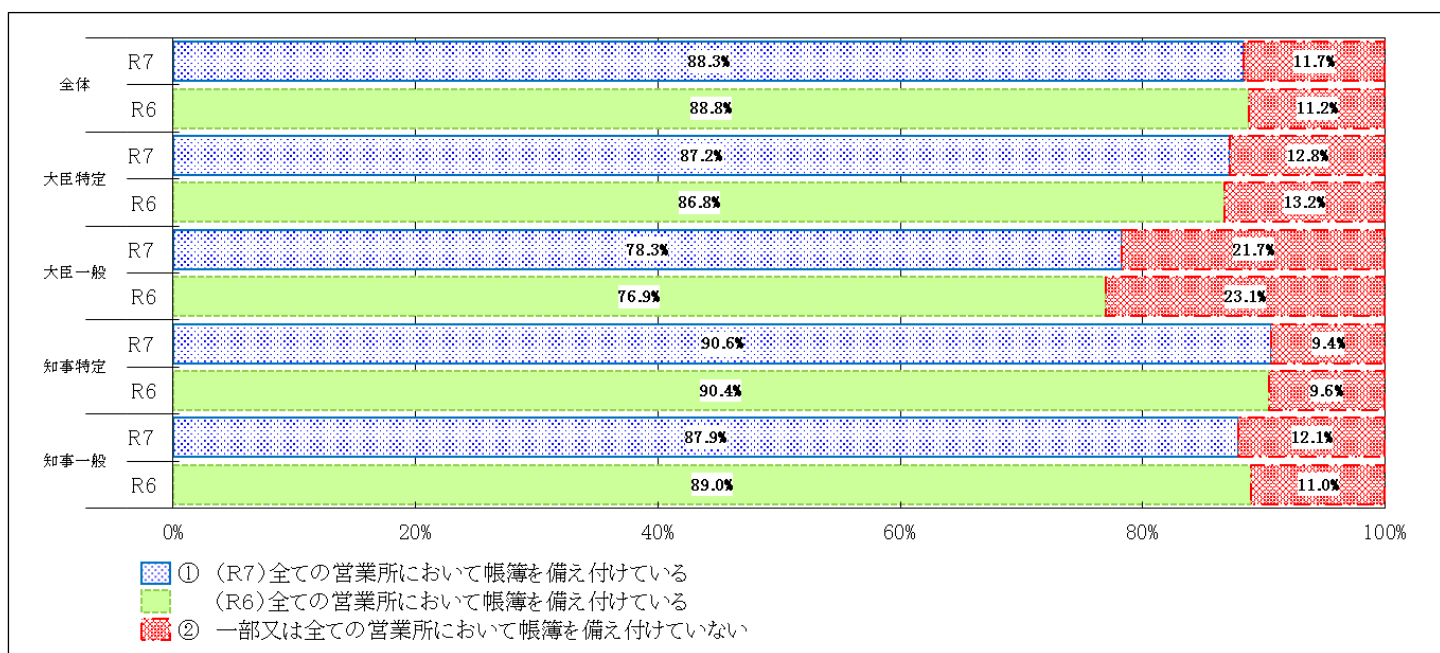
(12) 帳簿の作成状況(Q8)

(12)-1 営業に関する事項を記載した帳簿の備え付け(Q8-1)

建設業者は、営業所ごとに営業に関する帳簿を備え、5年間保存しなければなりません。

①「全ての営業所において帳簿を備え付けている」と回答した建設業者は88.3%(昨年度88.8%)と昨年度同様に概ね適正な結果となりました。(図-55)

図-55 帳簿の備え付け状況



(13) 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

(13)－1 施工体制台帳・施工体系図(Q10－1)

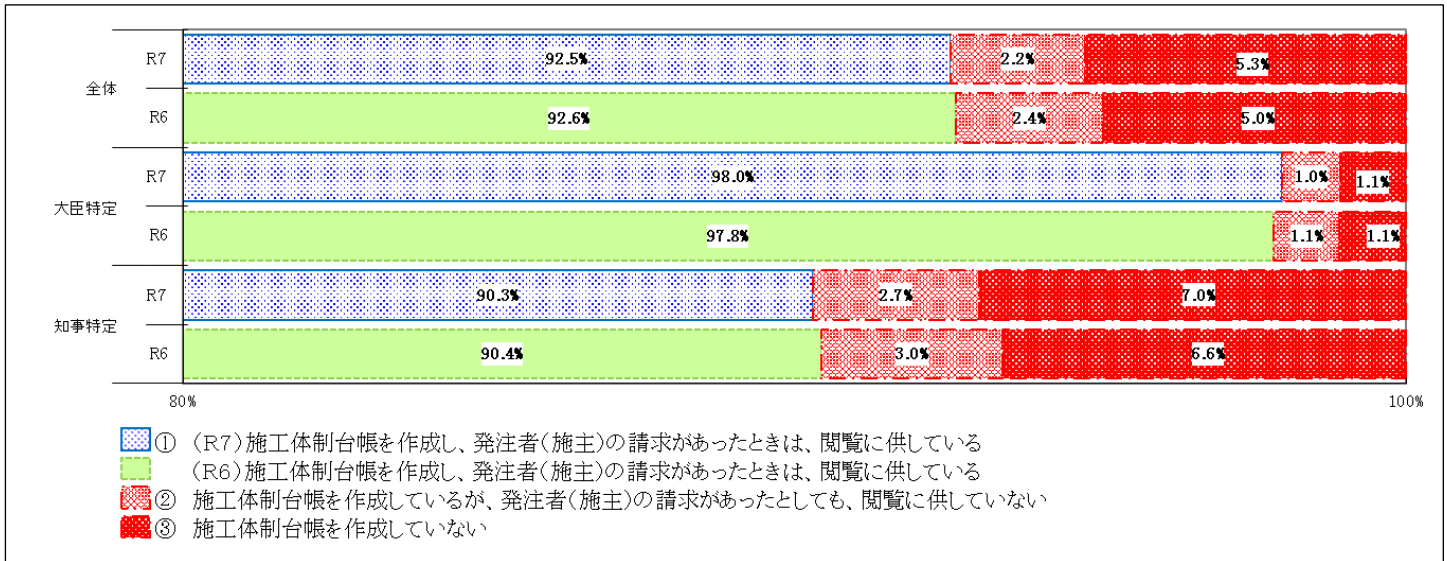
特定建設業者は、発注者(施主)から直接請け負った民間工事において、下請契約の請負代金の合計が4,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上(※)となる時は、定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければなりません。

①「施工体制台帳の作成し、閲覧に供している」建設業者は、92.5%(昨年度92.6%)と、昨年度と同様に概ね遵守されている結果となりました。(図－56(a))

※令和7年2月1日より代金の合計は5,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上に引き上げ。

図－56 施工体制台帳・施工体系図の作成状況

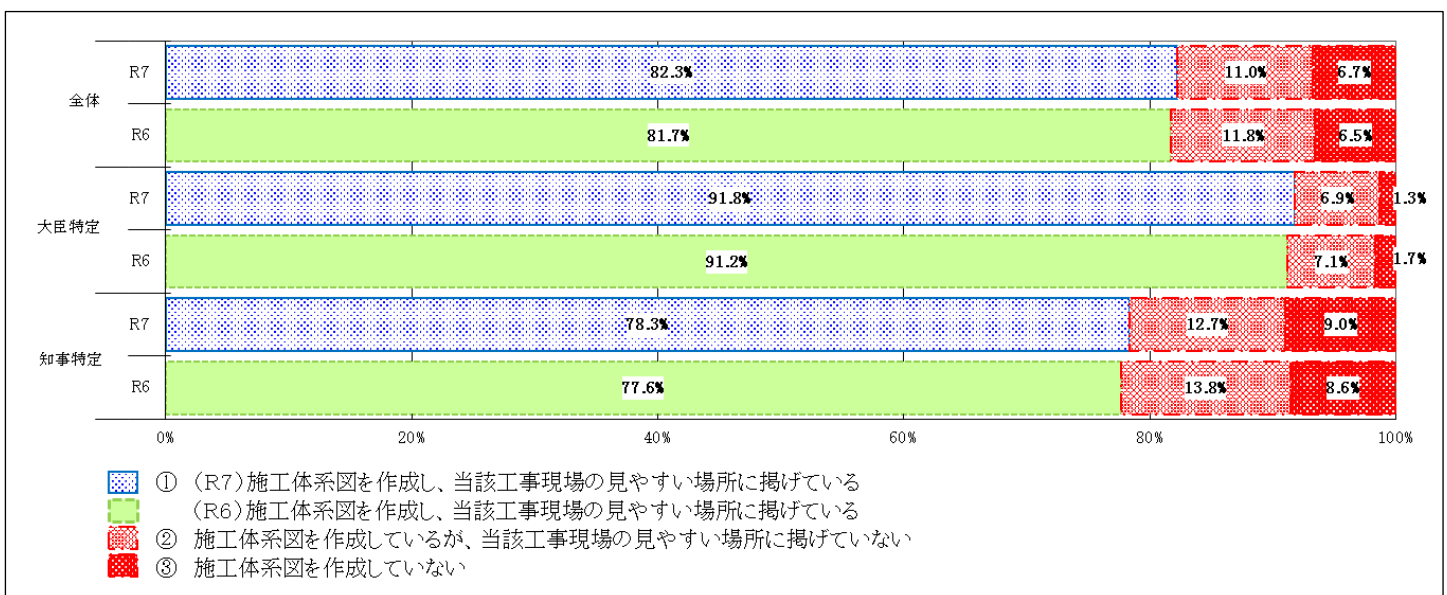
(a) 施工体制台帳



(13)－2 施工体系図の作成・掲示(Q10－2)

施工体系図の作成・掲示については、民間工事において①「施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げている」と回答した建設業者は82.3%(昨年度81.7%)と約2割が遵守されていない状況でした。(図－56(b))

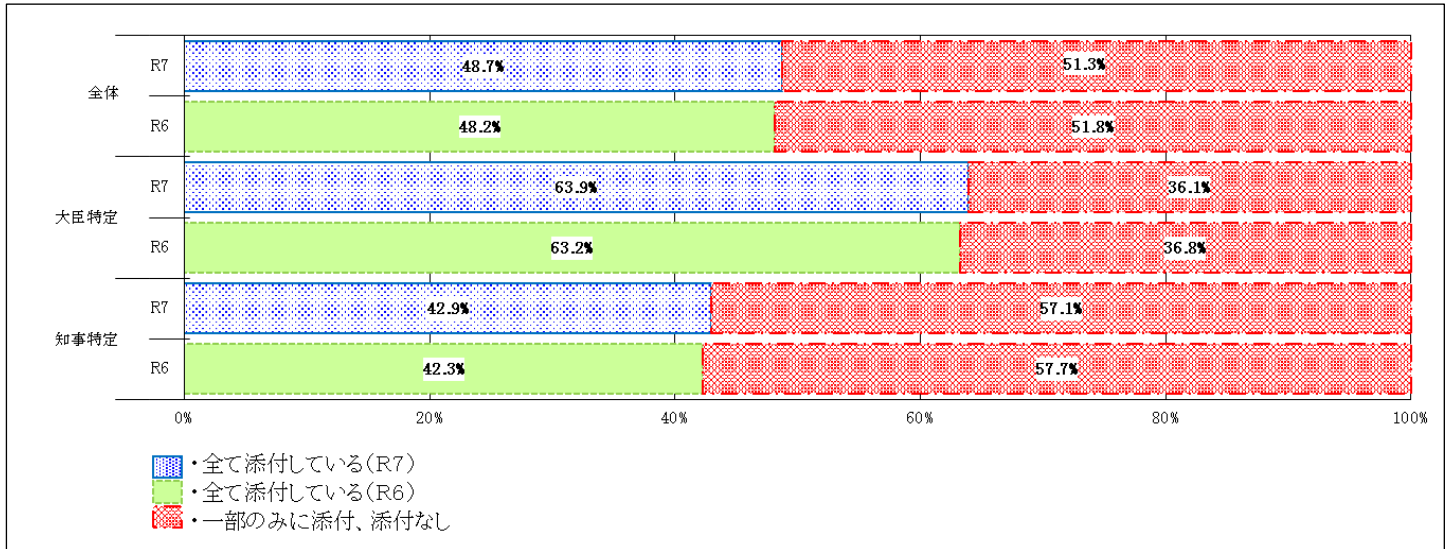
(b) 施工体系図(民間工事)



(13)－3 施工体制台帳への添付を定められた書類の添付状況(Q10－3)

定められた書類を全て添付している建設業者は、民間工事 48.7%(昨年度 48.2%)で、約 5 割の建設業者において添付書類が、「一部のみに添付、添付なし」という結果となりました。(図－56(c))

(c) 施工体制台帳の添付書類



(14) 元請負人として行っている下請負人への指導状況

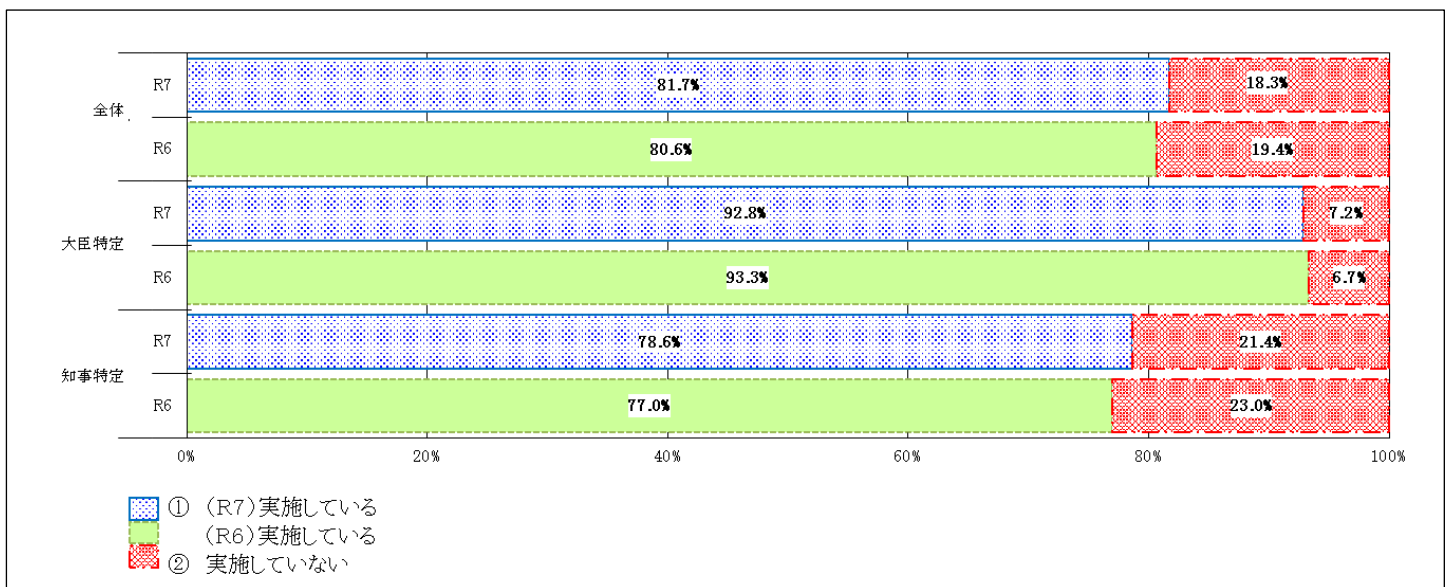
(14)－1 下請負人への指導について(Q11－1)

発注者(施主)から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の施工に関し、下請負人に対して法令を遵守するよう指導に努めるものとされています。

下請負人に対して①「指導を実施している」特定建設業者は全体の 81.7%(昨年度 80.6%)であり、約 2 割の建設業者が②「実施していない」という状況でした。(図－57(a))

図－57 下請負人への指導等について

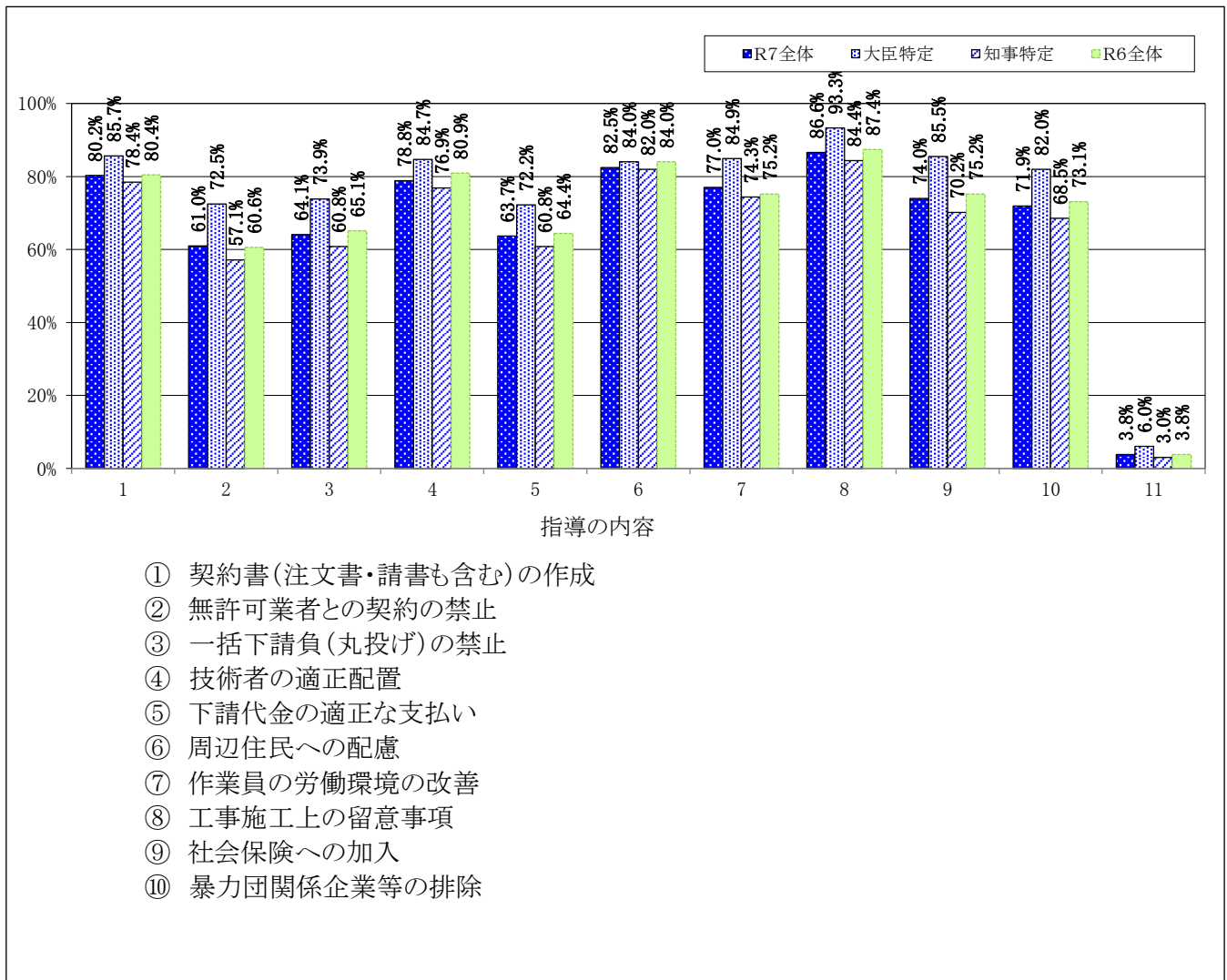
(a) 指導の実施



(14)－2 指導の内容(Q11－2)

指導の内容については、多岐にわたって実施されていますが、⑧「工事施工上の留意事項」の86.6%（昨年度87.4%）や⑥「周辺住民への配慮」の82.5%（昨年度84.0%）が上位を占める結果となりました。（図－57(b)）

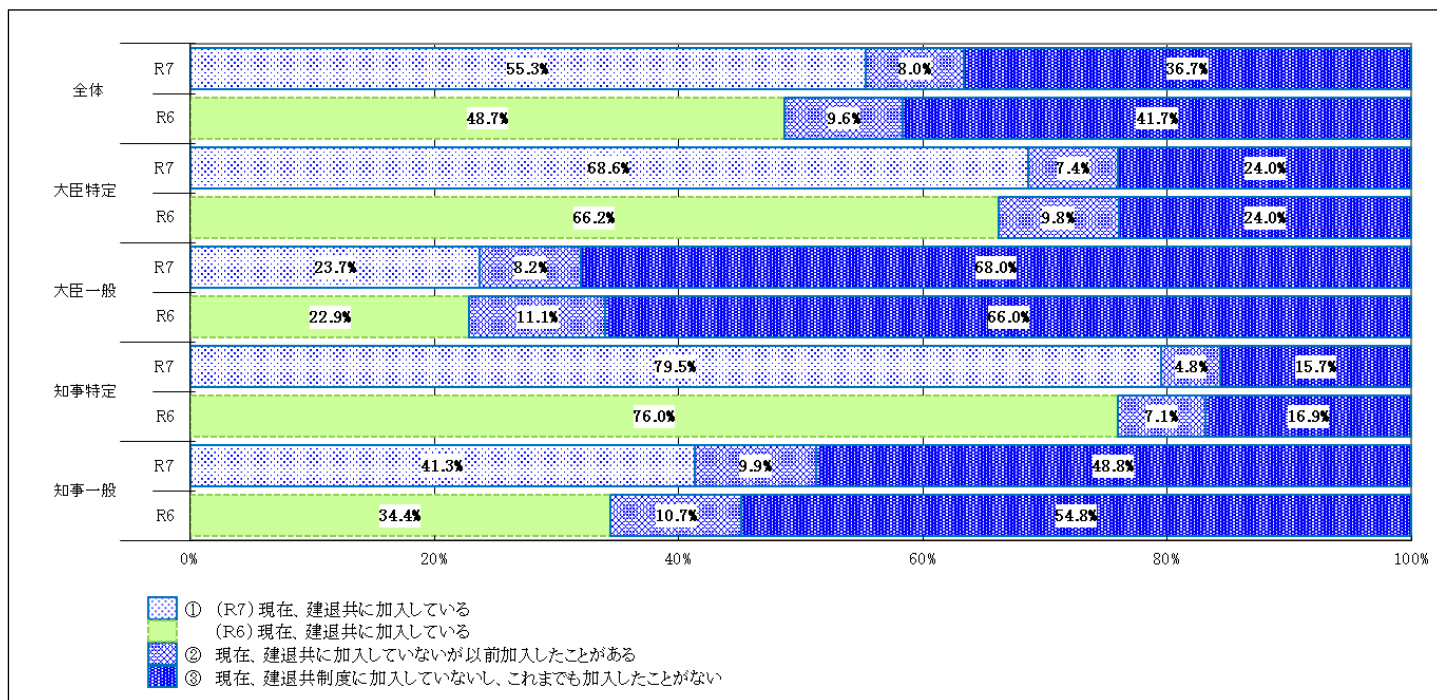
(b) 指導の内容



(15) 建設業退職金共済制度の加入状況(Q12－1)

建設業退職金共済制度の加入状況については、①「現在、建退共制度に加入している」が55.3%（昨年度48.7%）、②「現在、建退共制度に加入していないが以前加入していたことがある」が8.0%（昨年度9.6%）、③「現在、建退共制度に加入していないし、これまでも加入したことがない」が36.7%（昨年度41.7%）となりました。特定許可業者の加入率が高い一方、一般許可業者の加入率の割合が低い結果となりました。（図－58）

図-58 建設業退職金共済制度の加入状況



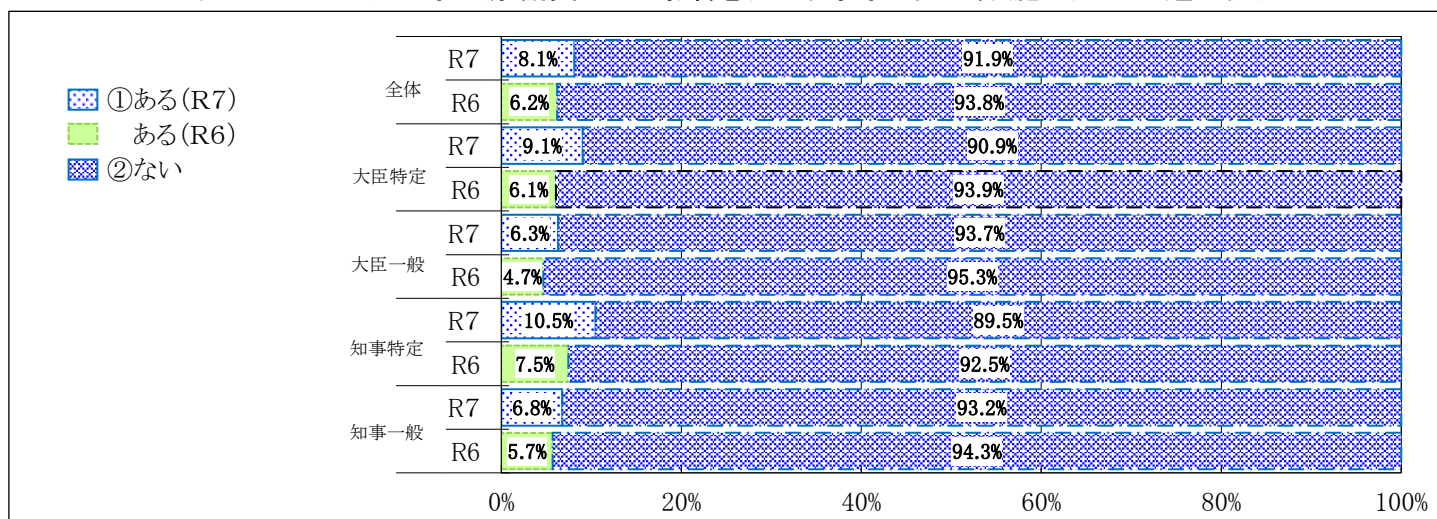
(16) 発注者(施主)との請負契約の締結の状況

(16)-1 地盤沈下等工期・請負代金に影響を及ぼす事象の発注者(施主)からの通知状況(Q13-1)

地盤沈下等、工期や請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがある場合、発注者(施主)は、請負契約を締結するまでに、元請負人に対して、必要な情報を通知しなければなりません。その状況について回答を求めたところ、全体の 91.9%(昨年度 93.8%)の建設業者が②「通知されたことがない」という結果でした。

(図-59)

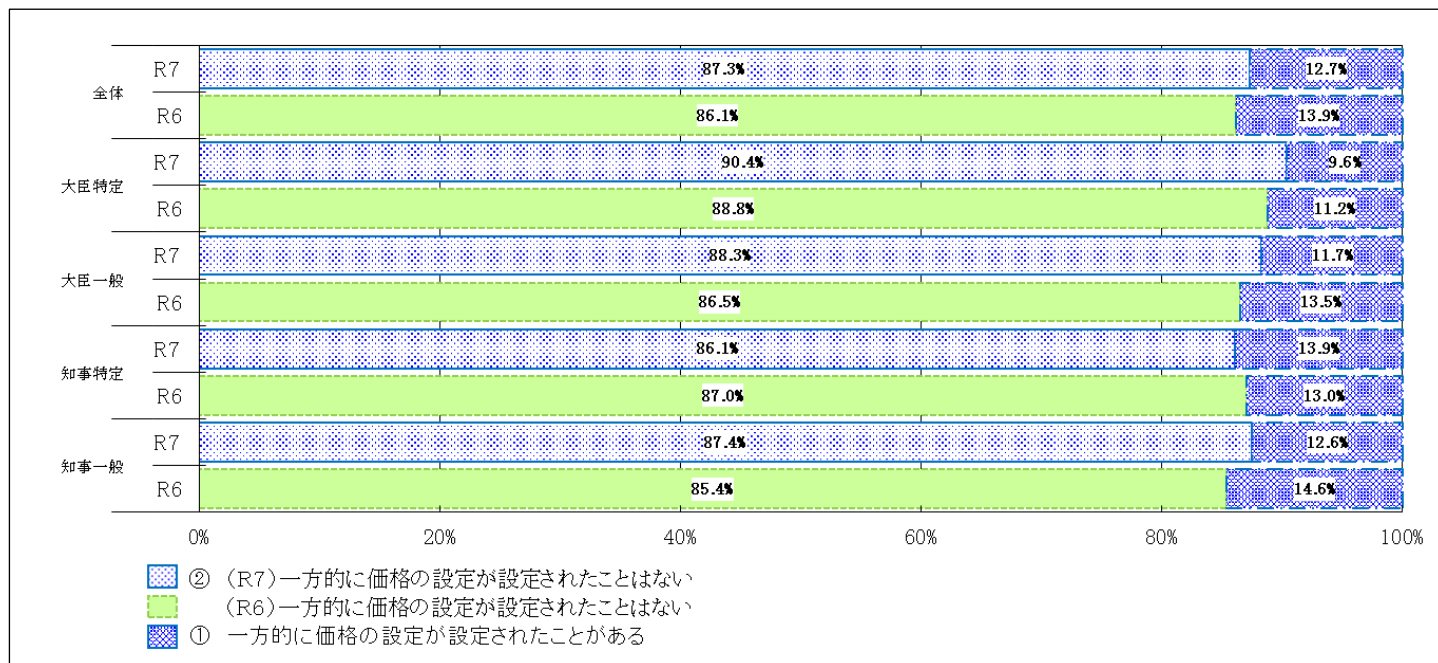
図-59 地盤沈下等工期・請負代金に影響を及ぼす事象の発注者(施主)からの通知状況



(16)－2 発注者(施主)からの一方的な請負代金の額や単価の設定(Q13-2)

元請負人として建設工事を発注者(施主)から直接受注したことがある建設業者 13,163 業者のうち、①「発注者(施主)から、一方的に請負代金の額や単価を設定されたことがある」と回答した建設業者は、1,673 業者(12.7%)(昨年度 13.9%)という結果でした。(図-60)

図-60 発注者(施主)からの一方的な請負代金の額や単価の設定の有無

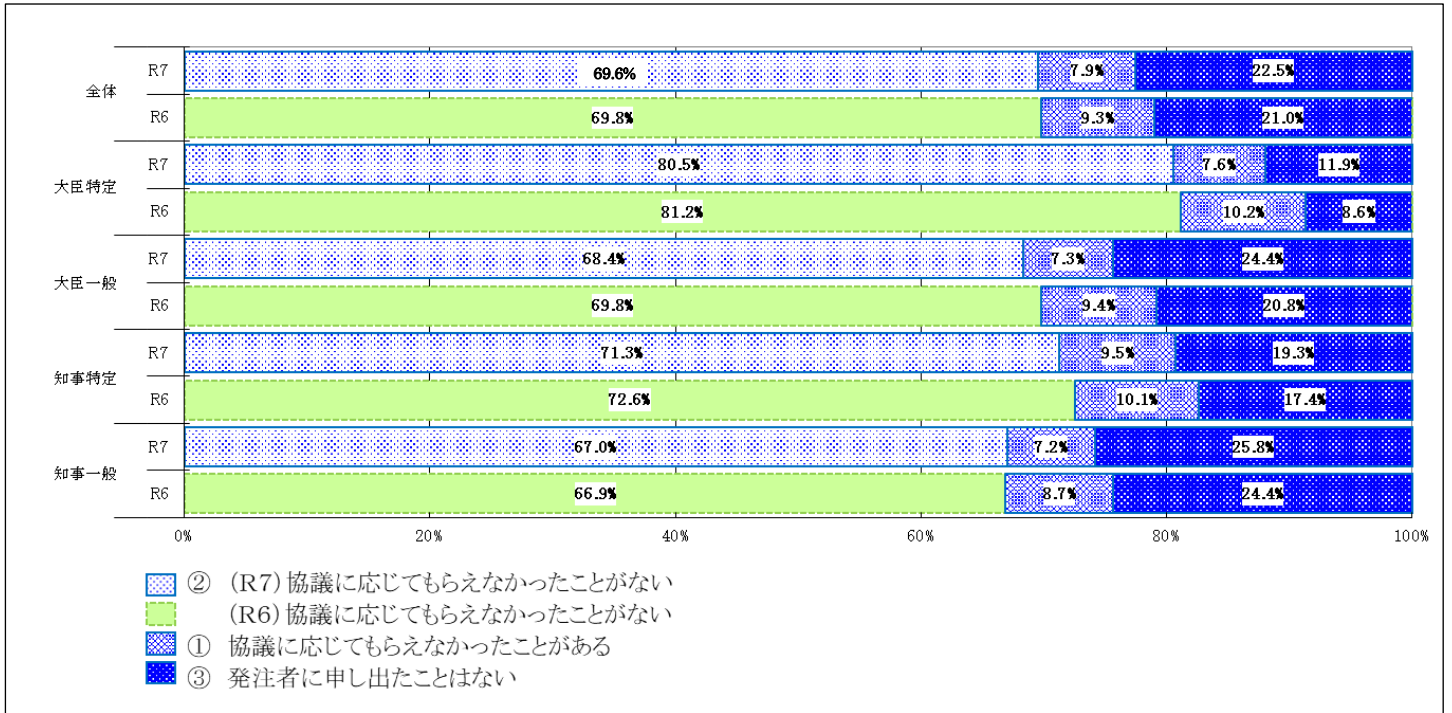


(16)－3 資材価格の高騰等による変更協議の要請に対する発注者(施主)の対応状況(Q13-3)

発注者(施主)に対し、資材価格高騰等による変更協議の要請を行った際に、施主から協議に応じてもらえなかったことの有無について回答を求めたところ、①「協議に応じてもらえなかったことがある」という回答が 7.9%(昨年度 9.3%)となりました。

なお、②「協議に応じてもらえなかったことがない」と回答した建設業者は 69.6%(昨年度 69.8%)となりました(図-61)

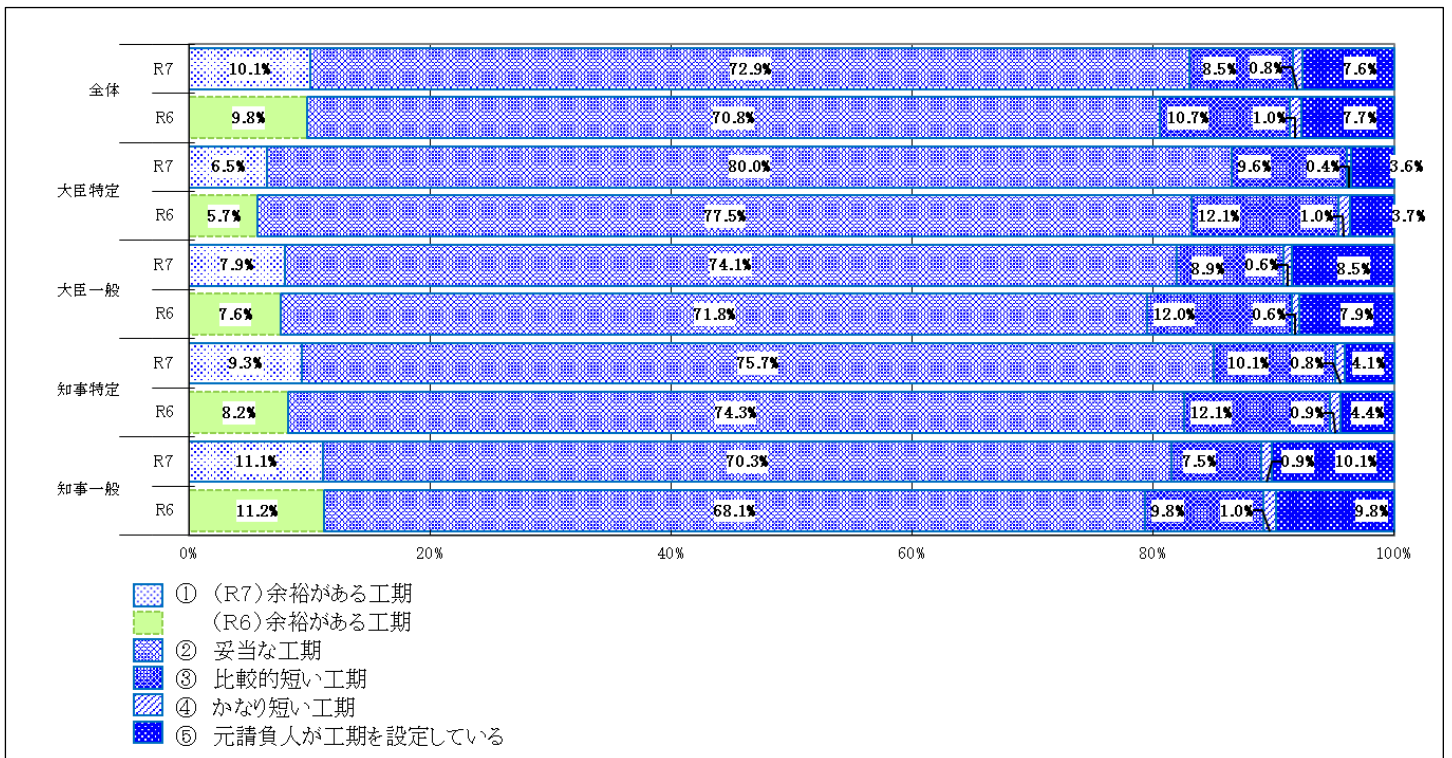
図-61 資材価格の高騰等による変更協議の要請に対する発注者(施主)の対応状況



(16)-4 発注者(施主)による工期の設定状況(Q13-4)

発注者(施主)が設定する工期について、同種の他の工事と比較してどの程度の工期であることが多いか回答を求めたところ、①「余裕がある工期」(10.1%。昨年度 9.8%)、②「妥当な工期」(72.9%。昨年度 70.8%)と回答した建設業者はあわせて 83.0%(昨年度 80.6%)でした。(図-62)

図-62 発注者(施主)による工期の設定状況について

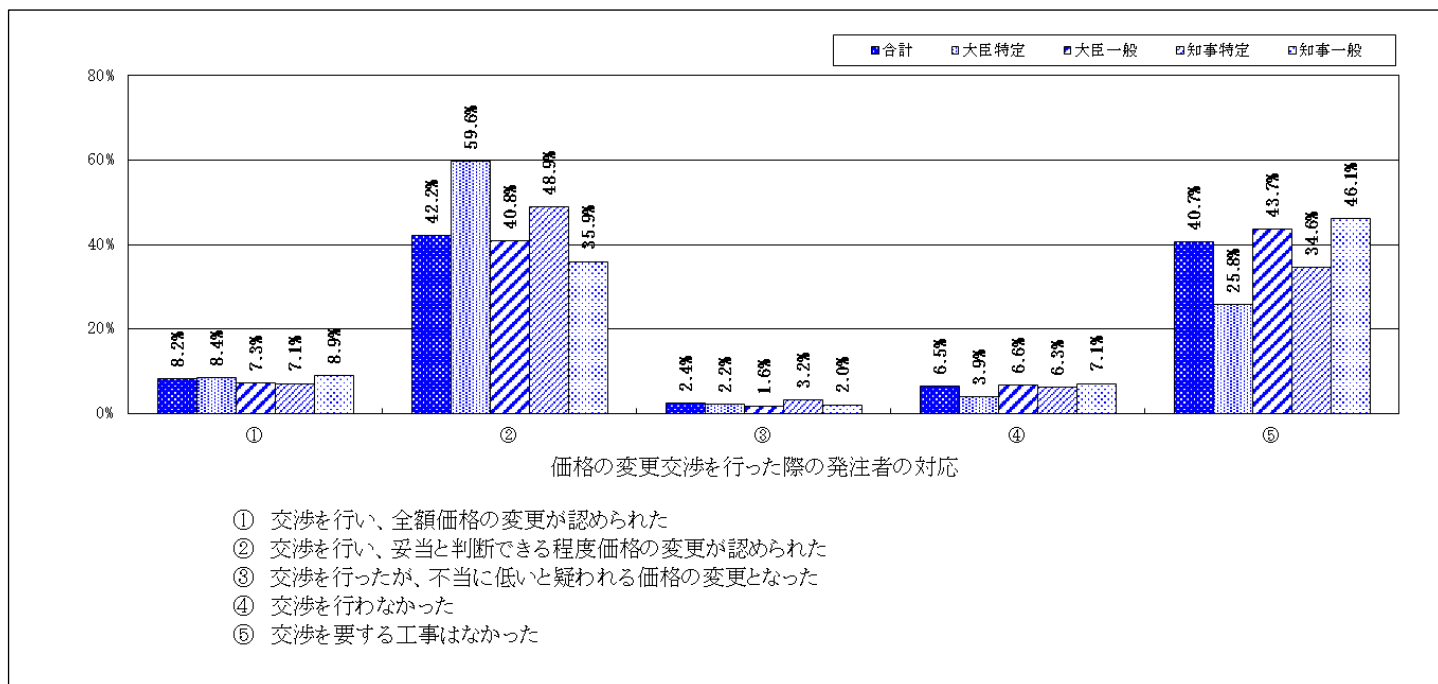


(16)－5 価格の変更交渉を行った際の発注者の対応(Q13－5)

契約後、資材価格高騰等の状況変化があり、価格の変更交渉を行った際の発注者の対応について回答を求めたところ、②「交渉を行い、妥当と判断できる程度価格の変更が認められた」が42.2%となり最も多く、①「交渉を行い、全額価格の変更が認められた」との合計は50.4%という結果となりました。

一方で、③「交渉を行ったが、不当に低いと疑われる価格の変更となった」が2.4%、④「交渉を行わなかった」が6.5%となりました。(図－63)

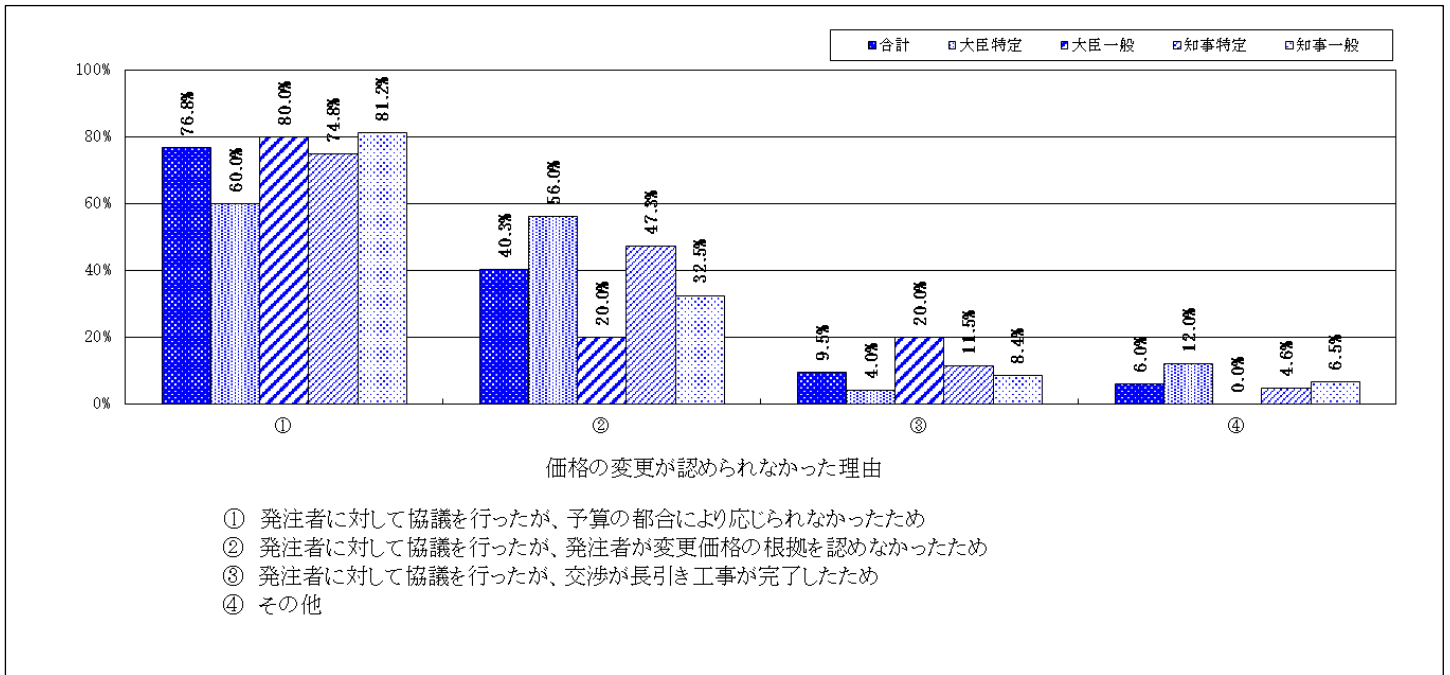
図－63 価格の変更交渉を行った際の発注者の対応



(16)－6 価格の変更が認められなかった理由(Q13－6)

価格の変更交渉を行った際、発注者から変更が認められなかった理由について回答を求めたところ、①「発注者に対して協議を行ったが、予算の都合により応じられなかったため」が76.8%となり最も多い結果となりました。次いで、②「発注者に対して協議を行ったが、発注者が変更価格の根拠を認めなかったため」が40.3%、③「発注者に対して協議を行ったが、交渉が長引き工事が終了したため」が9.5%となりました。(図－64)

図-64 価格の変更が認められなかった理由

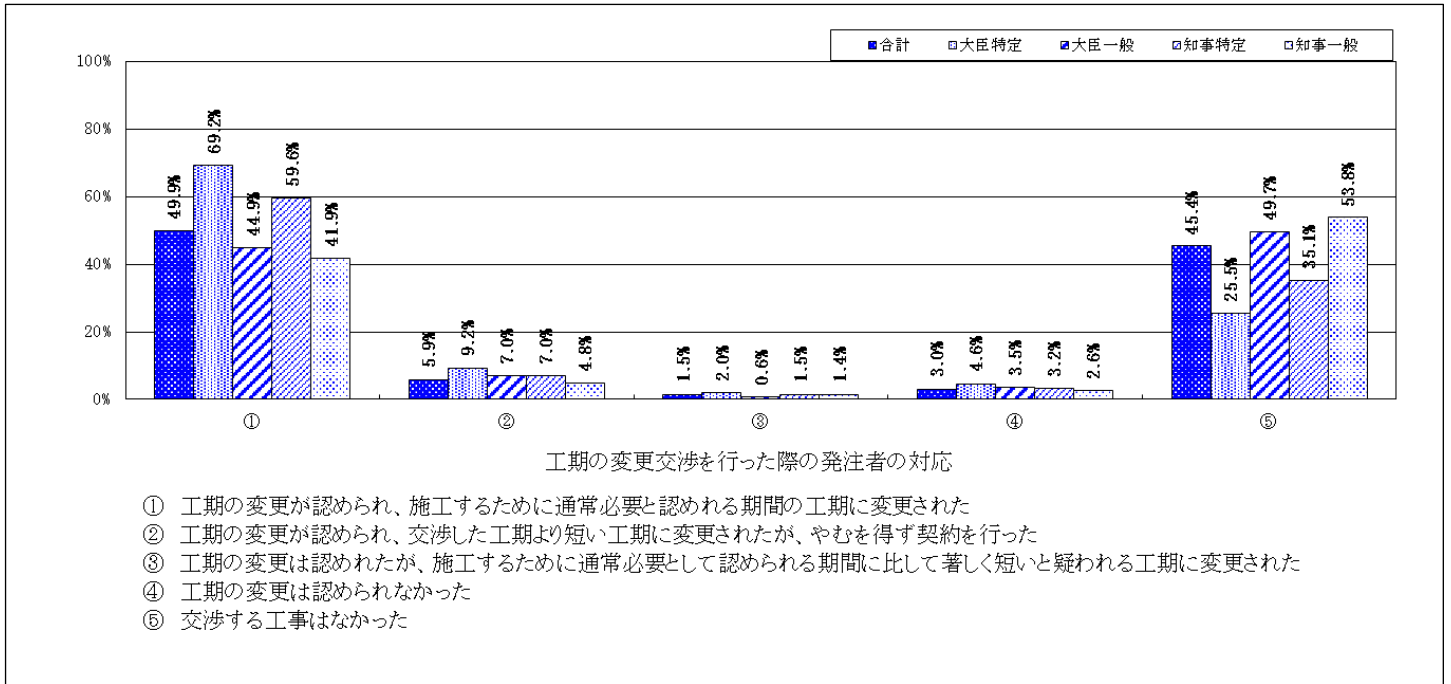


(16)-7 工期の変更交渉を行った際の発注者の対応(Q13-7)

工期の変更交渉を行った際の発注者の対応について回答を求めたところ、①「工期の変更が認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」が49.9%と最も多く、⑤「交渉する工事はなかった」は45.4%となりました。

一方、②「工期の変更は認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った」が5.9%、③「工期の変更は認められたが、施工するために通常認められる期間に比して著しく短いと疑われる工期に変更された」が1.5%、④「工期の変更は認められなかった」が3.0%という結果となりました。(図-65)

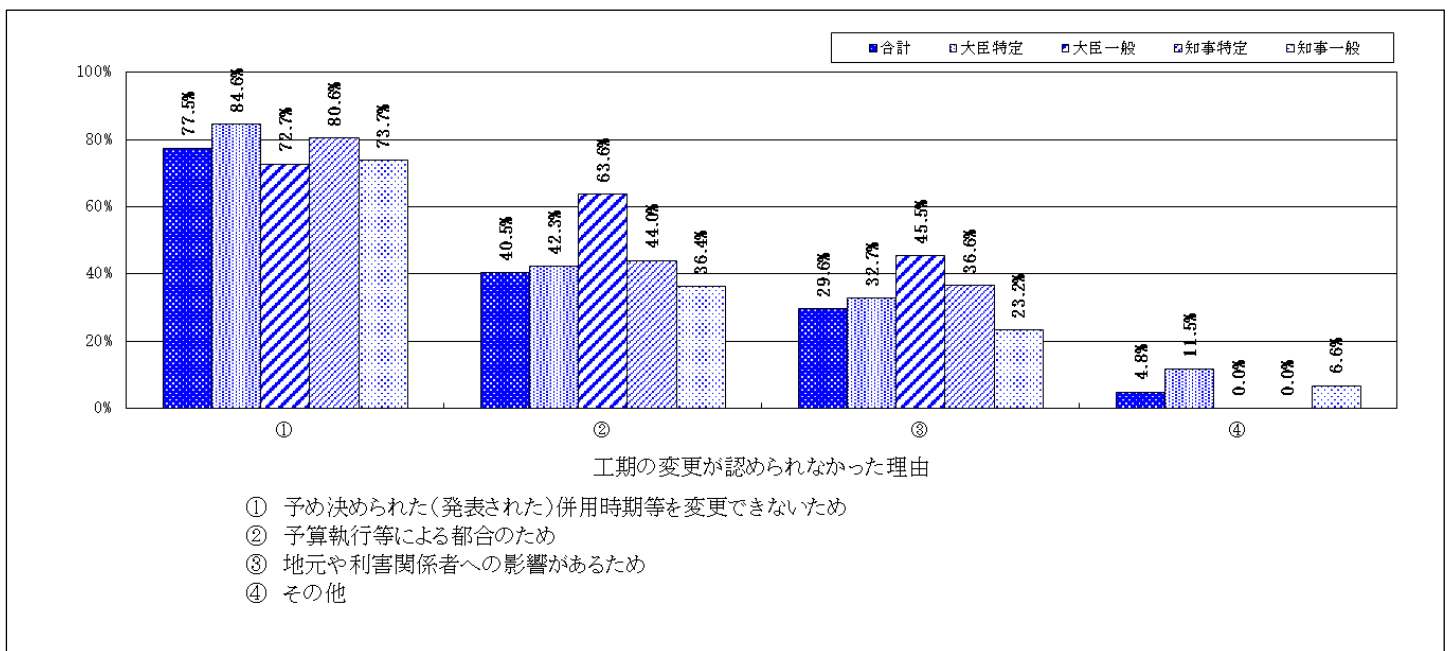
図-65 工期の変更交渉を行った際の発注者の対応



(16)-8 工期の変更が認められなかった理由(Q13-8)

工期の変更交渉を行った際、発注者から変更が認められなかった理由について回答を求めたところ、①「予め決められた(発表された)併用時期等を変更できない為」(77.5%)が最も多い結果となりました。次いで、②「予算執行等による都合のため」が40.5%、③「地元や利害関係者への影響があるため」が29.6%となりました。(図-66)

図-66 工期の変更が認められなかった理由

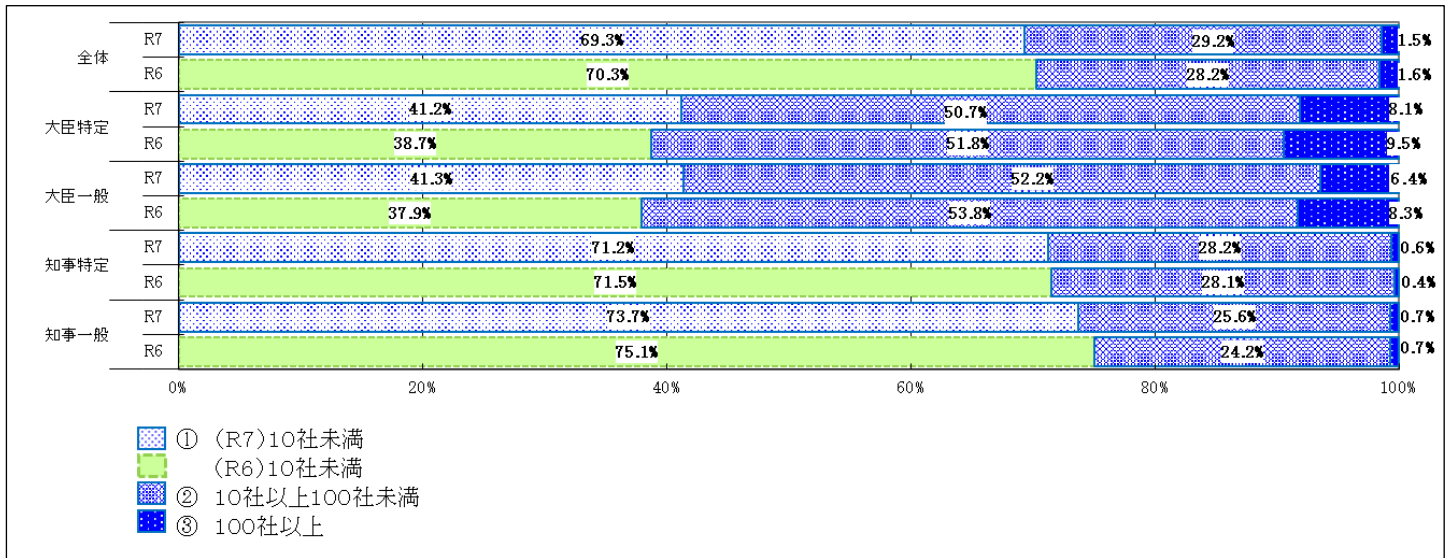


Ⅱ 下請負人の立場で回答する設問

○取引業者数について(Q14-2)

1年間に取引があった元請負人の会社数は、大臣許可建設業者においては約6割が取引業者数10社以上でした。一方、知事許可建設業者においては、約7割が取引業者数10社未満でした。(図-67)

図-67 取引業者数について

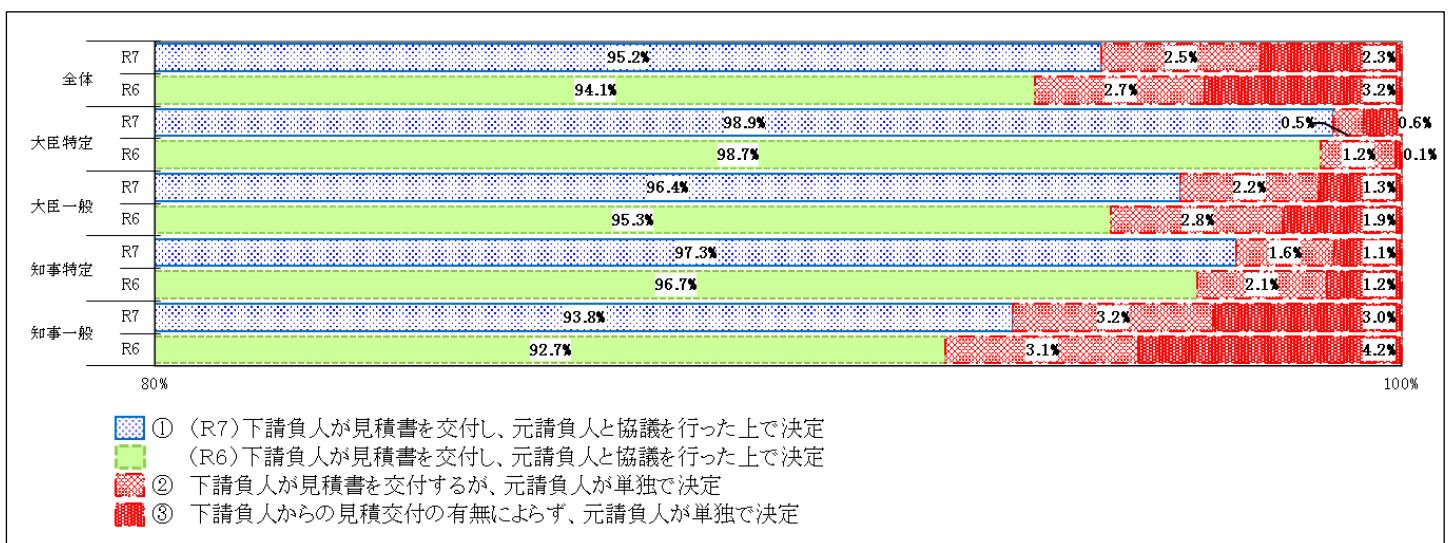


(1) 元請人への見積りや請負代金の決済方法について

(1)-1 請負代金の決定方法(Q15)

請負契約は、元請負人と下請負人の各々対等な立場における合意に基づいて公正に締結することが求められますが、請負代金の決定がどのようなプロセスを経て決定されることが多いか、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「下請負人が見積書を交付し、元請負人と協議を行った上で決定」することが多いという回答が全体で95.2%(昨年度94.1%)となりました。(図-68)

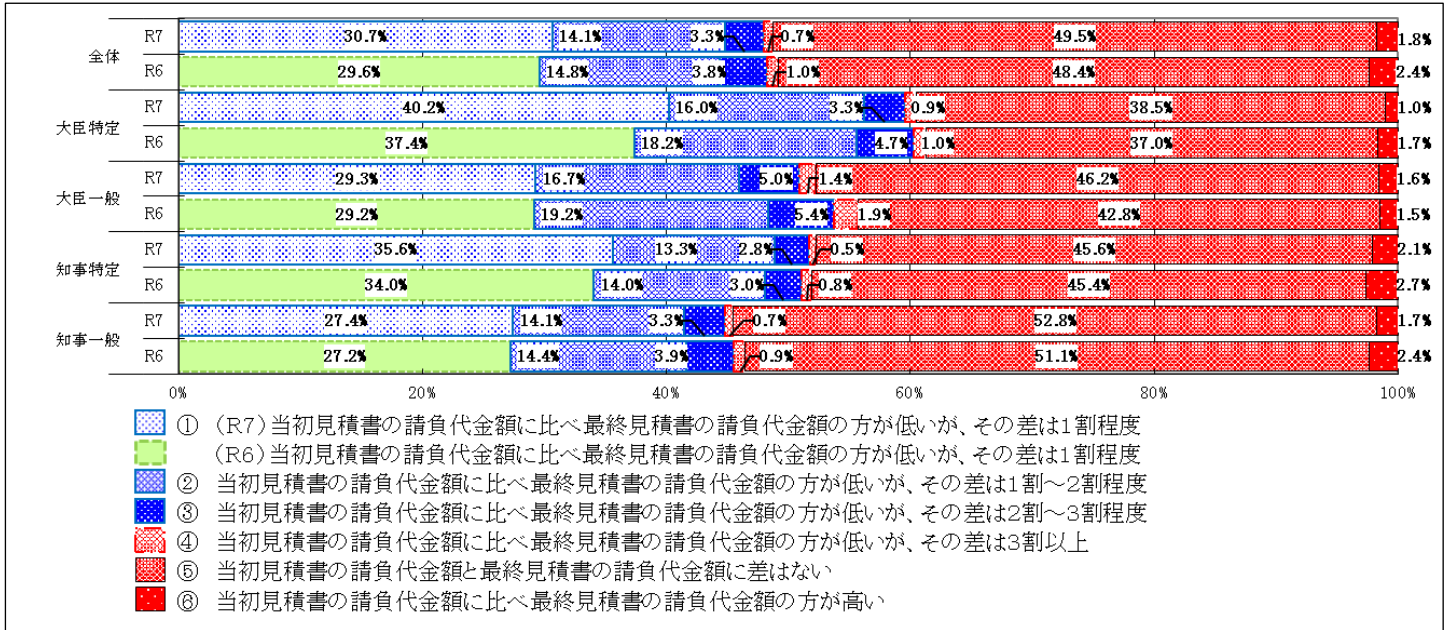
図-68 請負代金の決定方法



(1)－2 当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況(Q16)

元請負人との請負契約に係る当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、当初見積書と最終見積書の請負代金で、⑤「金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **49.5%**(昨年度 **48.4%**)でした。また、当初見積書よりも最終見積書の請負代金の方が「1割程度」又は「1割～2割程度低い」と回答した建設業者はあわせて **44.8%**(昨年度 **44.4%**)という結果でした。(図－69)

図－69 当初見積書の請負代金の額と最終見積書の請負代金の額の状況

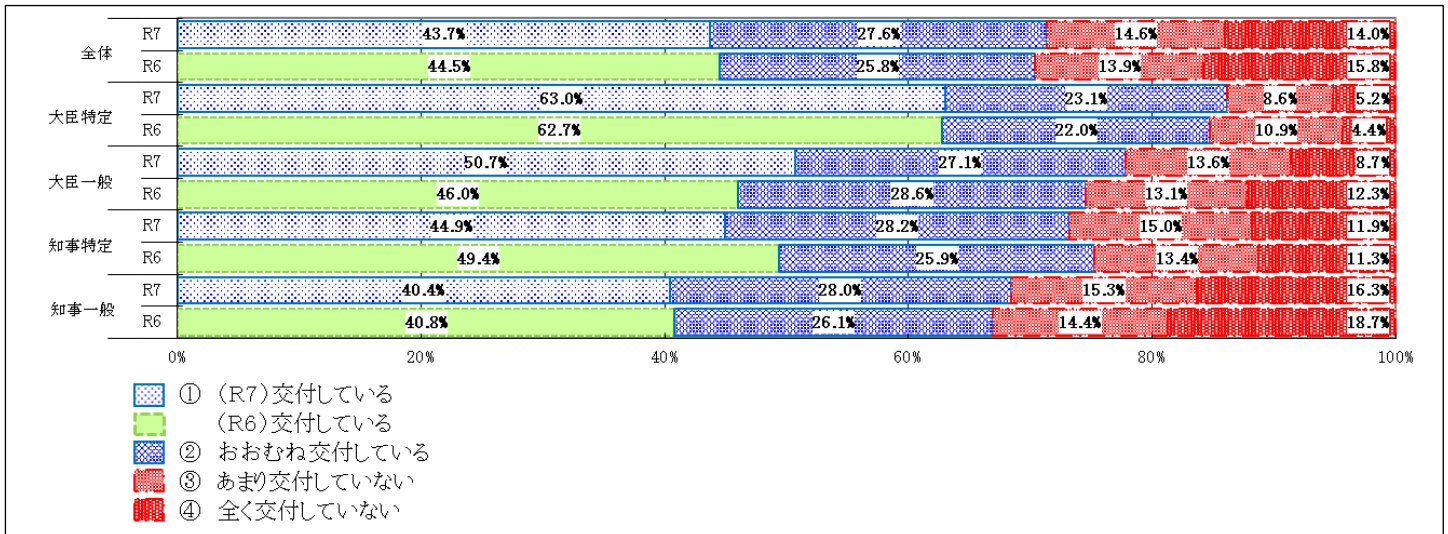


(2) 労務費を内訳明示した見積書の交付状況について

(2)－1 労務費を内訳明示した見積書の交付について(Q17－1)

下請負人として、元請負人への労務費を内訳明示した見積書の交付状況について回答を求めたところ、①「交付している」又は②「おおむね交付している」と回答した建設業者はあわせて **71.3%**(昨年度 **70.3%**)でした。一方、④「全く交付していない」との回答は **14.0%**(昨年度 **15.8%**)でした。(図－70)

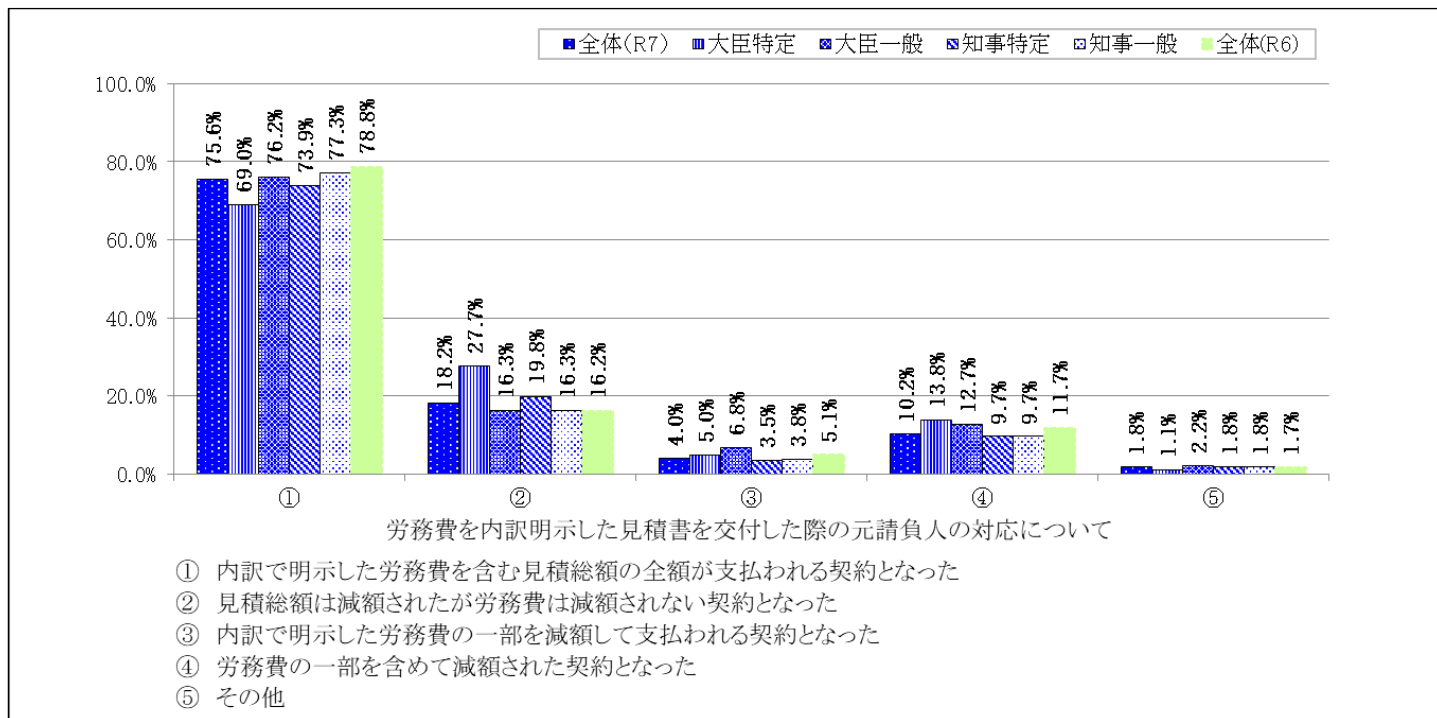
図－70 労務費を内訳明示した見積書の交付



(2)－2 労務費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について(Q17-2)

下請負人として、労務費を内訳明示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、①「内訳で明示した労務費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」と回答した建設業者は全体で **75.6%**(昨年度 **78.8%**)、②「見積総額は減額されたが労務費は減額されない契約となった」が **18.2%**(昨年度 **16.2%**)という結果となりました。(図-71)

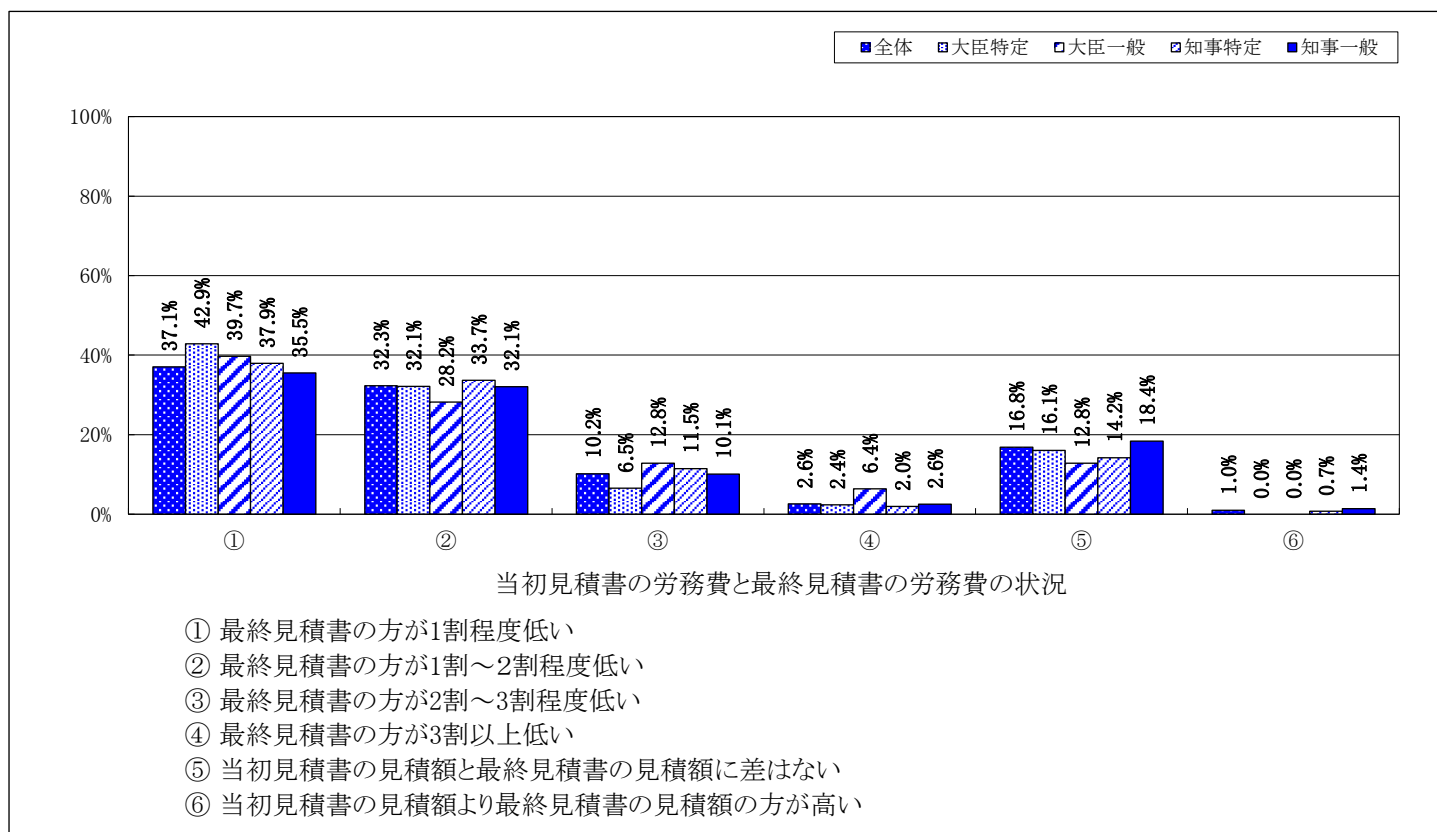
図-71 労務費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について



(2)－3 当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況(Q17-3)

元請負人から、見積金額の労務費を減額されたと回答した建設業者(Q17-2で③④⑤回答)のうち、当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、①「最終見積書の方が1割程度低い」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で **37.1%**でした。なお、当初見積書よりも最終見積書の労務費の方が1割程度又は1割～2割程度低いと回答した建設業者はあわせて **69.4%**でした。(図-72)

図-72 当初見積書の労務費と最終見積書の労務費の状況

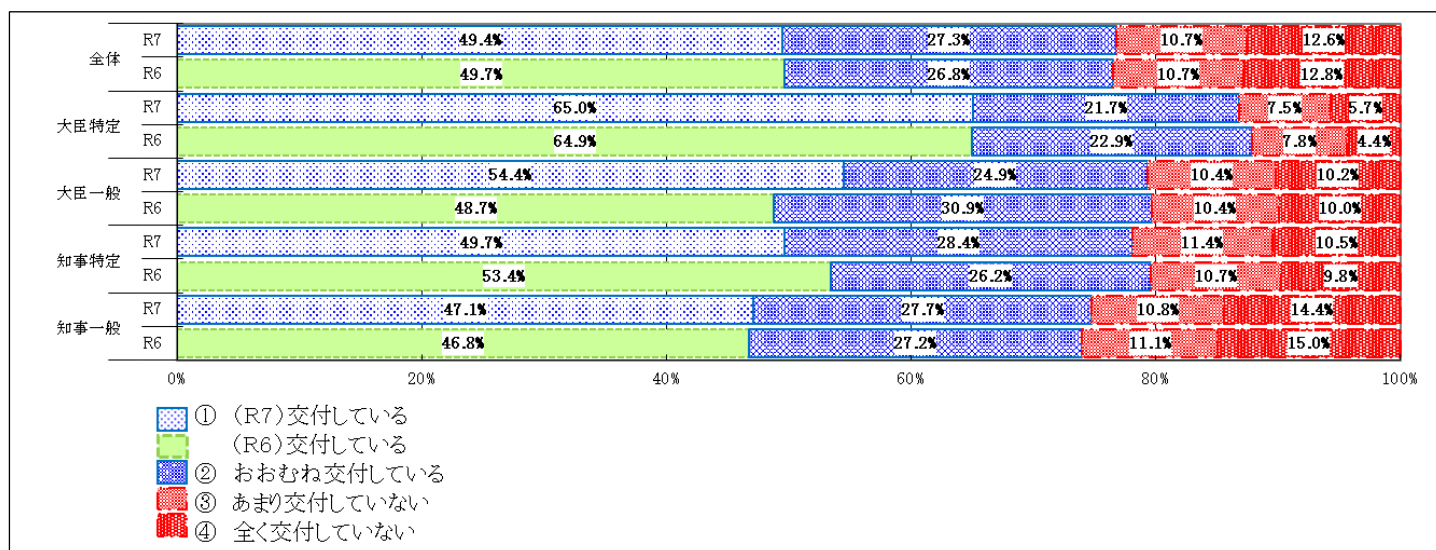


(2) - 4 材料費を内訳明示した見積書の交付について(Q17-4)

下請負人として、元請負人への材料費を内訳明示した見積書の交付状況について回答を求めたところ、

①「交付している」又は②「おおむね交付している」と回答した建設業者はあわせて**76.7%**(昨年度**76.5%**)でした。一方、④「全く交付していない」との回答は**12.6%**(昨年度**12.8%**)でした。(図-73)

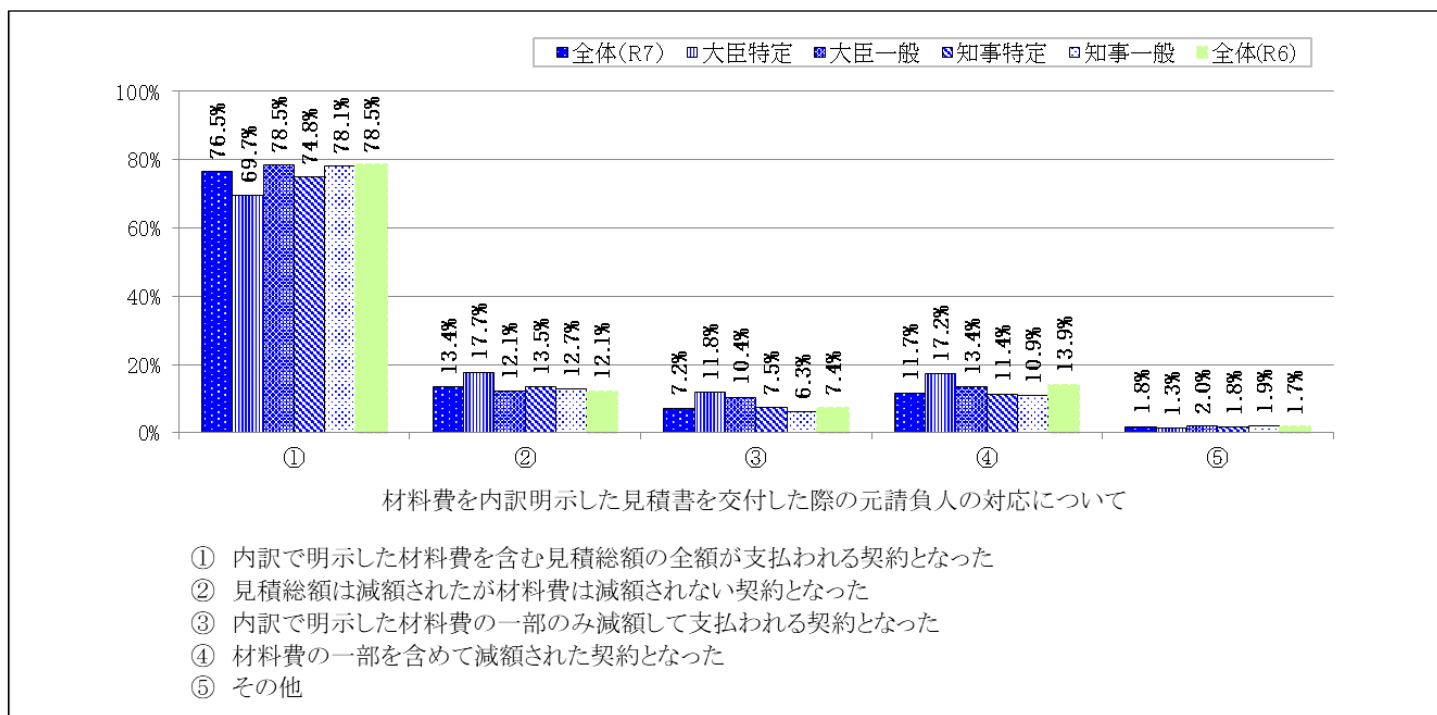
図-73 材料費を内訳明示した見積書の交付



(2) - 5 材料費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について(Q17-5)

下請負人として、材料費を内訳明示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、①「内訳で明示した材料費を含む見積金額全額が支払われる契約となった」と回答した建設業者は全体で**76.5%**(昨年度**78.5%**)、②「見積総額は減額されたが材料費は減額されない契約となった」が**13.4%**(昨年度**12.1%**)という結果でした。(図-74)

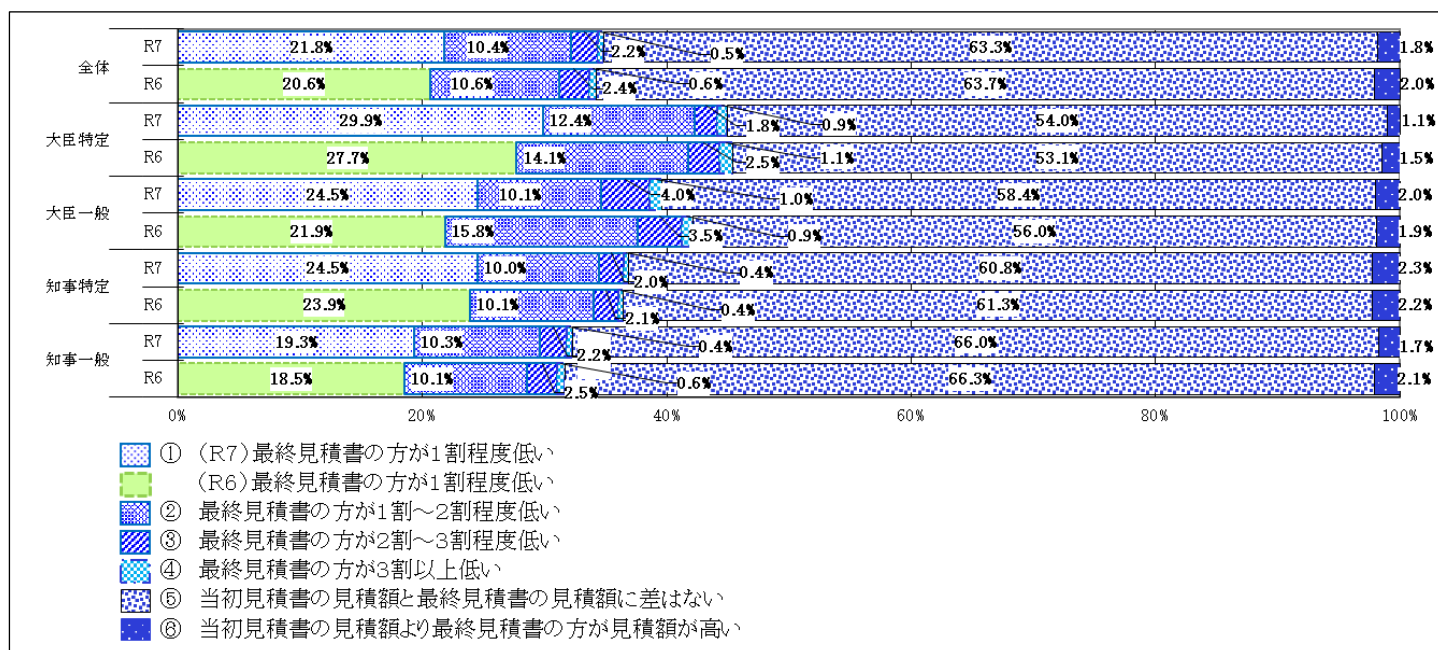
図-74 材料費を内訳明示した見積書を交付した際の元請負人の対応について



(2)-6 当初見積書の材料費と最終見積書の材料費の状況(Q17-6)

当初見積書と最終見積書の請負代金の内訳として、当初見積書の材料費と最終見積書の材料費状況について下請負人の立場から回答を求めたところ、⑤「当初見積書の金額と最終見積書の金額に差はない」と回答した建設業者が最も多く、全体平均で**63.3%**(昨年度**63.7%**)でした。また、①「当初見積書よりも最終見積書の方が1割程度低い」又は②「1割～2割程度低い」と回答した建設業者はあわせて**32.2%**(昨年度**31.2%**)でした。(図-75)

図－75 当初見積書の材料費と最終見積書の材料費の状況



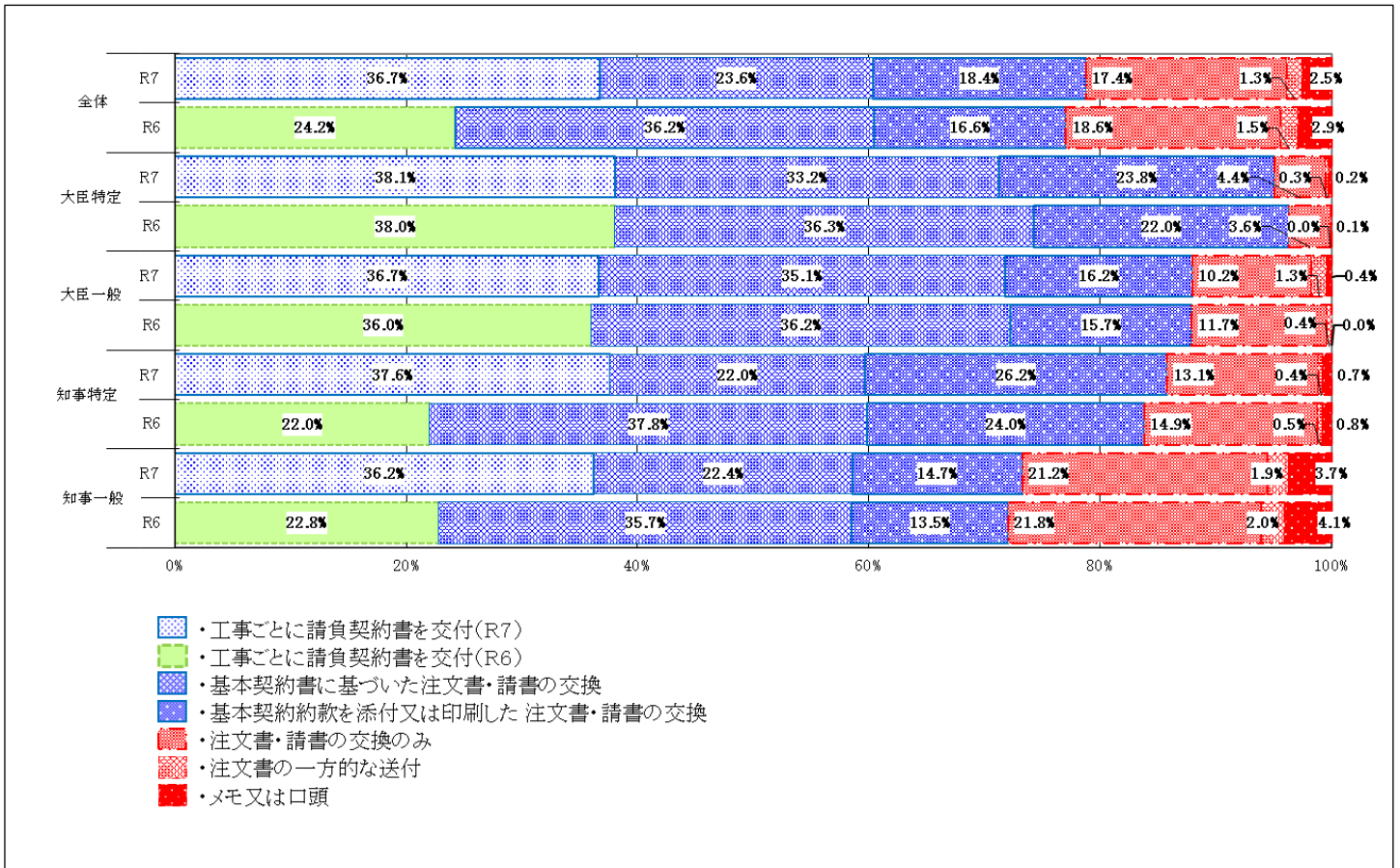
(3) 下請契約の締結状況

(3)－1 契約締結の方法について(Q18－1)

下請との契約締結の方法について、「工事ごとに請負契約書を交付」が一番多く 36.7% (昨年度 24.2%)、次いで「基本契約書に基づいた注文書・請書の交換」は 23.6% (昨年度 36.2%)、「基本契約約款を添付又は印刷した注文書・請書の交換」が 18.4% (昨年度 16.6%) となりました。(図－76(a))

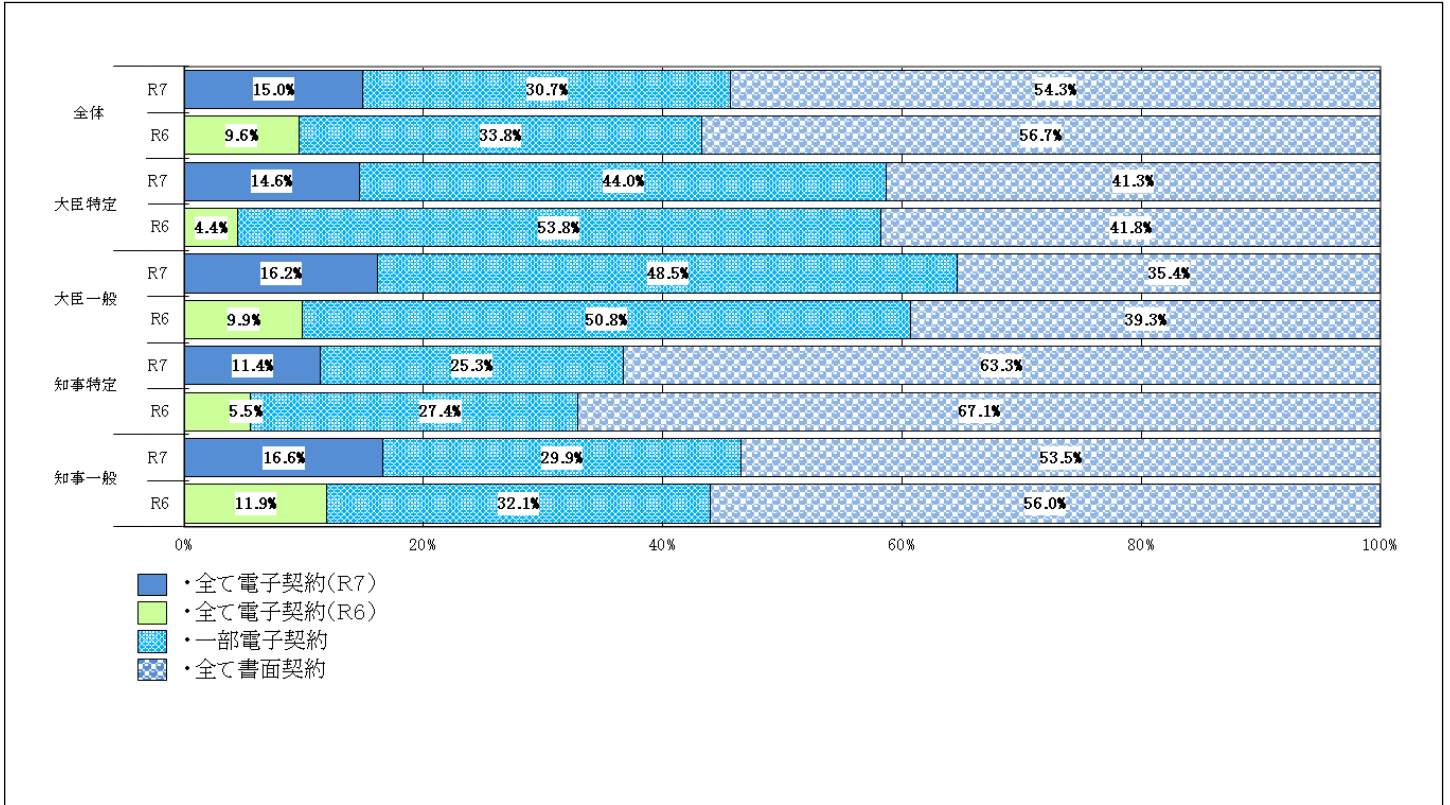
図－76 契約締結の方法について

(a) 契約の締結方法



下請契約を締結する際に、全て又は一部電子契約を行っている建設業者は 45.7%(昨年度 43.4%)という結果となりました。(図-76(b))

(b) 電子契約の状況

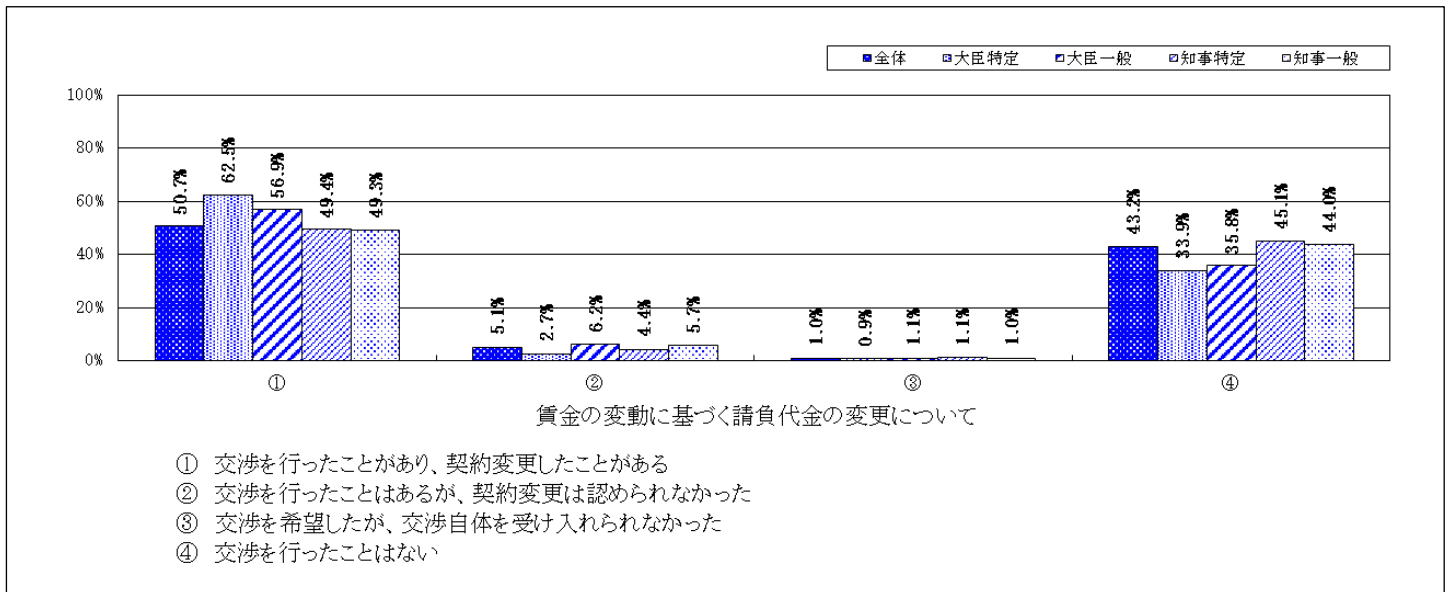


(4) 賃金の変動に基づく請負代金の変更について

(4) - 1 賃金の変動に基づく請負代金の変更について(Q19-1)

これまでに、設計労務単価上昇等賃金の変動に基づき、元請負人と請負代金の変更について交渉を行ったことがあるかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「交渉を行ったことがあり、契約変更したことがある」が全体で 50.7%、④「交渉を行ったことがない」が 43.2%、②「交渉を行ったことはあるが、契約変更は認められなかった」が 5.1%でした。(図-77)

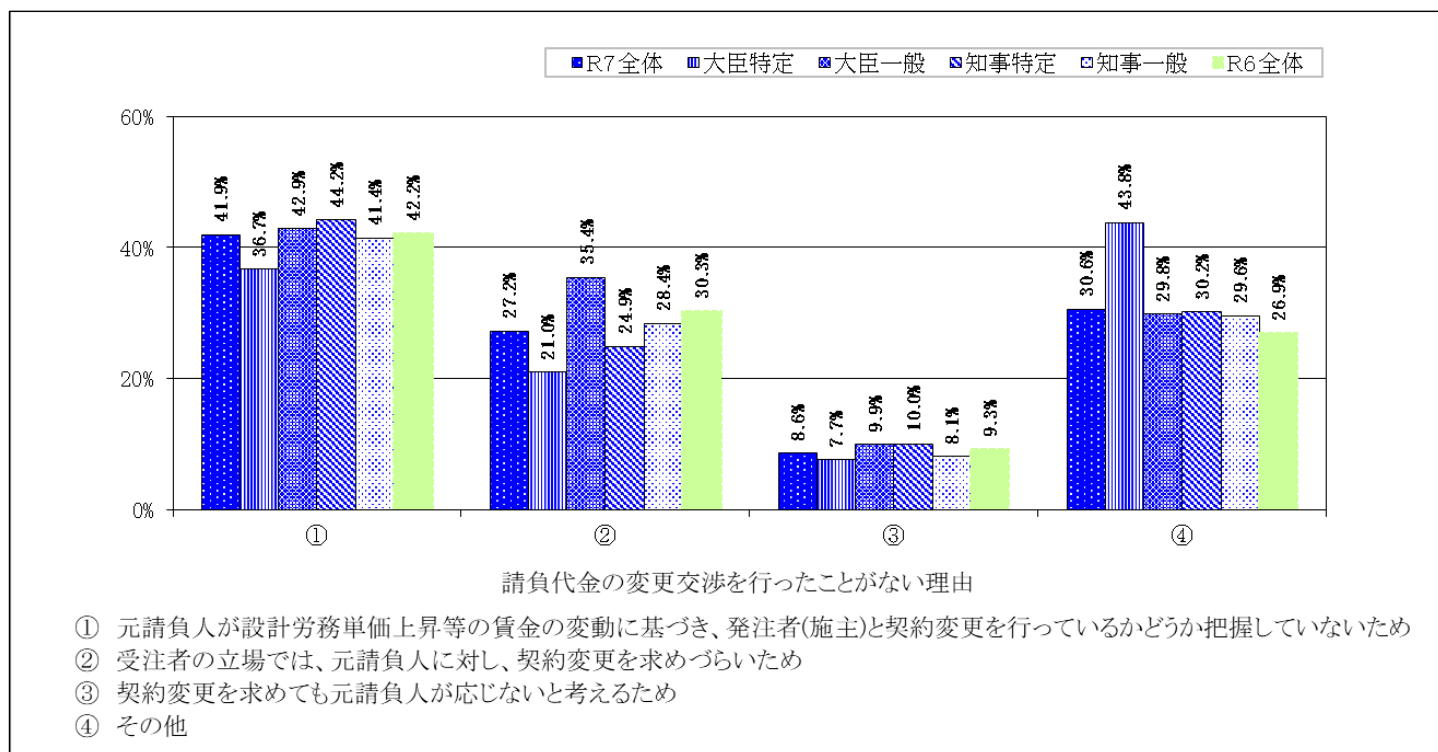
図-77 賃金の変動に基づく請負代金の変更について



(4)ー2 請負代金の変更交渉を行ったことがない理由(Q19-2)

元請負人との請負代金の変更交渉を行ったことがない理由については、①「元請負人が設計労務単価上昇等の賃金の変動に基づき、発注者(施主)と契約変更を行っているかどうか把握していないため」が41.9%(昨年度42.2%)と一番多く、②「受注者の立場では、元請負人に対し、契約変更を求めづらいため」が27.2%(昨年度30.3%)でした。また、③「契約変更を求めても元請負人が応じないと考えるため」は8.6%(昨年度9.3%)でした。(図-78)

図-78 請負代金の変更交渉を行ったことがない理由



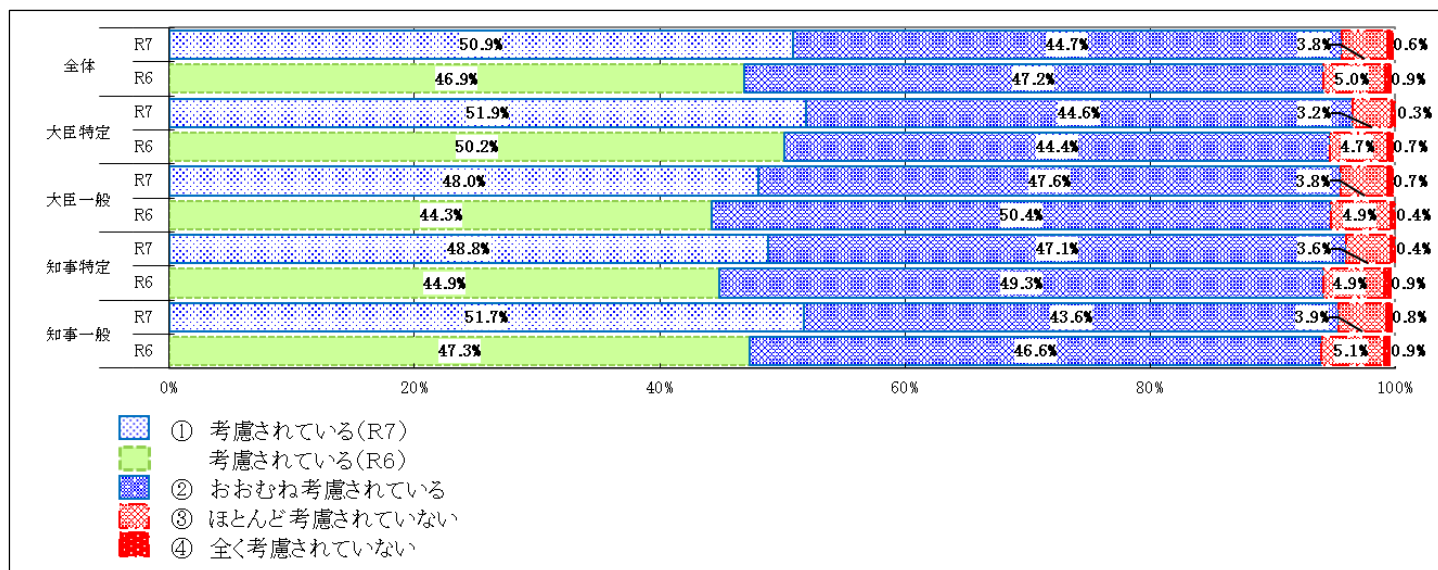
Ⅲ 元請負人との取引についての設問

(1) 工期について

(1)ー1 工期を設定する際の時間外労働上限規制の考慮状況(Q20-1)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人により設定された工期は、時間外労働の上限規制(令和6年4月適用)を考慮したものとなっているかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「考慮されている」が50.9%(昨年度46.9%)、②「おおむね考慮されている」が44.7%(昨年度47.2%)、③「ほとんど考慮されていない」又は④「全く考慮されていない」が合わせて4.4%(昨年度5.9%)でした。(図-79)

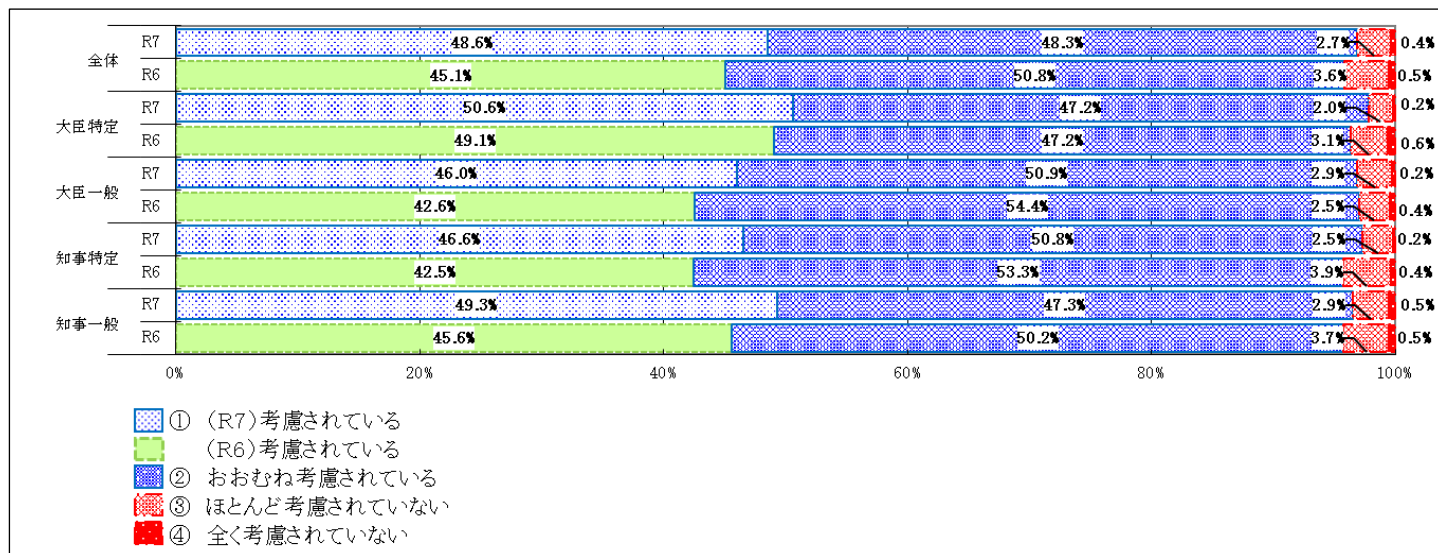
図－79 時間外労働上限規制の考慮状況



(1)－2 工期を設定する際の「工期に関する基準」の考慮状況(Q20－2)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人により設定された工期は、「工期に関する基準」を考慮したものとなっているかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「考慮されている」又は②「おおむね考慮されている」があわせて96.9%(昨年度95.9%)、③「ほとんど考慮されていない」又は④「全く考慮されていない」があわせて3.1%(昨年度4.1%)でした。(図－80)

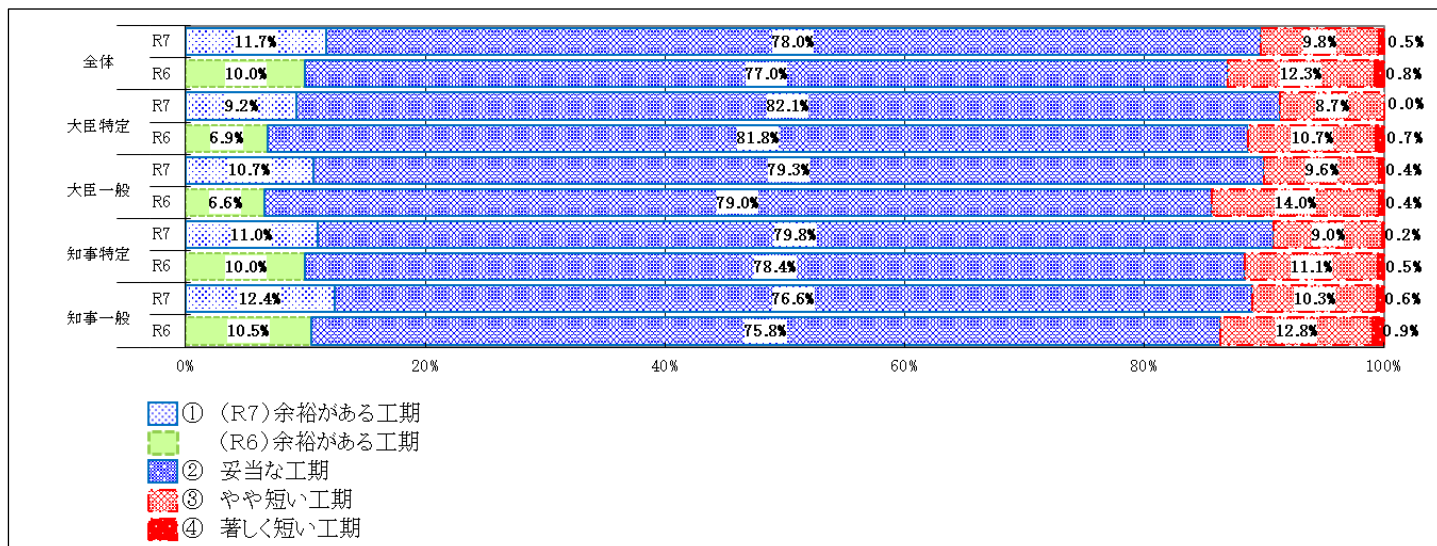
図－80 「工期に関する基準」の考慮状況



(1)－3 工期の設定状況(Q20－3)

建設工事を元請負人から請け負う際に、元請負人の設定する工期は、同種他工事と比較してどの程度であることが多いかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「余裕がある工期」又は②「妥当な工期」と回答した建設業者があわせて89.7%(昨年度87.0%)でした。(図－81)

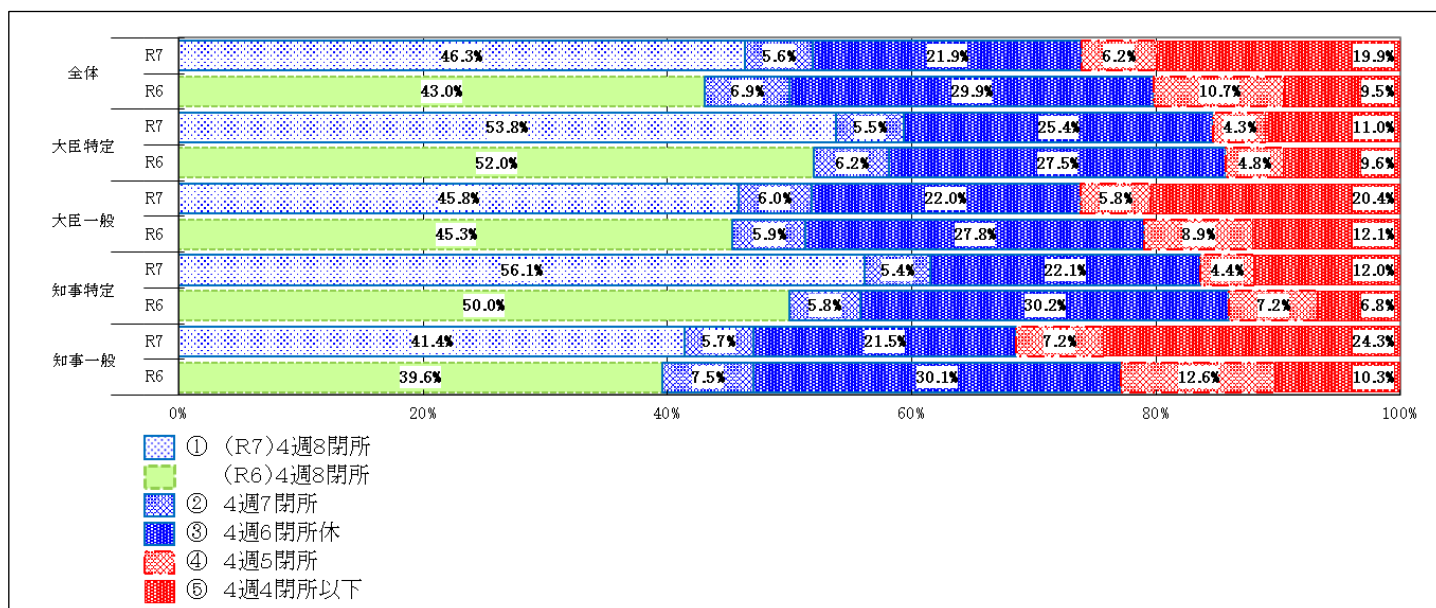
図－81 工期の設定状況



(1)－4 現場閉所数について(Q20－4)

元請負人から請け負う工事の現場閉所数について、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「4週8閉所」が46.3%(昨年度43.0%)と一番多く、次に③「4週6閉所」が21.9%(昨年度29.9%)でした。一方、⑤「4週4閉所以下」とする建設業者は19.9%(昨年度9.5%)でした。(図－82)

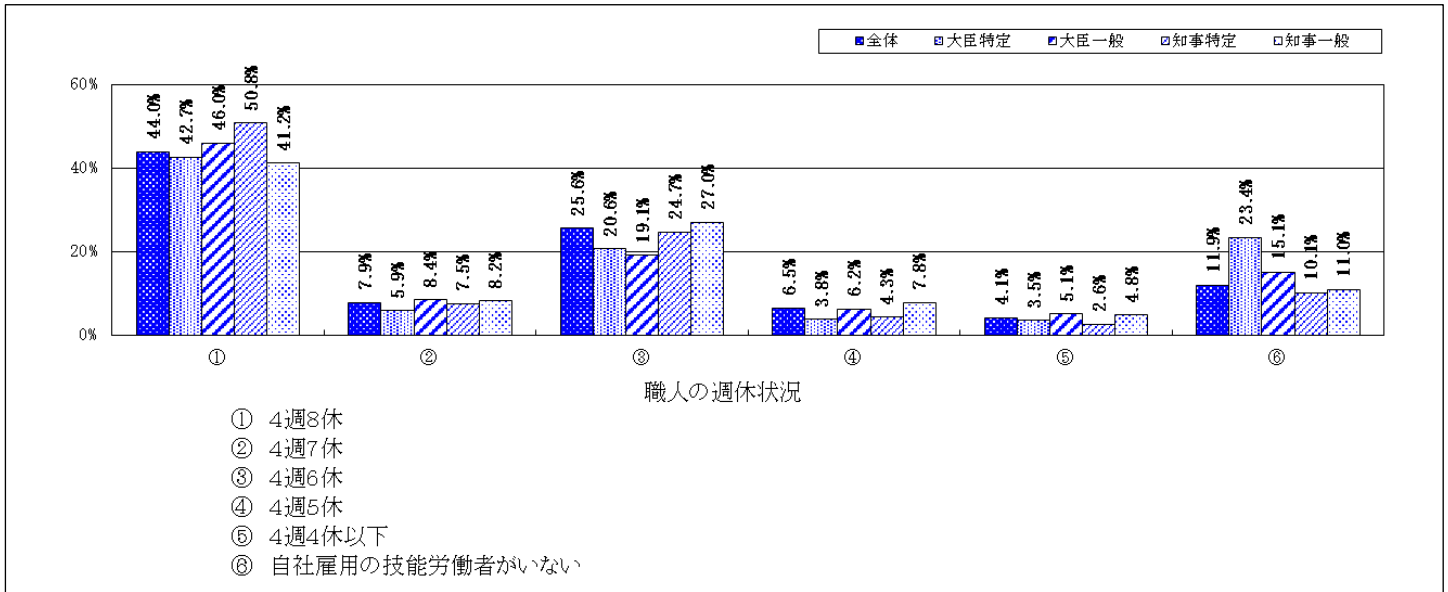
図－82 現場閉所数について



(1)－5 職人の週休状況(Q20－5)

受注した施工に従事する自社職人の週休状況について回答を求めたところ、①「4週8休」が44.0%と最も多く、次いで③「4週6休」が25.6%という結果でした。(図－83)

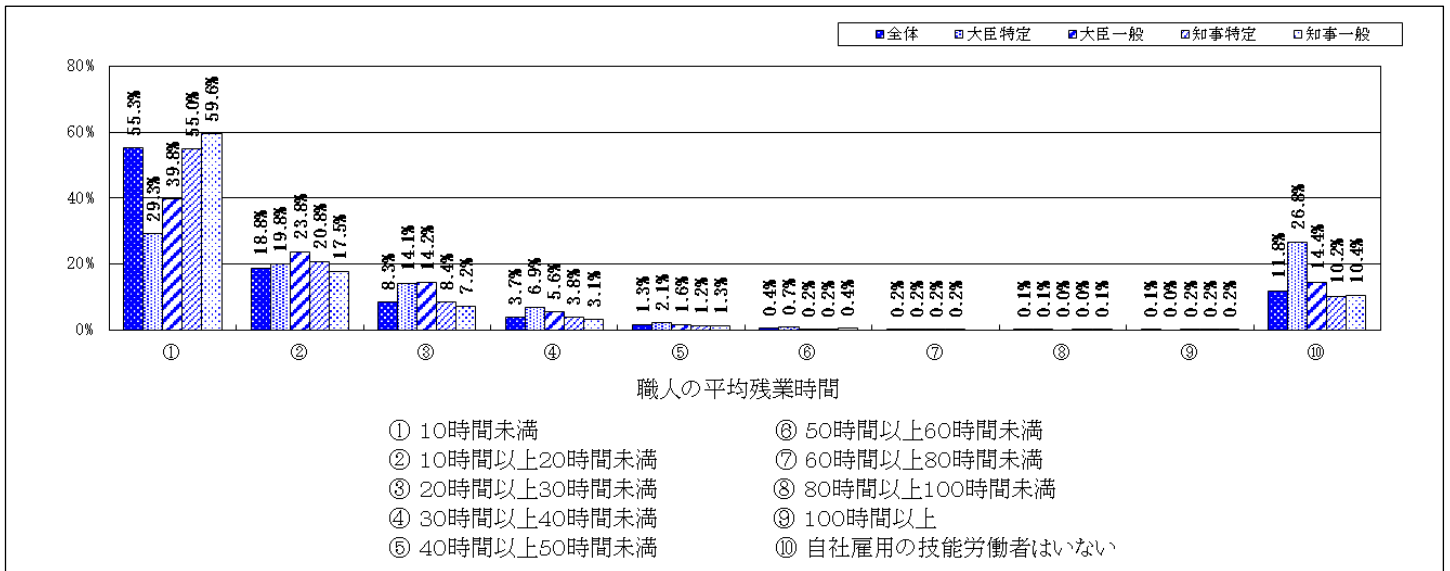
図－83 職人の週休状況



(1)－7 職人の平均残業時間(Q20－6)

下請契約に係る平均残業時間について、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「10時間未満」が**55.3%**と最も多く、次いで②「10時間以上20時間未満」が**18.8%**、③「20時間以上30時間未満」が**8.3%**でした。(図－84)

図－84 職人の平均残業時間

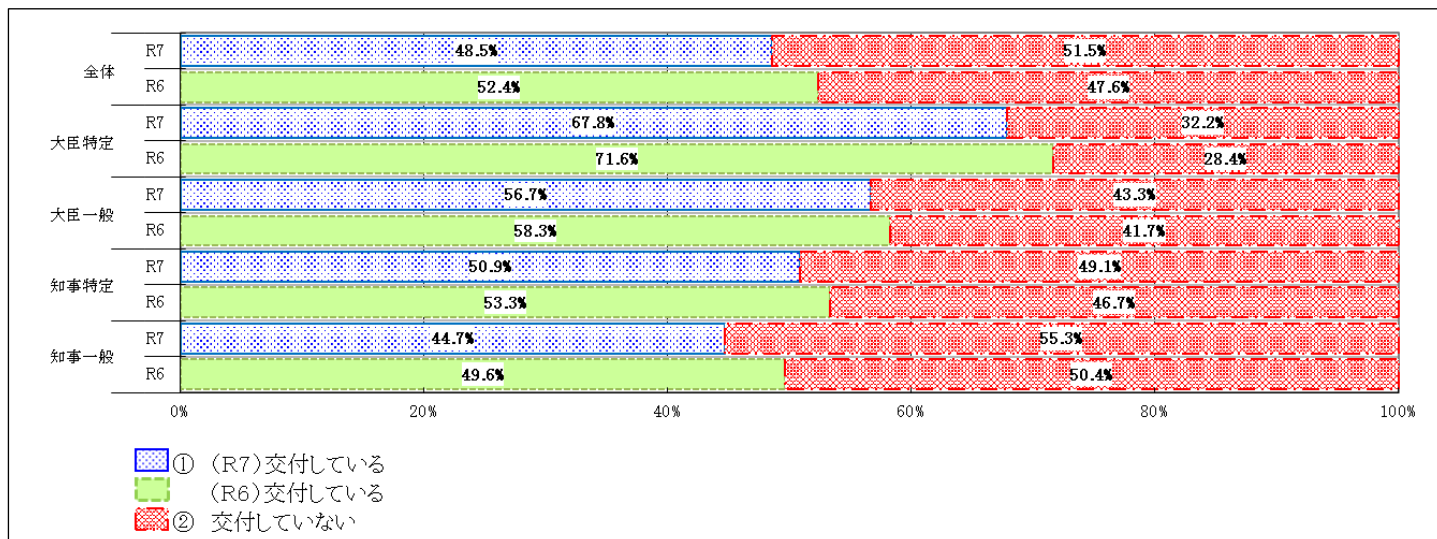


(1)－8 工程毎日数を示した見積書の元請負人への交付状況(Q20－7)

下請負人として、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書の作成・元請負人への交付状況について回答を求めたところ、①「交付している」は**48.5%**(昨年度**52.4%**)でした。

(図－85)

図-85 工程毎日数を示した見積書の元請負人への交付状況

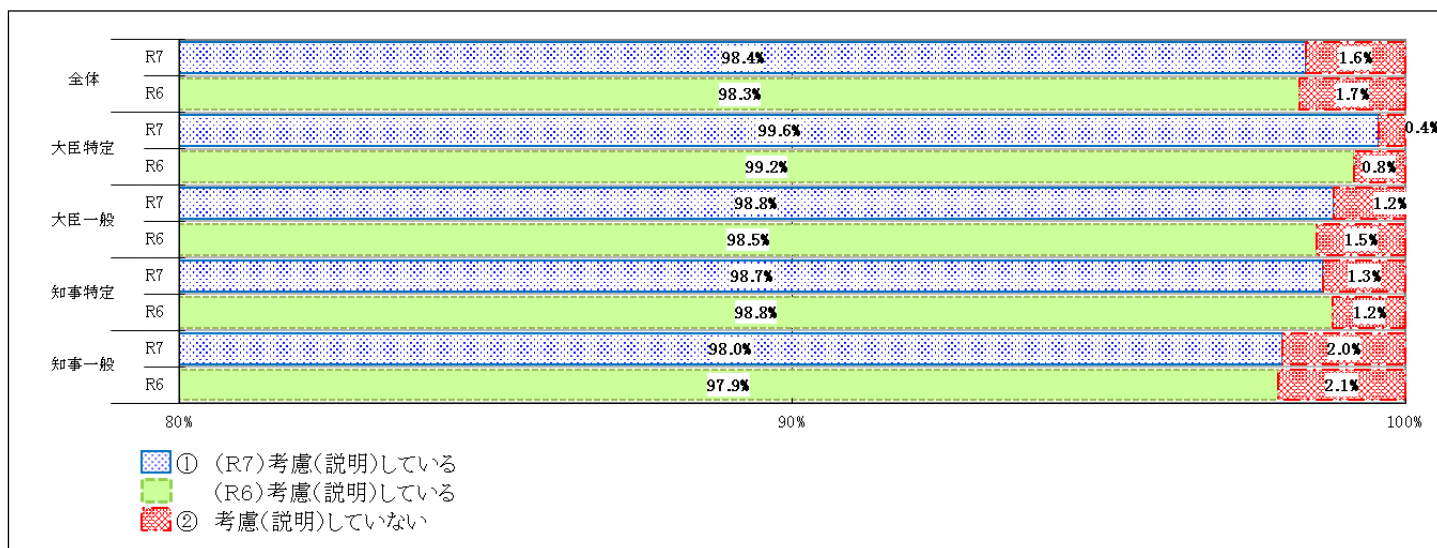


(1)-7 資材納期を考慮した工期の見積り状況(Q20-8)

下請負人として、工期の見積書を元請負人に交付する場合において、資材納期の長期化が見られるとき、当該納期を考慮した工期の見積りを行っているか(元請負人に納期の長期化を説明しているか)について回答を求めたところ、98.4%(昨年度 98.3%)の建設業者が①「考慮(説明)している」状況でした。

(図-86)

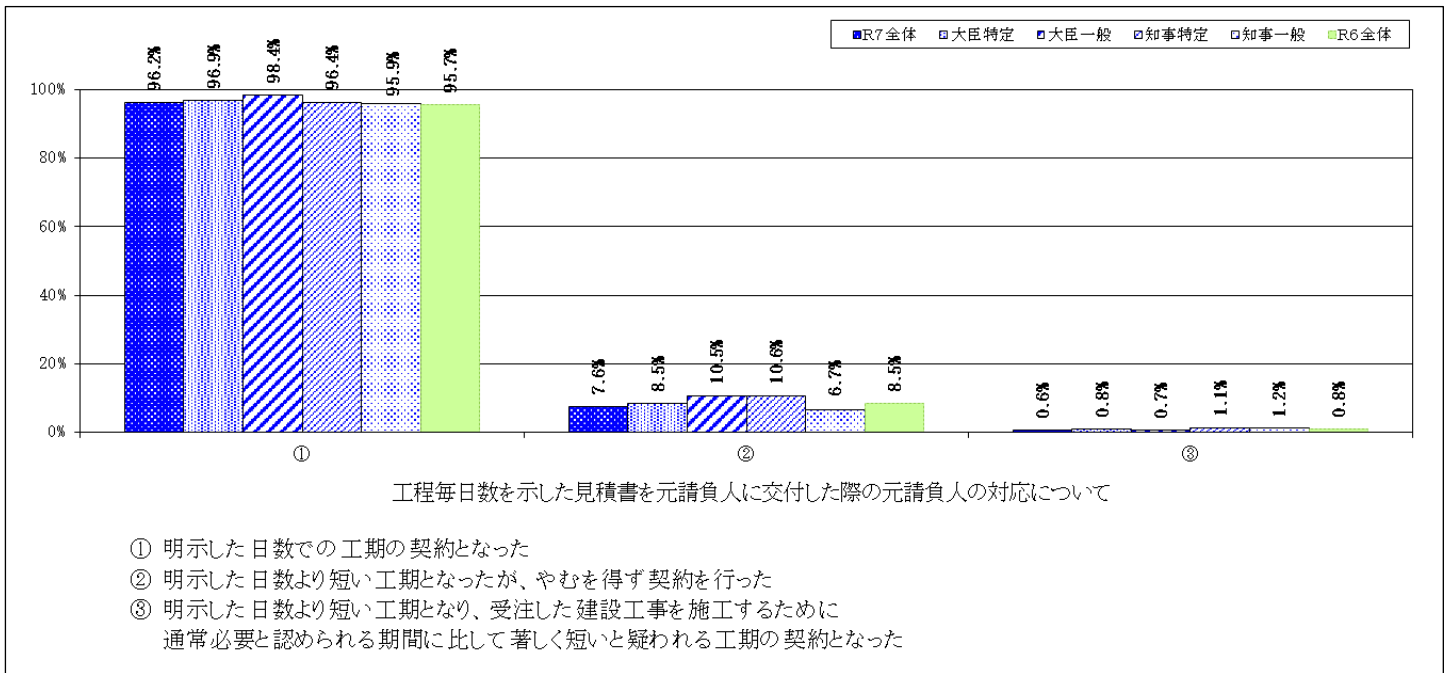
図-86 資材納期を考慮した工期の見積り状況



(1)-8 工程毎日数を示した見積書を元請負人に交付した際の元請負人の対応について(Q20-9)

下請負人として、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにした見積書を交付した際の元請負人の対応について回答を求めたところ、①「明示した日数での工期の契約となった」が96.2%(昨年度 95.7%)という結果でした。(図-87)

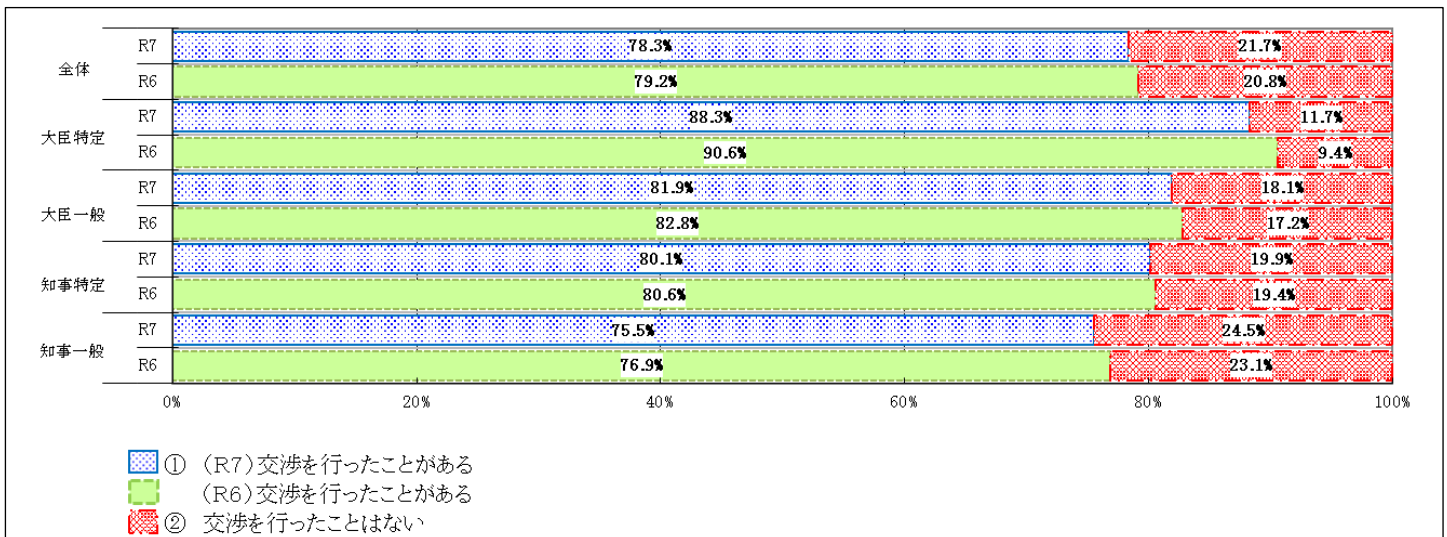
図－87 工程毎日数を示した見積書を元請負人に交付した時の元請負人の対応について



(1)－9 元請負人との工期の変更交渉について(Q20－10)

下請契約に定められた工期内に、下請負人の責によらない事由により工事の完成が難しいと判断した場合において、元請負人と工期の変更交渉を行ったことがあるかについて、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「交渉を行ったことがある」と回答したのは **78.3%**(昨年度 **79.2%**)でした。(図－88)

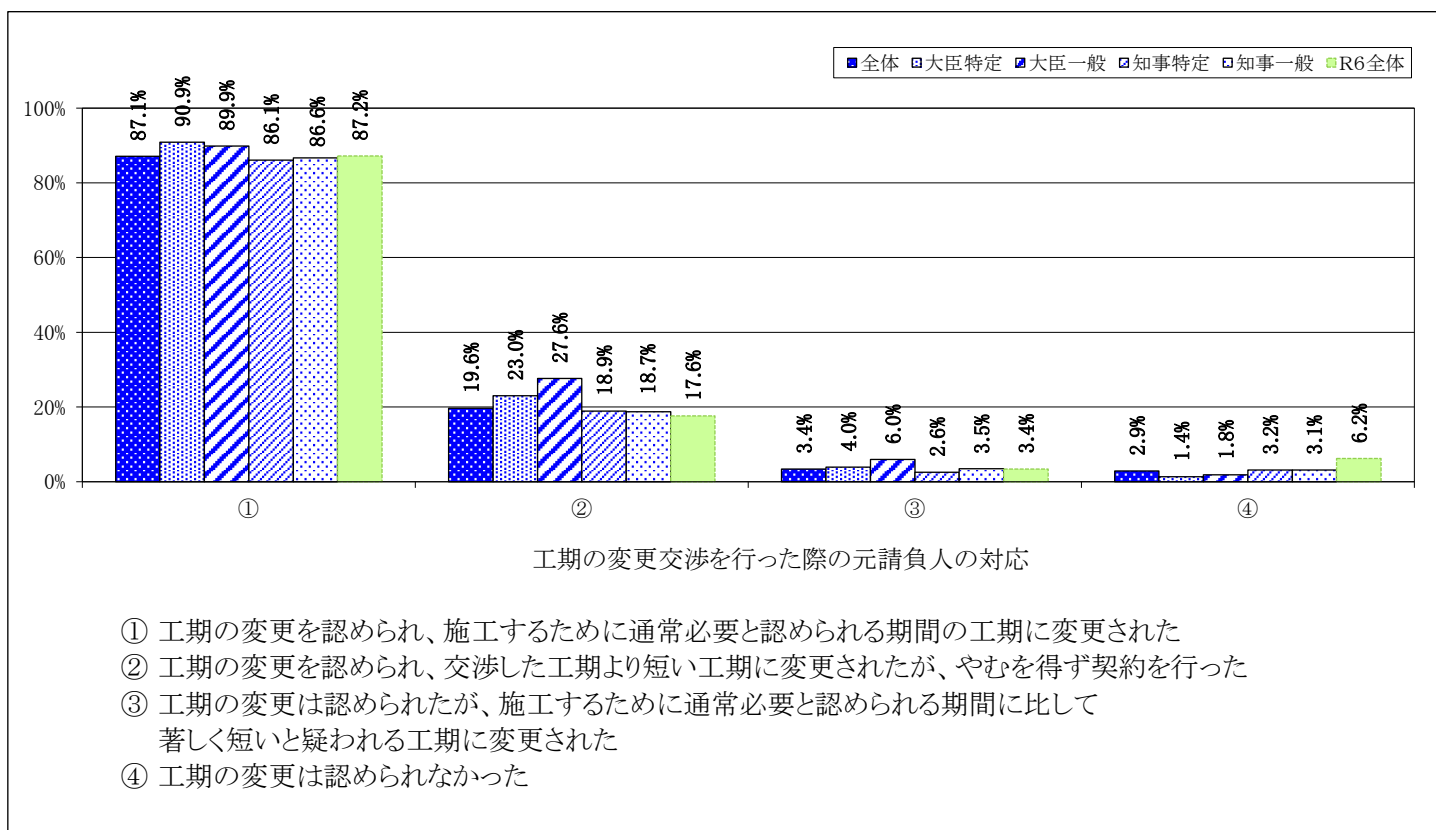
図－88 工期の変更交渉



(1)－10 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応について(Q20－11)

工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応については、①「工期の変更を認められ、施工するために通常必要と認められる期間の工期に変更された」との回答が **87.1%**(昨年度 **87.2%**)、②「工期の変更を認められ、交渉した工期より短い工期に変更されたが、やむを得ず契約を行った」との回答が **19.6%**(昨年度 **17.6%**)という結果となりました。(図－89)

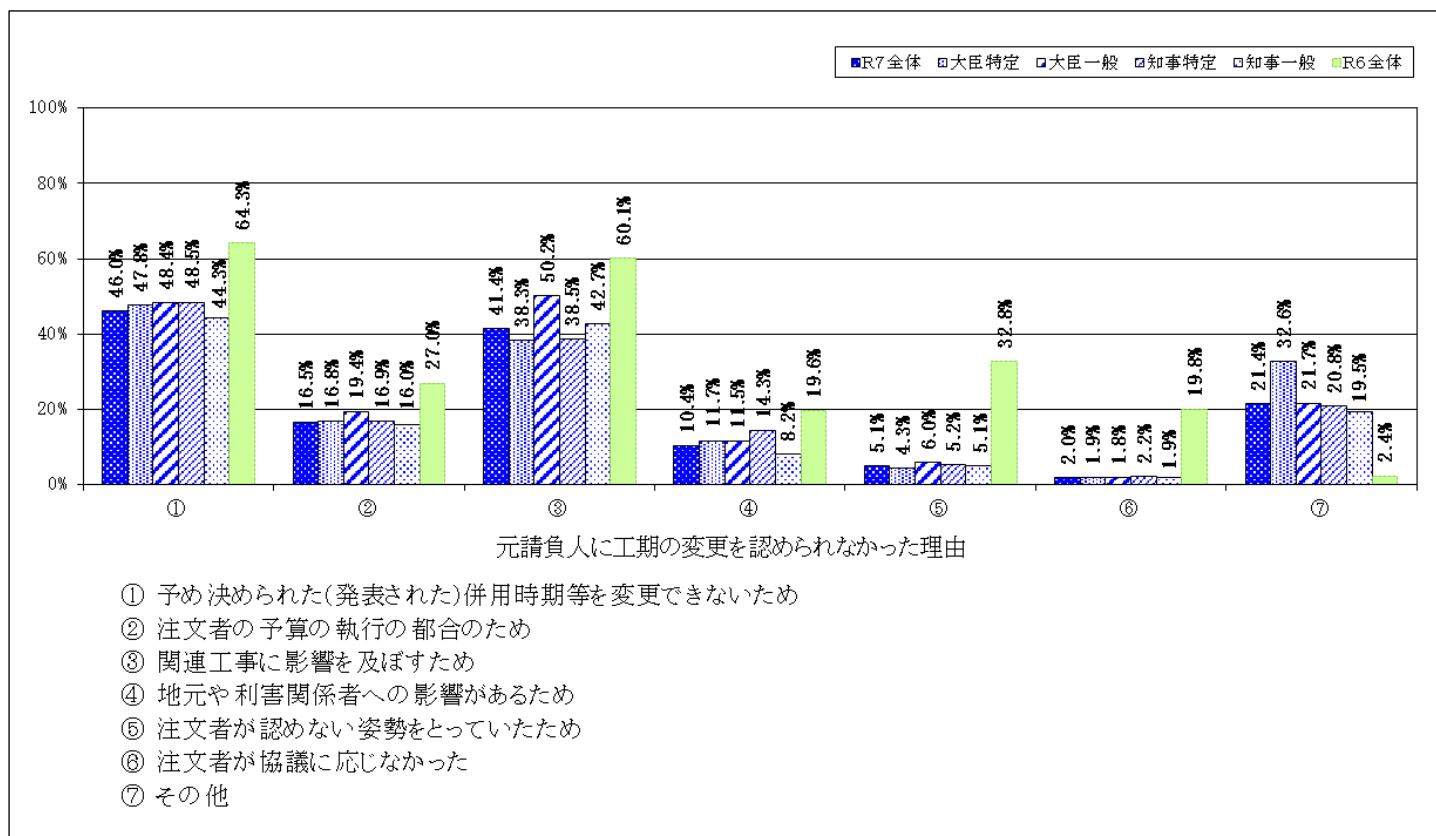
図-89 工期の変更交渉を行った際の元請負人の対応



(1)-11 元請負人に工期の変更を認められなかった理由(Q20-12)

当初契約又は変更契約の際に、元請負人から工期の変更が認められなかった理由について、下請負人の立場から回答を求めたところ、①「予め決められた(発表された)供用時期等を変更できないため」が 46.0%(昨年度 64.3%)、③「関連工事に影響を及ぼすため」が 41.4%(昨年度 60.1%)である一方、⑥「注文者が協議に応じなかった」との回答が 2.0%(昨年度 19.8%)という結果でした。(図-90)

図-90 元請負人に工期の変更を認められなかった理由

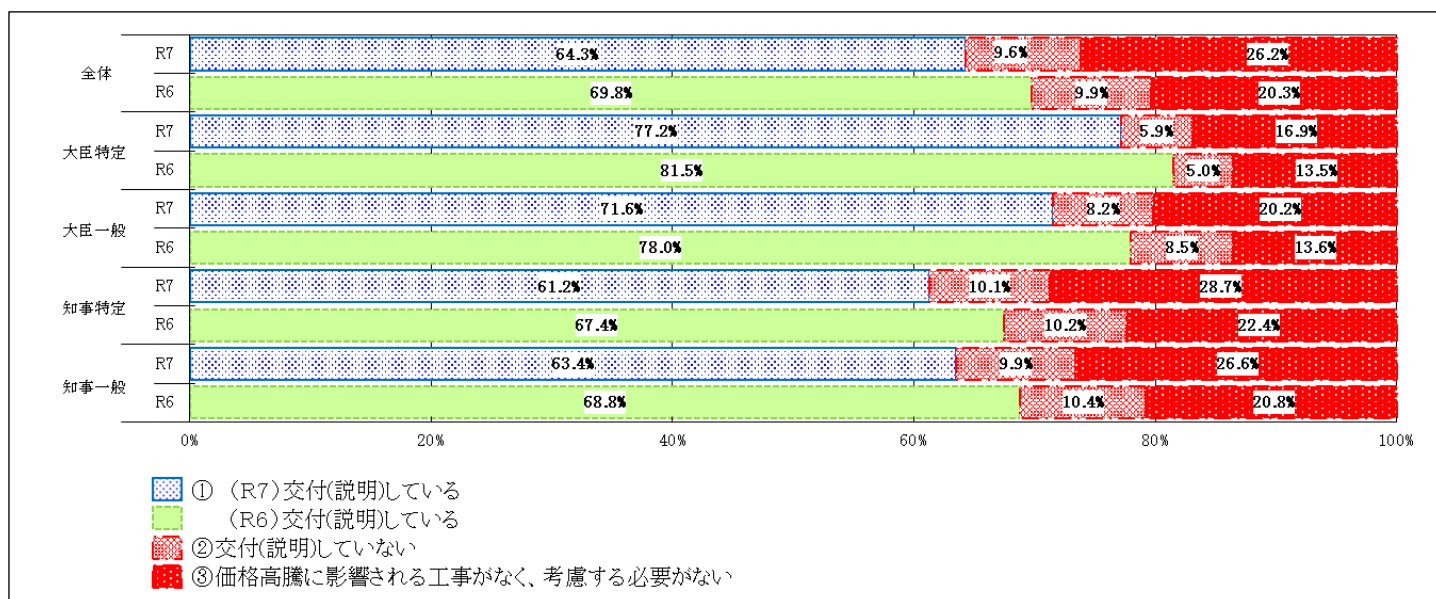


(2) 価格について

(2)-1 価格高騰を考慮した積算、見積書の元請負人への交付(Q21-1)

下請負人として、元請負人に見積書を交付する際、資材等価格の高騰を考慮した積算を行い、①「見積書を交付(説明)している」(元請負人に価格高騰の説明をしている)と回答したのは、64.3%(昨年度 69.8%)でした。(図-91)

図-91 価格高騰を考慮した積算、見積書の元請負人への交付

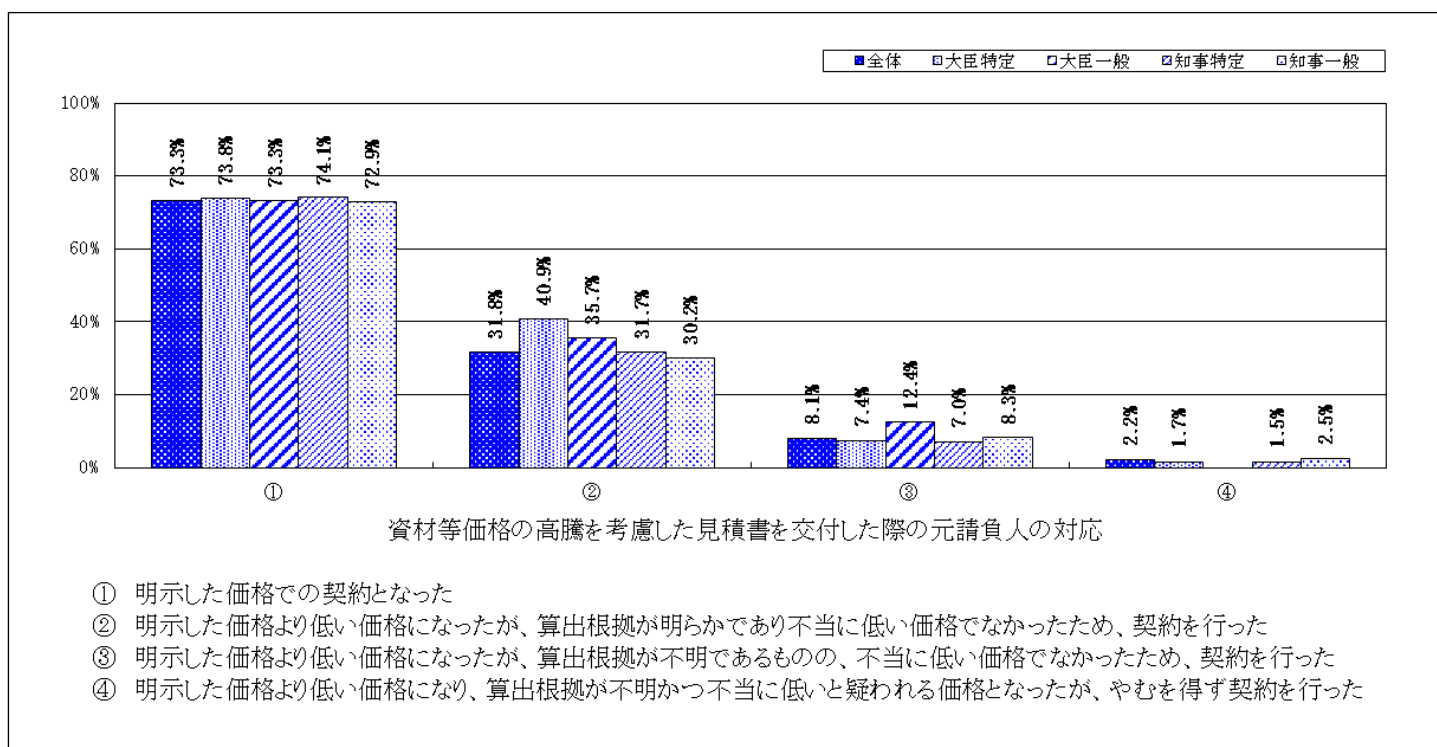


(2)－2 資材価格高騰を考慮した見積書を交付した際の元請負人の対応(Q21－2)

下請負人として、資材等価格の高騰を考慮した積算を行い、見積書を交付した際の元請負人の対応については、①「明示した価格での契約となった」との回答が73.3%、②「明示した価格より低い価格になったが、算出根拠が明らかであり不当に低い価格ではなかったため、契約を行った」との回答が31.8%という状況でした。

一方、④「明示した価格より低い価格となり、算出根拠が不明かつ不当に低いと疑われる価格となったが、やむを得ず契約を行った」が2.2%という結果となりました。(図－92)

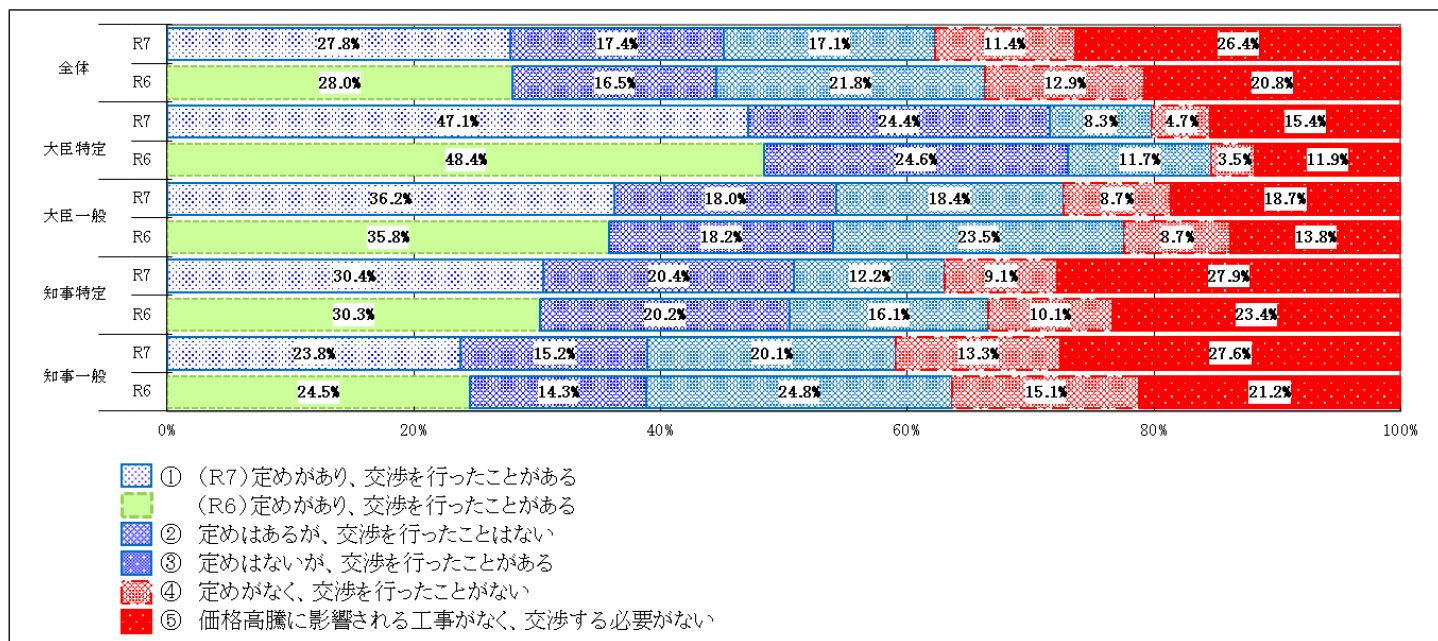
図－92 資材等価格の高騰を考慮した見積書を交付した際の元請負人からの対応



(2)－3 元請負人との価格の変更交渉について(Q21－3)

下請負人として、元請負人との契約書(注文書・請書等も含む)に、①「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の定めがあり、価格の変更交渉を行ったことがある」との回答は27.8%(昨年度28.0%)、③「定めはないが交渉を行ったことがある」との回答は17.1%(昨年度21.8%)と、44.9%(昨年度49.8%)が変更交渉を行っていました。(図－93)

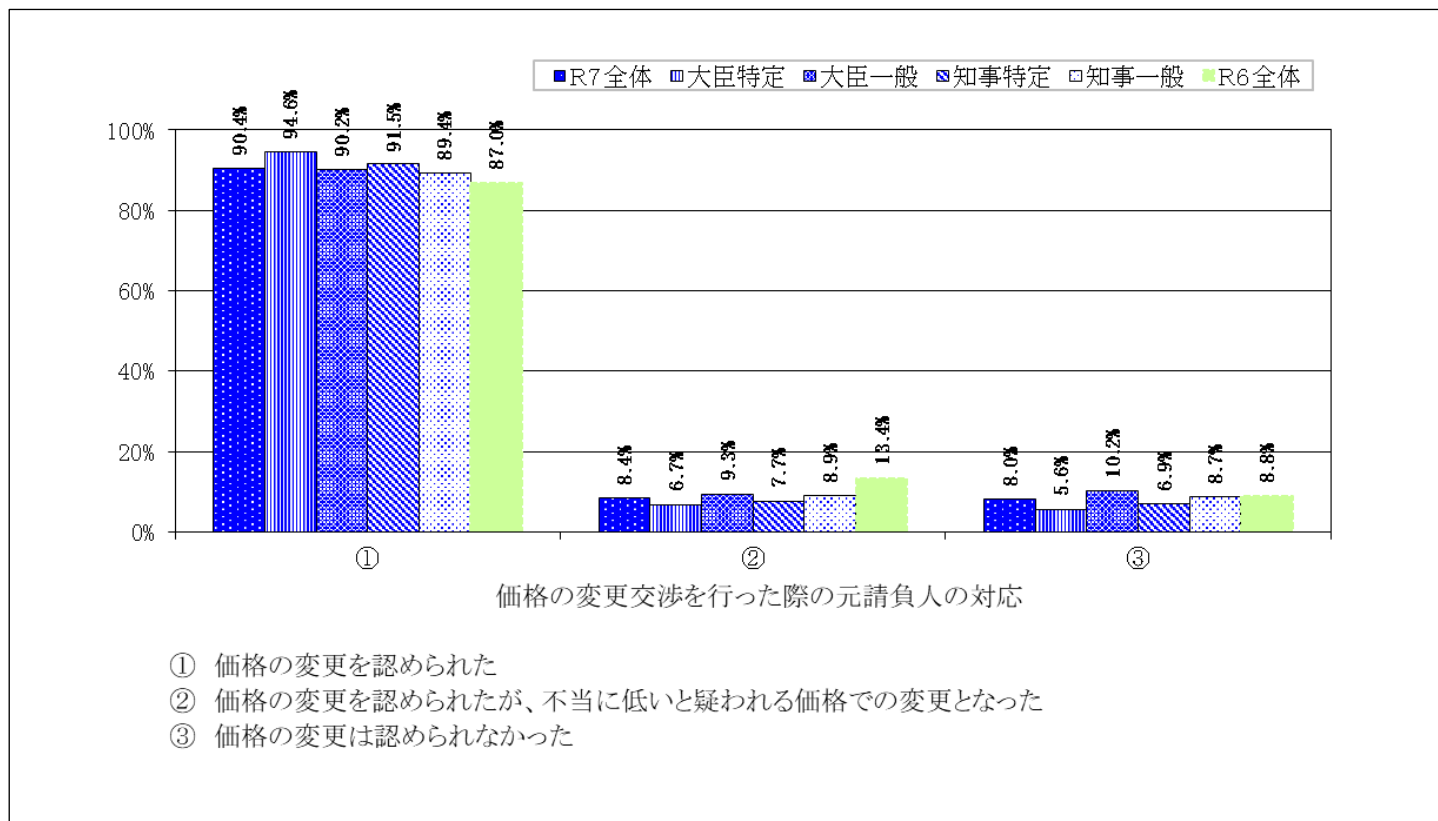
図-93 元請負人との価格の変更交渉について



(2)-4 価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応(Q21-4)

請負契約後の資材等価格の高騰といった状況変化により、価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応については、①「価格の変更を認められた」との回答が90.4%(昨年度87.0%)という結果となりました。(図-94)

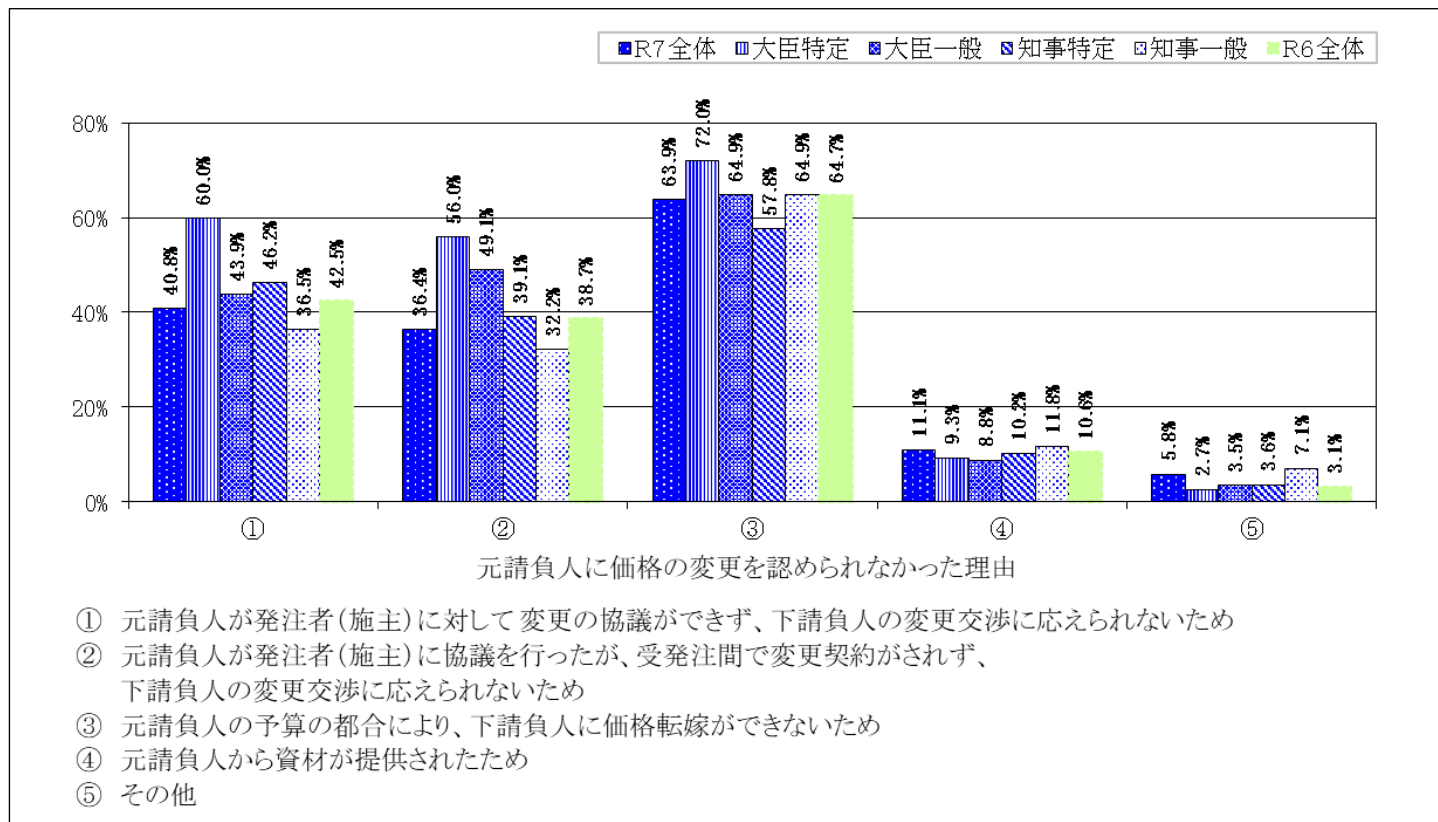
図-94 価格の変更交渉を行った際の元請負人の対応



(2)－5 元請負人に価格の変更を認められなかった理由(Q21－5)

当初契約又は変更契約の際に、元請負人から価格の変更が認められなかった理由について、下請負人の立場から回答を求めたところ、③「元請負人の予算の都合により、下請負人に価格転嫁ができないため」が 63.9%(昨年度 64.7%)、①「元請負人が発注者(施主)に対して変更の協議ができず、下請負人の変更交渉に応えられないため」が 40.8%(昨年度 42.5%)という結果となりました。(図－95)

図－95 元請負人に価格の変更を認められなかった理由



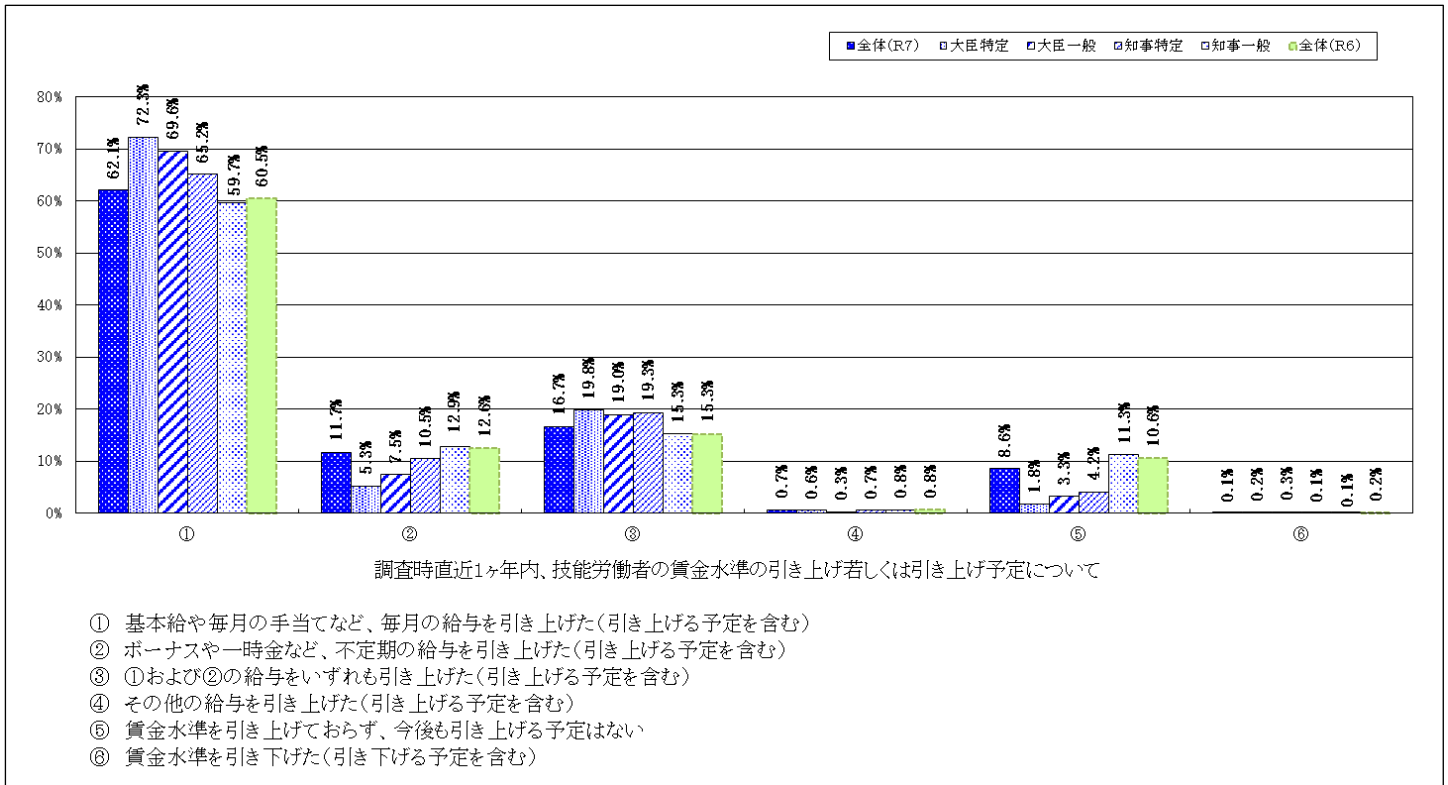
Ⅲ賃金等についての設問

(1) 技能労働者への賃金支払い(Q24)

(1)－1 調査時直近1ヶ年内、技能労働者の賃金の引き上げ若しくは引き上げる予定について(Q24－1)

雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げ状況について回答を求めたところ、①「基本給や毎月の手当てなど、毎月の給与を引き上げた(引き上げる予定を含む)」が 62.1%(昨年度 60.5%)でした。(図－96)

図-96 調査時直近1ヶ年内、技能労働者の賃金の引き上げ若しくは引き上げる予定について



(1)-2 賃金水準を設定する際の公共工事設計労務単価及び CCUS におけるレベル別年収の考慮状況 (Q25-1)

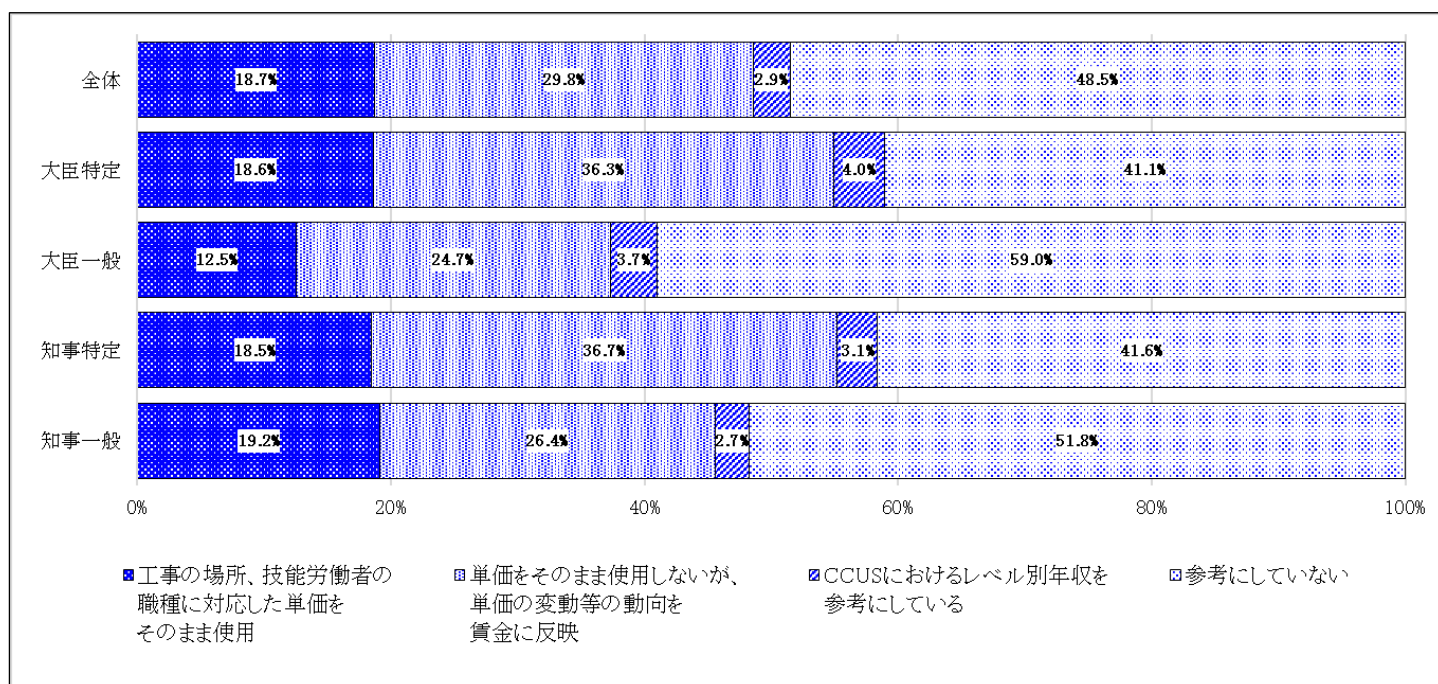
【賃金水準の設定にあたり参考としている内容】

国土交通省では令和 6 年 3 月に公共工事設計労務単価を引き上げましたが、技能労働者の賃金水準を設定する際に、参考としている内容について回答を求めたところ、「工事の場所、技能労働者の職種に対応した単価をそのまま使用している」が 18.7%、「単価をそのまま使用しないが、単価の変動等の動向を賃金に反映」が 29.8%、「CCUS におけるレベル別年収を参考にしている」が 2.9%、「参考にしていない」が 48.5%という結果となりました。(図-97(a))

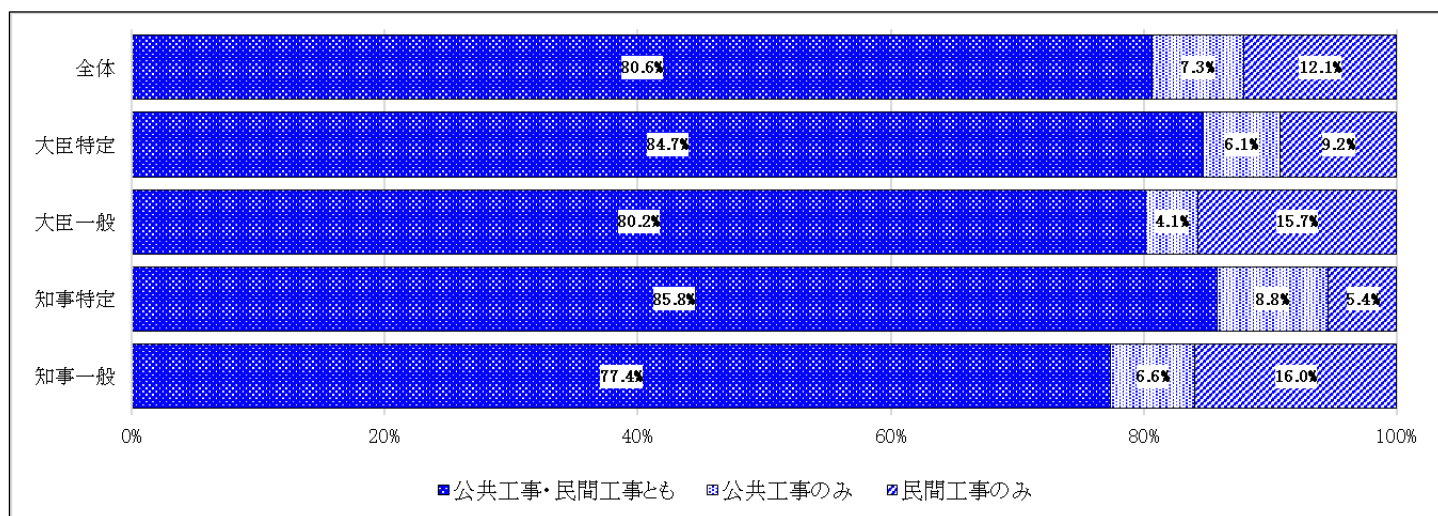
【賃金水準の設定を行う際の工事区分(公共工事・民間工事)】

同様に、技能労働者の賃金水準を設定する際の工事区分(公共工事・民間工事)について回答を求めたところ、「公共工事・民間工事とも」が最も高く 80.6%、「民間工事のみ」が 12.1%、「公共工事のみ」が 7.3%となりました。(図-97(b))

図-97 賃金水準を設定する際の考慮状況
(a) 賃金水準の設定にあたり参考としている内容



(b) 賃金水準の設定を行う際の工事区分(公共工事・民間工事)



(1) -3 技能レベル別・雇用技能労働者の平均年収水準(Q25-2)

技能レベル別・雇用技能労働者の平均年収水準については、

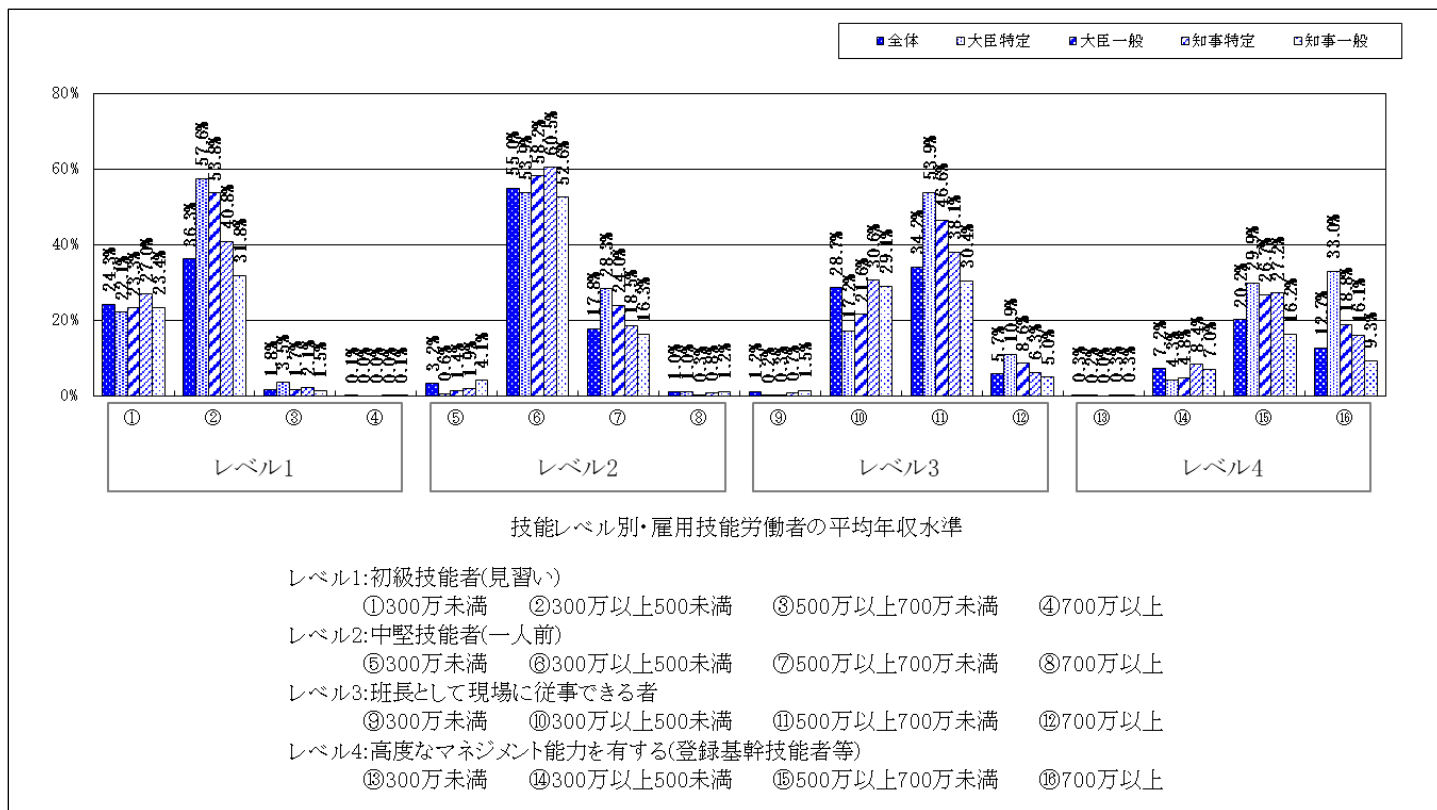
レベル1:初級技能者(見習い)では、②「300万以上500万未満」が最も多く**36.3%**、

レベル2:中堅技能者(一人前)でも、⑥「300万以上500万未満」が最も多く**55.0%**、

レベル3:班長として現場に従事できる者では、⑪「500万以上700万未満」が最も多く**34.2%**、

レベル4:高度なマネジメント能力を有する(登録基幹技能者等)では、⑮「500万以上700万未満」が最も多く**20.2%**という結果となりました。(図-98)

図-99 技能レベル別・雇用技能労働者の平均年収水準



(2)－4 賃金水準を引き上げない理由(Q25－3)

賃金水準を引き上げない理由としては、⑩「経営の先行きが不透明で引き上げに踏み切れない」が 53.5% (昨年度 45.6%)、⑧「赤字補填、運転資金や建設機械の購入など他の用途に充当する必要がある」が 22.9% (昨年度 19.6%)、⑦「受注者の立場では発注者(施主)や元請負人に賃金引き上げの費用を求めづらい」が 17.5% (昨年度 22.2%) の順で高い状況でした。(図－99)

図－99 賃金水準を引き上げない理由

